

わが国が未批准の国際条約一覧

(2009年1月現在)



2009年3月

国立国会図書館調査及び立法考査局

調査資料
2008-3-c

現代社会はますます複雑かつ多様化し、国政審議においても広範で多角的な情報が求められております。このような状況に対応するため、国立国会図書館調査及び立法考査局は『基本情報シリーズ』を刊行いたします。このシリーズは、国政課題に関する基本的な情報をさまざまな視点から提供するものです。

わが国が未批准の国際条約一覧

(2009年1月現在)

調査及び立法考査局議会官庁資料課

2009年3月

国立国会図書館
調査及び立法考査局

目 次

はじめに	1
凡例	1
主題索引 (五十音順)	8
未批准条約一覧	10
1. 国際連合 (UN) 寄託条約	10
(A) 人権・難民・人身売買等	10
(B) 外交・軍縮・国際機関・条約法	13
(C) 文化・学術・放送・通信・出版	14
(D) 統一商法・国際私法	16
(E) 刑事法	17
(F) 関税	18
(G) 運輸	18
(H) 海洋・宇宙法	20
(I) 環境・食料・作物	20
(J) 国際連盟 (LN) 条約	23
2. 国際労働機関 (ILO) 条約	24
3. 国連教育科学文化機関 (ユネスコ UNESCO) 寄託条約	40
4. 国際民間航空機関 (ICAO) 寄託条約	41
5. 国際海事機関 (IMO) 寄託条約	42
6. 国際移動通信衛星機構 (IMSO) 寄託条約	45
7. 世界知的所有権機関 (WIPO) 寄託条約	46
8. 国際原子力機関 (IAEA) 寄託条約	47
9. 経済協力開発機構 (OECD) 寄託条約	48
10. 世界税関機構 (WCO) 寄託条約	49
11. 私法統一国際会議 (UNIDROIT) 起草条約	50
12. ハーグ国際私法会議採択条約	52
13. 万国海法会起草条約	56
14. 米州機構 (OAS) 寄託条約	57
15. 欧州評議会寄託条約	58
16. その他	58

はじめに

条約は、国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意であり（1969年採択「条約法に関するウィーン条約」第2条）、国家間（国際機関も含む）の関係を律する基本文書である。原則として、条約の効力は国内法に優先するとされており、条約の批准・未批准の問題は、わが国の外交政策にとどまらず、国内の諸施策にも影響を及ぼすこととなる。それだけの重要性を有することがらであるだけに、国会の国政審議において、条約の承認の問題が占める位置は、極めて大きいと言えよう。

ところで、すでにわが国が締約国となっている条約については、『官報』や外務省による各種条約集が編集刊行されており、比較的簡単に参照可能であるが、わが国が批准していない多数国間条約については、情報が分散しており、全貌を把握することは必ずしも容易なことではない。本稿は、国際機関の刊行物およびインターネットサイト掲載情報、わが国における多数国間条約の批准状況等を調査のうえ、わが国が未だに締約国となっておらず、かつ締約国となるためには国会の承認を要するであろう多数国間条約をできるかぎり網羅的に集め、その内容及び関連情報をまとめることにより、今後の国政審議に資することを目的として編集したものである。

この未批准条約の一覧資料は、1991年に国立国会図書館調査及び立法考査局が刊行する雑誌『外国の立法』に最初に発表した。その後2回にわたって、改訂稿を同じく『外国の立法』に掲載した。本稿は、その三訂版にあたるが、今回は『調査資料：基本情報シリーズ』の一冊として、体裁を新たに編集刊行することとした。今後も一定期間ごとに、改訂版を刊行する予定である。

凡例

1. 本稿は、『外国の立法』30巻6号（1991年11月）に掲載した「わが国が未批准の国際条約一覧」の三訂版である。初稿の改訂版は『外国の立法』202号（1998年3月）に、二訂版は『外国の立法』218号（2003年11月）に掲載した。本稿は、二訂版刊行後に新たに採択された条約を加え、国会の承認を得た条約は削除して編集した。発効日、締約国数、未批准の理由等は確認できた範囲で更新した。
2. 条約の批准（ratification）、受諾（acceptance）、承認（approval）、加入（accession）は、それぞれ国が条約によって拘束されることへの同意を表明する行為であり、厳密に言えば区別されるものであるが、便宜上ここではすべて「批准」と表現した。
3. 2009年1月現在、わが国が締約国となっていない多数国間条約のうち、締約国となるためには国会の承認を必要とすると思われるものを採録した。ただし、次の条約は除いた。
 - ①規定上または事実上地域的限定がある条約で、わが国が締約国となる可能性のない条約
 - ②その条約と規律対象及び目的を同じくする新たな条約が発効している条約、または、その新たな条約が発効していなくても既にわが国が新たな条約に署名している場合の旧条約
4. 条約の配列は、国際機関・国際会議別とした。これらの機関・会議は、多数国間条約の寄託者として、条約原本の保管、批准書・加入書等の受領および保管などの事務を担い、条約の管理・運用上、重要な役割を果たしている。

それぞれの機関・会議の中の配列は、採択年月日順とした。「条約名」、「採択日／発効日」、「テキスト」、「内容・締約国数・その他」の項目を設けて、関連情報を記載した。

5. 条約の邦題については、邦訳テキストや各府省・国内関連団体ウェブサイトの情報がある場合は、それによるか、または参照しつつ訳出し、ない場合は独自に訳出した。条約の邦題が旧字・カタカナ・旧送り仮名のものは、現代の表記に改めることとした。
6. 「採択日／発効日」の項目には、確認できた形で採択地も付記した。採択日に付した、条約の作成 (make)、採択 (adopt)、署名 (sign)、署名開放 (open for signature) 等は、区別されるものであるが、ここでは典拠とした資料で用いられている用語をそのまま採用した。
7. 「テキスト」の項目には、利用の便宜を考え、原則として英文で比較的入手しやすいものと、公表されている邦訳テキストがあれば、それを (多数ある場合は入手しやすいと思われるものを) 示した。各種資料にテキストの掲載がないものは、テキストの公開を確認できた各機関・関連団体ウェブサイトを示した (URL の変更頻度等を考慮しトップページのみとした)。ただし、邦訳は公的機関の訳であっても、現段階ではあくまで仮訳にとどまる。
8. 「内容・締約国数・その他」の項目には、その条約の概要と共に、確認できたものについて、◆の後に、わが国が批准するに至っていない理由を紹介した。

また、この項目には、発効している条約については締約国数を、未発効の条約については署名国数と批准国数を記した。締約国に国際機関や地域などを含むかどうかの定義は、資料や条約の内容により様々であるため、ここでは典拠とした資料で確認できた数をそのまま採用した。

9. 各項目の情報は、国連の Treaty Collection (<http://treaties.un.org/Pages/Home.aspx?lang=en>) をはじめとする各機関ウェブサイトや各種資料等により確認し、正確を期した。

10. 略号一覧

(1) テキスト掲載資料

条約のテキストを掲載する各資料の略号は、以下のとおりである。() 内は国立国会図書館請求記号、< >内は所蔵場所を示す。

一覧表のテキスト欄では、定期刊行物の略号の前後に、資料の特徴に応じて、テキストが掲載されている巻号または頁を付記したことがある。前後に付記している場合は、前が巻号、後が頁を表す (例: 60 LNTS 253 → LNTS 60 巻 253 頁)。後にのみ付記する場合は巻号を表す (例: Cmnd 4706 → Cmnd 4706 号)。欧文資料については、法令資料の引用方法で一般に多く用いられる記述に従っている。

【欧文】

AJCL……………*American Journal of Comparative Law*, American Society of Comparative Law (Z51-C165) <関西館>

アメリカ比較法学会誌。

ATS……………*Australian Treaty Series* (C8-A8-1) <議会官庁資料室>

オーストラリアの官版の条約集。

BGB1……………*Bundesgesetzblatt* (CG4-2-1) <議会官庁資料室>

ドイツ法律公報。第Ⅱ部に条約が登載される。この公報第Ⅱ部の索引

- である *Fundstellennachweis B* には、締約国がその加入年月日とともに掲載されている。
- Cmnd, Cm……………*Command Papers* (BG-8-1) <議会官庁資料室>
英国の議会提出政府文書集。英国が批准していない条約も収載されている。
- CTIA……………*Consolidated Treaties & International Agreements* (C8-U-7) <議会官庁資料室>
アメリカの民間版の条約集。
02-1 CTIA 259 は、2002 年の Vol.1 259 頁を意味する。
- Copyright……………*Copyright, WIPO* (Z51-F276) <関西館>
世界知的所有権機関 (WIPO) の著作権法関係の機関誌で、関連条約と各国の著作権関連法の英訳が掲載される。その後、同じく WIPO の機関誌だった *Industrial Property* と合併して、1995 年から *Industrial Property and Copyright* (Z51-R148) <関西館> となり、さらに 1998 年から *Intellectual Property Laws and Treaties* (Z51-R661) <議会官庁資料室> と *WIPO Magazine* (Z51-R665) に分割されている。
- ICAO DOC……………*ICAO Document* (Y528) <議会官庁資料室>
国際民間航空機関 (ICAO) のドキュメント。
- ILM……………*International Legal Materials, American Society of International Law* (Z51-E49) <議会官庁資料室>
重要な国際条約や二国間条約が掲載されている。
- ILO CR……………*International Labour Conventions and Recommendations, ILO, 1919-1995 3vols* (C4-A1) <議会官庁資料室>
第 82 総会までの国際労働機関 (ILO) の条約と勧告をすべて収載する。
- IP……………*Industrial Property, WIPO* (Z53-C363) <関西館>
WIPO の工業所有権関係の機関誌で、関連の条約、各国の特許関係法の英訳が掲載される。その後、同じく WIPO の機関誌だった *Copyright* と合併して *Industrial Property and Copyright* (Z51-R148) <関西館> となり、さらに 1998 年から *Intellectual Property Laws and Treaties* (Z51-R661) <議会官庁資料室> と *WIPO Magazine* (Z51-R665) に分割されている。
- JO……………*Journal officiel de la République française. Lois et décrets* (CF2-3-1) <議会官庁資料室>
フランス官報法令版。
- Larcier……………*Les Codes Larcier. Tome 1. Droit civil, judiciaire et commercial, Bruxelles, De Boeck & Larcier S.A., Edition 1997* (CB4-3-9) <議会官庁資料室>
ベルギーの六法全書。
- LNTS……………*League of Nations Treaty Series* (C1-1) <議会官庁資料室>

- 国際連盟条約集。国際連盟に登録された多数国間・二国間条約を掲載する。
- OJ……………*Official journal of the European Union. Legislation* (CE5-2-3) <議会官庁資料室>
 欧州連合 (EU) 官報法令版。この L シリーズの Part 1 に条約が掲載される。2003 年 1 月までのタイトルは、*Official Journal of the European Communities. Legislation*
- RCH……………*Recueil des conventions: Conférence de La Haye de droit international Privé 1951-1996* (C911-A1) <議会官庁資料室>
 ハーグ国際私法会議条約集。1960 年代以降のものは英仏文を収載する。
- UN Doc……………国際連合文書 (Y515) <議会官庁資料室>
 略号の後に記した A/RES (総会の決議を意味する) などは国連文書のドキュメント記号。
- UNESCO Inst.……………*UNESCO's Standard-Setting Instruments* (Y522-1989-1) <議会官庁資料室>
 加除式のユネスコ条約・勧告集。
- UNESCO Res.……………*Reports of the General-Conference. Resolutions* (Y522-OR.5) <議会官庁資料室>
 ユネスコ決議集。ユネスコ総会記録のうち、決議集を収録する。
- UNJY……………*United Nations Juridical Yearbook* (C6-5) <議会官庁資料室>
 国連司法年鑑。
- UNTS……………*United States Treaty Series* (C1-2) <議会官庁資料室>
 国際連合編纂の国際連合登録条約集。掲載されるまでに 10 年近くかかり、また未発効の条約は掲載されないため、最近の条約を調べるには難のある資料である。

【和文】

- IBL……………『International Business Law Materials』国際商事法研究所 (Z51-N352)
- ILO 条約……………『ILO 条約・勧告集』第 7 版 労働省編 労政行政研究所 2000 (C4-G3)
 <議会官庁資料室>
- NBL……………『NBL』商事法務 (Z2-380)
- 大原……………『大原社会問題研究所雑誌』法政大学大原社会問題研究所 (Z6-89)
- 海運……………『海運』日本海運集会所 (Z5-28)
- 海運局……………『定期船同盟行動憲章条約』運輸省海運局監修 海文堂出版 1975
 (C3-56) <議会官庁資料室>
- 海事法……………『海事法研究会誌』日本海運集会所 (Z2-534)
- 解説国際……………『解説国際環境条約集』広部和也、臼杵知史編修代表 三省堂 2003
 (C4-H2) <議会官庁資料室>
- 解説条約集……………『解説条約集 2008』広部和也、杉原高嶺編修代表 三省堂 (C1-J3) <議

会官庁資料室>

- 外交……………『国際法外交雑誌』国際法学会 (Z2-106)
- 外国……………『外国の立法：立法情報・翻訳・解説』国立国会図書館調査及び立法考査局 (Z2-5)
- 海法……………『海法会誌』日本海法会編 勁草書房 (Z2-69)
- 回路……………『回路配置利用権登録センター年報』工業所有権協力センター (Z14-1811)
- 家月……………『家庭裁判月報』最高裁判所事務総局 (CZ-2788-1) <議会官庁資料室>
- 金法……………『金沢法学』金沢大学法学部 (Z2-154)
- 環境関連……………『環境関連国際条約集』I・II (財)環境調査センター編 岩間徹ほか監修 1991 (C4-18) <議会官庁資料室>
- 基本……………『基本条約・資料集』新3版 田畑茂二郎ほか編 東信堂 1995 (C1-44) <議会官庁資料室>
- 空法……………『空法』日本空法学会編 勁草書房 (Z2-169)
- 軍縮……………『軍縮条約・資料集』第2版 藤田久一、浅田正彦編 有信堂高文社 1997 (C2-G2) <議会官庁資料室>
- 警察……………『警察学論集』警察大学校編 立花書房 (Z2-63)
- 原子力……………『欧米諸国の原子力法』原子力発電法制研究会編 日本電気協会 1981 (改訂版) (A411-165)
- 原子力損害……………『原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正議定書及び原子力損害の補完的補償に関する条約：平成10～12年度国際原子力責任班中間報告書』日本エネルギー法研究所 2001 (C3-G41) <議会官庁資料室>
- 工業所有権……………『外国工業所有権法令集』第7巻 特許庁訳編 AIPPI日本部会 (C411-36) <議会官庁資料室>
- 国際……………『国際条約集 2008年版』奥脇直也編集代表 有斐閣 (C1-J1) <議会官庁資料室>
- 国際航空……………『国際航空運送関係条約集』航空振興財団 1971 (C3-38) <議会官庁資料室>
- 国際条約……………『国際条約集』皆川洗ほか編 東京法令出版 1971 (C1-16) <議会官庁資料室>
- 国私条約集……………『国際私法条約集』川上太郎編著 有信堂 1966 (329.6-Ka825k2)
- 国私資料集……………『国際私法・国籍法・家族法資料集』奥田安弘編訳 中央大学出版部 2006 (A911-H58)
- 国私年報……………『国際私法年報』国際私法学会 (Z71-G149)
- 国商……………『国際商事法務』国際商事法研究所 (Z2-406)
- 国会 ILO……………『国際労働機関総会で採択された条約及び勧告に関する報告書』 (BZ-8-8) <議会官庁資料室>
ILO 憲章第19条に基づき内閣が国会へ提出する報告書。前年の総会で採択された条約と勧告の邦訳が収載される。

- 国会ユネスコ……………『国際連合教育科学文化機関総会において採択された条約及び勧告に関する報告書』（BZ-8-28）＜議会官庁資料室＞
 ユネスコ憲章第4条4に基づき内閣が国会へ提出する報告書。前年の総会で採択された条約と勧告の邦訳が収載される。
- コピライト……………『コピライト』著作権資料協会（Z2-364）
- 駒大政論……………『政治学論集』駒沢大学法学部（Z1-202）
- ジュリ……………『ジュリスト』有斐閣（Z2-55）
- 旬商……………『旬刊商事法務』商事法務研究会（Z2-77）
- 障害……………『月刊障害者問題情報』障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（Z6-1870）
- 障害資料……………『国際障害者年国連・海外関係資料集』国際障害者年推進会議企画・編集 全国社会福祉協議会 1983（EG61-323）
- 条約集……………『条約集』外務省条約局（C1-12）＜議会官庁資料室＞
- 女性……………『女性&運動』新日本婦人の会（Z6-1741）
- 資料……………『国際人権条約・資料集』芹田健太郎編 有信堂高文社 1979（C2-43）
 ＜議会官庁資料室＞
- 信託法……………『信託法研究』信託法学会（Z2-583）
- 成蹊法学……………『成蹊法学』成蹊大学法学会（Z2-356）
- セミナー……………『法学セミナー』日本評論社（Z2-19）
- 世労……………『世界の労働』日本ILO協会（Z6-237）
- 宣言……………『国際人権条約・宣言集』第3版 松井芳郎ほか編 東信堂 2005（C2-H2）＜議会官庁資料室＞
- 専修……………『専修法学論集』専修大学法学会（Z2-190）
- 租税……………『租税研究』日本租税研究協会（Z3-406）
- 損害研究……………『損害保険研究』損害保険事業研究所（Z3-404）
- 地球環境……………『地球環境条約集』第4版 中央法規出版 2003（C4-H1）＜議会官庁資料室＞
- 知的財産……………『知的財産条約集』第1巻～第6巻 知的財産比較法研究所編 東京印刷（C3-G34）＜議会官庁資料室＞
- 知的所有権……………『知的所有権六法』平成3年版 知的所有権研究会編 ぎょうせい（CZ-463-16）＜議会官庁資料室＞
- 著作権……………『著作権関係条約集』文化庁 1981（C5-8）＜議会官庁資料室＞
- 帝塚山……………『帝塚山大学論集』帝塚山大学教養学会（Z22-722）
- 名古屋……………『名古屋大学法政論集』名古屋大学大学院法学研究科編（Z2-177）
- 難民……………『難民に関する国際条約集』国際連合高等弁務官事務所 本間浩監修 1987（C2-70）＜議会官庁資料室＞
- 福祉……………『福祉労働』現代書館（Z6-1253）
- ベーシック……………『ベーシック条約集 2008年版』松井芳郎編集代表 東信堂（C1-J2）＜議会官庁資料室＞
- 法学……………『法学研究』慶応義塾大学法学研究会（Z2-12）

主題索引（五十音順）

各数字は、条約名に付した項番をあらわす。

宇宙	63, 65, 264	航空運送	178~180, 268
外交		手形	45
外交官	19, 20	売買等	42, 46~48, 220
外交使節	21, 22	複合輸送	44
国際紛争処理	18	条約法	23, 25
海洋	64, 267	食料	74~76, 78, 79
学術研究	36, 38, 39, 174, 264	人権	
環境	66~73, 184, 189, 190, 193, 270	アパルトヘイト	9, 10
関税・貿易	32, 35, 52~54, 212, 213, 265, 269	移民労働者	13, 109, 117, 132
刑事法		教育	173
海上衝突	254	強制失踪	17
国際刑事裁判所	51	強制労働	1, 4, 111
国際組織犯罪	50	拷問	15
税関犯罪	211	子ども	101~103, 105, 239, 244, 245, 249, 250, 261
戦争犯罪	49	死刑	12
通貨偽造	81	社会保障	99, 117, 122, 125, 143, 148, 149
猥褻出版	30, 31	障害者	16
工業所有権	196~201, 204, 205	少数民族	153
交通		女性	5, 7, 14, 104, 110, 144, 167
海運	57, 185, 188, 191	人権侵害救済	8
海技免状	96, 100, 119	成年者	246
海上交通	259	人身売買	262
海難救助	186, 258	人道支援	28, 29
車両	60	生命倫理	260
船舶	58, 61, 182, 187	船員身分証明書	170
鉄道	62	大量殺害	2
道路	55, 56	著作権	37, 202, 203
内水	80	通信	34, 40, 194, 195
パナマ運河	259	難民	263
国際私法	27, 41, 221~250, 253, 254	不法行為	192
国籍	3, 6, 83~85	文化財	176, 219
国家継承	23, 24	文化保護	177
作物	77	兵役義務	82
商事法		兵器	26, 271
海商	40, 59, 61, 183, 251, 252, 256, 257	放送	34, 36, 86

報道	33	船員	97～99, 106, 114, 115, 133, 134, 147～150, 163～166, 170～172
民間防衛	266	船内設備	120, 126, 171, 172
民事法		団結権	88, 131, 138
原子力損害	183, 206～210	団体交渉権	141
婚姻	7	賃金	108
遺言	215	年少者	101～103, 105, 118, 171, 172
傭兵	11	農業労働者	88, 123, 168
労働基本権		パートタイム労働	159
移民労働者	13, 109, 132	夜間労働	91, 103～105, 155
家族的責任	144	労働衛生	89, 96, 98, 99, 106, 114, 118, 121, 128, 135, 139, 142, 146, 151, 154, 160, 163, 169, 171, 172
看護職員	136	労働監督	161
休暇	90, 112, 125, 130, 134, 156	労働行政	116, 137
健康検査	101, 102, 114, 118, 148	労働災害	97, 158, 171, 172
公契約労働者	107	労働者代表	127
公務員	138	労働時間	87, 92～95, 140, 156, 166, 171, 172
雇用差別	113	労働統計	145
在宅形態労働	162		
失業対策	129, 152		
職業訓練	175		
職業紹介	164		

未批准条約一覧

1. 国際連合 (UN) 寄託条約

国連事務総長に寄託される条約の批准状況と一部の本文は、国連の運営する“Treaty Collection”のホームページで確認することができる。
<http://treaties.un.org/Pages/Home.aspx?lang=en> (2008.12.3 最終アクセス)

(A) 人権・難民・人身売買等

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
1a 奴隷条約 Slavery Convention.	1926.9.25 作成 (ジュネーブ) 1927.3.9 発効	60 LNTS 253 邦訳：宣言	奴隷取引の禁止、奴隷制度の完全な撤廃、強制労働の防止のために必要な措置をとることを定める。締約国数：99 (2008.11.10 現在)
1b 1926年奴隷条約の改正議定書 Protocol amending the Slavery Convention 1926.	1953.12.7 作成 (ニューヨーク) 1953.12.7 発効	182 UNTS 51 邦訳：宣言	奴隷条約の規定のうち、国際連盟を国際連合に置き換えるための改正。締約国数：61 (2008.11.10 現在)
2 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約 (ジェノサイド条約) Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide.	1948.12.9 採択 (総会) 1951.1.12 発効	78 UNTS 277 邦訳：国際、資料、 宣言、解説条約集、 ベーシック	集団の構成員への殺害、精神的肉体的な重大な侵害、肉体的破壊をもたらすような生活の強制、出生の妨害、児童の強制移住を処罰する国内立法の義務について定める。締約国数：140 (2008.11.10 現在)
3 無国籍者の地位に関する条約 Convention relating to the Status of Stateless Persons.	1954.9.28 作成 (ニューヨーク) 1960.6.6 発効	360 UNTS 117 邦訳：宣言 (抄)、 難民	自国の領域内の無国籍者に、宗教の自由、初等教育、公的教育、労働基本権については自国民と同様の待遇を、経済的自由については外国人に対するより不利でない待遇を与える義務について定める。締約国数：63 (2008.11.10 現在)
4 奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度類似の制度及び慣行の廃止に関する補足条約 Supplementary Convention on the Abolition of Slavery, the Slave Trade, and Institutions and Practices Similar to Slavery.	1956.9.7 作成 (ジュネーブ) 1957.4.30 発効	266 UNTS 3 邦訳：宣言	債務奴隷制度、農奴制度、対価と引き換えの婚姻、児童売買の完全な廃止をできる限り速やかに実現するための措置をとり、また、奴隷輸送に加担する行為、奴隷の地位にある者に対して身体に烙印を押す行為、他の者を奴隷にする行為を刑事犯罪とすることを定める。締約国数：123 (2008.11.10 現在)
5 既婚婦人の国籍に関する条約 Convention on the Nationality of Married Women.	1957.2.20 作成 (ニューヨーク) 1958.8.11 発効	309 UNTS 65 邦訳：宣言 (抄)	外国人との結婚・離婚及び夫の他の国籍取得・放棄は妻の国籍に影響を及ぼさず、また、締約国は外国人妻自身の要請により特権的に夫の国籍を取得することができることに同意することを定める。締約国数：74 (2008.11.10 現在)
6 無国籍の減少に関する条約 Convention on the Reduction of Statelessness.	1961.8.30 作成 (ニューヨーク) 1975.12.13 発効	989 UNTS 175 邦訳：宣言、難民	無国籍者を減少させるために、締約国は国籍を認めなければ無国籍となる場合は、領域内に生まれた者および領域内に生まれなくても片親が国籍を有していれば、その者にも国籍を付与すること等を定める。◆未批准の理由：「条約の第1条のうち主に第2項でございますけれども、(a)号、(b)号の)国籍付与の考え方がこのままで取り入れるということは少し我が国の国籍法の全体とうまくそぐわないのではなかろうか」(枇杷田泰助法務省民事局長 参・法 昭 59.5.10)との国会答弁がある。締約国数：35 (2008.11.10 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
7 婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約 Convention on Consent to Marriage, Minimum Age for Marriage and Registration of Marriages.	1962.12.10 署名 開放 (ニューヨーク) 1964.12.9 発効	521 UNTS 231 邦訳：宣言 (抄)	婚姻の成立には両性の自由な合意のほかに公示と当局及び証人の面前での両人自身の表明を必要とすることを定める。また締約国が婚姻の最低年齢を明示する立法措置をとること、婚姻を記録する公式記録簿を設置することを定める。締約国数：54 (2008.11.10 現在)
8 市民的及び政治的権利についての国際規約についての選択議定書 Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights.	1966.12.16 採択 (総会) 1976.3.23 発効	999 UNTS 171 邦訳：国際 (抄)、 資料 (抄)、基本 (抄)	市民的及び政治的権利に関する国際規約 (わが国批准済み昭和 54 年 8 月 4 日条約第 7 号) によって設置される人権委員会が、同規約に定める権利を侵害された個人からの通報を受理し、当事国の注意を喚起し、審議することを締約国が認めることを規定する。◆未批准の理由：「国際人権 B 規約第一選択議定書におきましては、いわゆる個人通報制度が規定されているところでございます。この個人通報制度につきましては、この条約の実施の効果的担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であるとは考えますが、他方において、司法権の独立を含め、司法制度との関連で問題が生ずるおそれもあると考えられます。この問題につきましては、今後の制度の運用状況等を見ながら、規約委員会の最終意見における勧告の趣旨も踏まえて真剣かつ慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。」(森山眞弓法務大臣 参・法 平 13.12.4) との国会答弁がある。締約国数：111 (2008.11.10 現在)
9 アパルトヘイト罪の禁止処罰に関する国際条約 International Convention on the Suppression and Punishment of the Crime of Apartheid.	1973.11.30 採択 (総会) 1976.7.18 発効	1015 UNTS 243 邦訳：資料、宣言 (抄)	締約国がアパルトヘイト罪を禁止防止・処罰するための立法・行政措置を行うこと、国連その他の機関のアパルトヘイト罪禁止防止・処罰に関する決定を実施すること等を定める。締約国数：107 (2008.11.10 現在)
10 スポーツにおける反アパルトヘイト国際条約 International Convention against Apartheid in Sports.	1985.12.10 採択 (総会) 1988.4.3 発効	1500 UNTS 161、 UN Doc.A/RES/40/64G 邦訳：宣言 (抄)	締約国が、アパルトヘイトを実施している国とのスポーツ交流を許さず、協議団体及び個々の選手がそのような交流をしないことを確保するために、財政援助の打切、施設への出入り禁止などの措置を行うことを定める。締約国数：60 (2008.11.10 現在)
11 傭兵の募集、使用、資金供与及び訓練を禁止する条約 International Convention against the Recruitment, Use, Financing and Training of Mercenaries.	1989.12.4 採択 (総会) 2001.10.20 発効	2163 UNTS 75、 UN Doc.A/RES.44/34、 29 ILM 89	傭兵を募集、使用、財政支援、訓練すること及び戦闘に参加する傭兵は処罰される。締約国が、これらの行為を禁止し、防止及び処罰のための措置をとること、また、これらの行為が行われている場合に、締約国が国連事務総長へ通報すべきことを定める。締約国数：32 (2008.11.10 現在)
12 死刑の廃止を目指す、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第二選択議定書(死刑廃止議定書) Second Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights, aiming at the Abolition of the Death Penalty.	1989.12.15 採択 (総会) 1991.7.11 発効	1642 UNTS 414、 UN Doc.A/RES/44/128、 29 ILM 1464 邦訳：宣言 (抄)	締約国の管轄内での死刑の執行を行わず、死刑を廃止するためにすべての必要な措置をとることを定める。◆未批准の理由：「我が国の死刑制度の存廃、これは刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題でありますので、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であると考えておりまして、直ちに同議定書を批准し、死刑を廃止することは適当ではないと考えているからでございます。」(陣内孝雄法務大臣 衆・法 平 11.3.19) との国会答弁がある。締約国数：68 (2008.11.10 現在)
13 すべての移民労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約 (移民労働者条約) International Convention on the Protection of the Rights of All Migrant Workers and Members of their Families.	1990.12.18 採択 (総会) 2003.7.1 発効	UN Doc.A/RES.45/158 邦訳：労旬 1269、 セミナー 442・444	違法就労を含むすべての外国人労働者とその家族に自由権の基本権の保障、集団的追放処分の禁止、労働組合への参加権・労働条件において雇用国の国民より下まらない待遇の保障、子どもの教育を受ける権利等を保障することを定める。さらに、正規登録または正規法的地位の外国人労働者とその家族について雇用国の国民と平等な扱い等を保障することを定める。締約国数：39 (2008.11.11 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
14 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書 Optional Protocol to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women.	1999.10.6 採択 (総会) 2000.12.22 発効	2131 UNTS 83、 UN Doc.A/RES.54/4 邦訳：女性 (209)	女子差別撤廃条約(わが国批准済み昭和 60 年 7 月 1 日条約第 7 号)の選択議定書。女子差別撤廃条約の違反について、個人等の通報制度を規定する。個人その他、集団に対しても女子差別撤廃委員会に対する申立を可能とし、また条約への重大で組織的な違反に対する女子差別撤廃委員会の調査手続等を規定する。◆批准の障害に関して、「いわゆる議定書の中に定める個人通報制度というところが一番問題なんだと思うんですが、条約の実施のいわゆる効果的な担保というんですかね、弁護士用語で言うと。... (中略) ... 注目すべき制度であると考えられるということは確かなんだと思いますが、同時に、これは司法権の独立という話と絡んでくるんで、日本の場合、司法制度との関連で問題が生じるおそれがあるということで慎重に検討すべきであるという指摘もありますので、これらの点につきまして今慎重に検討がなされていると承知をしております。」(麻生太郎外務大臣 参・予算 平 18.3.15)との国会答弁がある。締約国数：94 (2008.11.11 現在)
15 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書 Optional Protocol to the Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment.	2002.12.18 採択 (総会) 2006.6.22 発効	42 ILM 26 邦訳：宣言 (抄)	締約国内の公設の又は公の管理の下に運営されている拘禁施設について、これらを訪問し改善の勧告などを行う小委員会を国連の下に設置することを定める。◆批准に関する検討状況に関して、「現在、政府といたしましては、この選択議定書に言うところの視察の具体的な態様等、選択議定書の中身と国内法との関係などにつき調査検討しているところでございます。」(石川薫外務省総合外交政策局国際社会協力部長 衆・法 平 15.3.18)との国会答弁がある。締約国数：37 (2008.11.11 現在)
16a 障害者の権利に関する条約 Convention on the Rights of Persons with Disabilities.	2006.12.13 採択 (ニューヨーク) 2008.5.3 発効	UN Doc.A/RES/61/106、 46 ILM 445 邦訳：障害 294・ 295、福祉 117 外務省 HP に仮訳有 (http://www.mofa.go.jp/)	すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を促進・保護・確保すること、並びに障害者の尊厳の尊重を促進することを目的としたもの。わが国は 2007 年 9 月 28 日に署名済み。締約国数：41 (2008.10.17 現在)
16b 障害者の権利に関する条約の選択議定書 Optional Protocol to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities.	2006.12.13 採択 (ニューヨーク) 2008.5.3 発効	UN Doc.A/RES/61/106、 46 ILM 463 日本障害フォーラム HP に仮訳有 (http://www.normanet.ne.jp/~jdf/)	障害者の権利に関する条約によって設置を定められた、障害者の権利に関する委員会の、付加的な機能について規定するもの。締約国数：25 (2008.10.17 現在)
17 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 International Convention for the Protection of All Persons from Enforced Disappearance.	2006.12.20 採択 (ニューヨーク) 未発効	外務省 HP に仮訳有 (http://www.mofa.go.jp/)	この条約では、「強制失踪」を、国の機関等が個人の自由を剥奪する行為で、失踪者の所在等の事実を隠蔽し法の保護の外に置くことと定義する。拉致を含む強制失踪は、国内法上の犯罪であり、広範あるいは組織的失踪を人道に対する罪と規定している。わが国は 2007 年 2 月 6 日に署名済み。署名国数：80、批准国数：5 (2008.12.4 現在)

(B) 外交・軍縮・国際機関・条約法

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
18 国際的紛争の平和的処理に関する改正一般議定書 Revised General Act for the Pacific Settlement of International Disputes.	1949.4.28 採択 (総会) 1950.9.20 発効	71 UNTS 101 邦訳：国際	国際紛争の調停委員会への付託、権利を争う国際紛争の国際司法裁判所への付託、その他の紛争の仲裁裁判所への付託の条件、手続を規定する。1928年9月に国際連盟が採択した議定書の改正。締約国数：8（2008.11.11 現在）
19 外交関係に関するウィーン条約の、国籍の取得に関する選択議定書 Optional Protocol to the Vienna Convention on Diplomatic Relations concerning Acquisition of Nationality.	1961.4.18 作成 (ウィーン) 1964.4.24 発効	500 UNTS 223 邦訳：国際（抄）	外交使節団員及びその家族は、接受国の法律の運用のみによっては同国の国籍を取得できないことを規定する。締約国数：51（2008.11.11 現在）
20 領事関係に関するウィーン条約の、国籍の取得に関する選択議定書 Optional Protocol to the Vienna Convention on Consular Relations concerning Acquisition of Nationality.	1963.4.24 作成 (ウィーン) 1967.3.19 発効	596 UNTS 469	領事関係に関するウィーン条約（わが国批准済み昭和58年10月11日条約第14号）の選択議定書。内容は上記の「外交関係に関するウィーン条約の選択議定書」と同じである。締約国数：39（2008.11.11 現在）
21 特派使節団に関する条約及び紛争の義務的解決に関する選択議定書 Convention on Special Missions and Optional Protocol concerning the Compulsory Settlement of Disputes.	1969.12.8 採択 (総会) 1985.6.21 発効	1400 UNTS 231、 9 ILM 127 邦訳：国際条約（抄）	特定の問題のために派遣する一時的使節団である特派使節団の任務、構成、特権及び義務の免除等を規定する。締約国数：38〔選択議定書は締約国数：17〕（2008.11.11 現在）。
22 普遍的性格の国際組織についての国家代表に関するウィーン条約 Vienna Convention on the Representation of States in their Relations with International Organizations of a Universal Character.	1975.3.14 作成 (ウィーン) 未発効	UN Doc.A/CONF.67/16 邦訳：外交 75（3）	国際機関や国際会議での国家代表である常任使節団及び常任オブザーバー使節団の任務、構成等を定める。署名国数：20、批准国数：34（2008.10.20 現在）
23 条約に関する国家承継に関するウィーン条約 Vienna Convention on Succession of States in Respect of Treaties.	1978.8.23 作成 (ウィーン) 1996.11.6 発効	17 ILM 1488 邦訳：ベーシック	ある領域についての責任が一国から他国へ移った場合、新独立の場合、国家の結合・分離の場合の条約の承継についての原則を定める。締約国数：21（2008.10.20 現在）
24 国家財産、文書、負債についての国家承継に関する条約 Vienna Convention on Succession of States in Respect of States Property, Archives and Debts.	1983.4.8 作成 (ウィーン) 未発効	UN Doc.A/CONF.117/14 邦訳：法と政治 34 (3・4)、 ベーシック（抄）	財産、文書、債務のそれぞれの承継についての権利関係を、独立、領土の一部の移管、統合、分裂、吸収の各場合ごとに定める。署名国数：7、批准国数：7（2008.11.11 現在）
25 国と国際機関との間または国際機関相互の間の条約についての法に関するウィーン条約（国際機関条約法条約） Vienna Convention on the Law of Treaties between States and International Organizations or between International Organizations.	1986.3.21 作成 (ウィーン) 未発効	UN Doc.A/CONF.129/15 邦訳：ベーシック (抄)、帝塚山 71（仮訳）	国際機関の条約及び国と国際機関との条約について、全権代表、同意の表明の方法や国際機関での条約の採択などについて定める。わが国は1987年4月24日に署名済み。署名国数：39、批准国数：40（2008.10.20 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
26 特定通常兵器使用禁止制限条約の附属議定書V (爆発性戦争残存物に関する議定書) Protocol on Explosive Remnants of War to the Convention on Prohibitions or Restrictions on the Use of Certain Conventional Weapons which may be deemed to be Excessively Injurious or to have Indiscriminate Effects (Protocol V).	2003.11.28 採択 (ジュネーブ) 2006.11.12 発効	45 ILM 1348	特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW) の5番目の附属議定書である。主として不発弾からなる、地雷以外の爆発性戦争残存物の危険を最小化させるため、紛争後の迅速・適切な処理を一般的に規定する。締約国数：48 (2008.12.15)
27 国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約 United Nations Convention on Jurisdictional Immunities of States and their Property.	2004.12.2 採択 (総会) 未発効	UN Doc.A/59/508、 44 ILM 803 邦訳：解説条約集	原則として国家は、自国および自国の財産について外国の裁判権に服さない権利を有し、また他国に裁判権免除を認める義務を負うが、商業取引、雇用契約、人身の損害および財産の損害等に関する訴訟については裁判権免除は認められないと定める。わが国は2007年1月11日に署名。署名国数：28、批准国数：6 (2008.11.28 現在)
28 ジュネーブ諸条約第三追加議定書 Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Adoption of an Additional Distinctive Emblem (Protocol III).	2005.12.8 採択 (ジュネーブ) 2007.1.14 発効	45 ILM 558	赤十字社の保護標章は、武力紛争時の傷病者の看護等にあたる衛生要員や施設を保護することを目的としたものであるが、これまで使用されていた赤十字、赤新月の標章に加え中立な赤の菱形を象った「Red Crystal」(レッドクリスタル)を新たな標章とすることを定める。締約国数：36 (2008.12.15 現在)
29 国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の選択議定書 Optional Protocol to the Convention on the Safety of United Nations and Associated Personnel.	2005.12.8 採択 (ニューヨーク) 未発効	UN Doc.A/60/518 邦訳：解説条約集 (抄)、ベーシック (抄)	国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約 (わが国批准済み平成11年1月14日条約第1号) に規定されている国連平和維持活動等に加え、平和構築における人道・政治・開発援助や緊急人道支援を目的とする国連活動についても、同条約を適用することを定める。署名国数：34、批准国数：16 (2008.12.1 現在)

(C) 文化・学術・放送・通信・出版

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
30 猥褻刊行物の流布及び取引の禁止の為の国際条約を改正する議定書 Protocol to amend the Convention for the Suppressions of the Circulation of, and Traffic in, Obscene Publications.	1947.11.12 署名 (レーク・サクセス) 1947.11.12 発効	46 UNTS 169、 条約集28集38巻 (824) [原文・邦訳 (仮訳) とも]	猥褻刊行物の流布及び取引の禁止の為の国際条約 (わが国批准済み昭和11年5月16日条約第3号) の規定のうち、国際連盟を国際連合に置き換えるための改正。締約国数：34 (2008.11.11 現在)
31 猥褻刊行物の流布の禁止に関する協定を改正する議定書 Protocol amending the Agreement for the Suppression of the Circulation of Obscene Publications.	1949.5.4 署名 (レーク・サクセス) 1949.5.4 発効	30 UNTS 3	猥褻刊行物の流布の禁止に関する協定 (わが国批准済み昭和11年5月16日) についての権限をフランス政府から国連に移管することについて規定する。締約国数：35 (2008.11.11 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
32 教育的、科学的及び文化的性質の視聴覚資料の国際的流通を容易にする協定 Agreement for Facilitating the International Circulation of Visual and Auditory Materials of an Educational, Scientific and Cultural Character.	1949.7.15 署名開 放 (レーク・サクセ ス) 1954.8.12 発効	197 UNTS 3 邦訳：ユネスコ	他の締約国を原産地とし、視聴覚資料で教育的、科学的または文化的性格を有するものの輸入については、関税及び数量的制限並びに輸入承認申請の必要を免除することを規定する。締約国数：38 (2008.10.26 現在)
33 国際修正権に関する条約 Convention on the International Right of Correction.	1953.3.31 署名開 放 (ニューヨーク) 1962.8.24 発効	435 UNTS 191 邦訳：宣言	国際的に配信されたニュースが外交関係や国家の威信を傷つけるおそれのある誤ったものであると主張する締約国が他の締約国に対し、事実の説明書を交付し、受領した国が遅滞なくそれを公表する制度を創設することを定める。締約国数：17 (2008.11.11 現在)
34 衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関する条約 Convention relating to the Distribution of Programme-carrying Signals transmitted by Satellite.	1974.5.21 作成 (ブリュッセル) 1979.8.25 発効	1144 UNTS 3 邦訳：著作権、 知的所有権	締約国が、衛星により送信される番組伝送信号をその信号の送り先ではない伝達機関が自国に、または自国から伝達することを阻止するための措置を講じることを定める。締約国数：34 (2008.11.11 現在)
35 教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定の議定書 Protocol to the Agreement on the Importation of Educational, Scientific and Cultural Materials of 22 November 1950.	1976.11.26 作成 (ナイロビ) 1982.1.2 発効	1259 UNTS 3 邦訳：障害資料	教育的、科学的及び文化的資料の輸入に関する協定（わが国批准済み昭和 45 年 6 月 17 日条約第 9 号）の適用範囲を広げ、単なる視聴覚資料、音楽学校で使用する国産品のない楽器、出版物製作の材料などの関税を免除することなどについて規定する。締約国数：42 (2008.10.26 現在)
36 放送の発展のためのアジア太平洋研究所の創設協定 Agreement establishing the Asia-Pacific Institute for Broadcasting Development.	1977.8.12 作成 (クアラルンプール) 1981.3.6 発効	1216 UNTS 81	放送技術者の育成のための指導、放送の発展のための研究等を行う、アジア太平洋放送開発研究所をクアラルンプールに設立する協定。締約国数：26 (2008.11.11 現在)
37 著作権使用料の二重課税の防止に関する多国間条約及び追加議定書 Multilateral Convention for the Avoidance of Double Taxation of Copyright Royalties and Additional Protocol.	1979.12.13 作成 (マドリッド) 未発効	UNESCO Inst. 邦訳：租税 630	締約国が二国間条約や国内法により著作権使用料の二重課税を回避するためのあらゆる措置をとるべきことを定める。追加議定書は、条約の規定が実演家、レコード製作者及び放送機関に支払われる使用料の課税にも適用することを定める。署名国数：3、批准国数：8 [追加議定書は署名国数：3、批准国数：3] (2008.11.11 現在)
38 平和大学の設立に関する国際協定 International Agreement for the Establishment of University for Peace.	1980.12.5 採択 (総会) 1981.4.7 発効	1223 UNTS 87	コスタリカに平和研究所及び平和教育等を行う国連平和大学を設立するための協定。締約国数：38 (2008.11.11 現在)
39 遺伝子工学及び生命工学国際センター規約及び議定書 Statutes of the International Centre for Genetic Engineering and Biotechnology, and Protocol.	1983.9.13 作成 (マドリッド) 1994.2.3 発効	1763 UNTS 91	遺伝子工学・生命工学の平和利用のための国際協力、発展途上国への援助等を目的に、研究、教育、ネットワークの促進などを行う遺伝子工学・生命工学国際センターの早期の設立を定める。締約国数：59 [議定書は締約国数：33] (2008.11.12 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
40 災害軽減及び救援活動への情報通信資源の供与に関するタンペレ条約（災害時における通信の利用に関する国際条約） Tampere Convention on the Provision of Telecommunication Resources for Disaster Mitigation and Relief Operations.	1998.6.18 採択 （タンペレ） 2005.1.8 発効	2296 UNTS 5、 Cm 6573	災害軽減と救援活動を十分に行うために、災害発生時には救援活動者に特権を付与し、情報通信資源を提供することを定めている条約。 締約国数：39（2008.12.1 現在）

(D) 統一商法・国際私法

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
41 他国滞在者に対する扶養回復請求に関する条約 Convention on the Recovery Abroad of Maintenance.	1956.6.20 作成 （ニューヨーク） 1957.5.25 発効	268 UNTS 3 邦訳：難民、 国私資料集	扶養請求者について被請求者が他国にいる場合の困難を取り除くため、互いの国の機関のやりとりで、請求者が自国の機関に請求を申し立てれば済むようにする制度を創設することを定める。 締約国数：65（2008.11.12 現在）
42a 国際物品売買の時効に関する条約 Convention on the Limitation Period in the International Sale of Goods.	1974.6.14 作成 （ニューヨーク） 1988.8.1 発効	1511 UNTS 3 邦訳：国商 2（11）、 外交 87（3）	国際物品売買についての売主買主の権利は原則として4年で、最長で10年で時効消滅することを定める。 締約国数：28（2008.11.12 現在）
42b 国際物品売買の時効に関する条約を改正する議定書 Protocol amending the Convention on the Limitation Period in the International Sale of Goods.	1980.4.11 作成 （ウィーン） 1988.8.1 発効	1511 UNTS 77 邦訳：外交 87（3）	国際物品売買契約に関する国際連合条約（わが国批准済み平成20年7月7日条約第8号）と整合させるため上記の条約を改正する議定書。 締約国数：16（2008.11.12 現在）
43 海上貨物輸送に関する国際連合条約 United Nations Convention on the Carriage of Goods by Sea.	1978.3.31 作成 （ハンブルク） 1992.11.1 発効	1695 UNTS 3 邦訳：NBL164、 海事法 23	いわゆるハンブルク・ルール。運送人の責任、荷送人の責任、船荷証券、損害賠償請求及び訴訟について規定する。1924年の船荷証券条約（わが国批准済み昭和32年12月12日条約第21号）は発展途上国の荷主に不利益を強いるものということで、同条約とは異なる原理にたち運送人の責任を重くしている。◆未批准の理由：「一九七八年のハンブルク・ルールの方は、どちらかと申しますと、それまでに採用されてきました二四年条約あるいは六八年の議定書といったようなものの体系の内容と比べますと、従来の体系が運送人に対する例えば免責等について手厚く保護されておる、そういうことがありますので、荷主サイドといたしましては、国の中には、主として荷主が多い国といえますか荷主となるケースが多い国の方から、従来の体系、例えば免責といったようなこと、具体的に申しますと、従来から海上輸送に伝統的に認められてきました航海過失免責制度あるいは船舶が火災になったときの免責制度といったようなものをこの新しいハンブルク・ルールでは認めておりません。そういったようなことがございますので、荷主と船主のバランス、均衡を図って作成されてまいりました二四年条約あるいは六八年議定書といったようなものに参加している国から見ますとこれはバランスを欠いているものだという感じがいたしますので、このルールには参加しておりません」（畠中篤外務大臣官房審議官 衆・外平 4.4.24）との国会答弁がある。 締約国数：34（2008.11.13 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
44 国際複合型貨物輸送に関する国際連合条約 United Nations Convention on International Multimodal Transport of Goods.	1980.5.24 作成 (ジュネーブ) 未発効	UN Doc.TD/MT/ CONF/16	複合型運送とは少なくとも二つの運送方式による物品の運送で、積み込んだ場所から他国の指定された場所への運送をいう。複合型運送についての運送人の責任を定める。署名国数：6、批准国数：11（2008.11.13 現在）
45 為替手形及び約束手形に関する国際連合条約 United Nations Convention on International Bills of Exchange and International Promissory Notes.	1988.12.9 作成 (ニューヨーク) 未発効	28 ILM 177 IBL15 (1) [原文・邦訳とも]	振出地、振出人・支払人・受取人の住所、支払地が二国に分かれる国際為替手形および国際約束手形に適用される統一法を定める。署名国数：3、批准国数：5（2008.11.13 現在）
46 国際貿易における運送ターミナル・オペレーターの責任に関する国際連合条約 United Nations Convention on the Liability of Operators of Transport Terminals in International Trade.	1991.4.17 作成 (ウィーン) 未発効	UN Doc.ACONF/152/13 邦訳：国商 19 (8)、 ジュリ 985、 海事法 104-105	陸・海・空を問わず、すべての国際運送品に関し、保管、蔵置、積込、荷卸等運送関連サービスを行う者の責任についての統一法を定める。運送品が運送人の管理下にも、荷主の管理下にもない場合の空白を埋めるための条約。署名国数：5、批准国数：4（2008.11.13 現在）
47 独立保証及びスタンドバイ信用状に関する国際連合条約 United Nations Convention on Independent Guarantees and Stand-by Letters of Credit.	1995.12.11 作成 (総会) 2000.1.1 発効	2169 UNTS 163、 UN Doc.A/50/640、 35 ILM 735 邦訳：国商 27 (3)	国際取引において利用される原因契約から独立し、書類審査で済む保証である「独立保証」（ヨーロッパ型）と「スタンドバイ信用状」（アメリカ型）についての共通の国際的なルールを定める。締約国数：8（2008.11.13 現在）
48 国際取引における債権譲渡に関する国際連合条約 United Nations Convention on the Assignment of Receivables in International Trade.	2001.12.12 採択 (総会) 未発効	41 ILM 776 邦訳：法学 75 (7) - (10)	国際的な債権譲渡による資金調達の円滑化・低利化を図ることを目的とする条約。署名国数：3、批准国数：1（2008.11.13 現在）

(E) 刑事法

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
49 戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約 Convention on the Non-Applicability Statutory Limitations to War Crimes and Crimes against Humanity.	1968.11.26 採択 (総会) 1970.11.11 発効	754 UNTS 73 邦訳：軍縮、 金法 15 (1/2)	戦争犯罪、アパルトヘイト政策に起因する非人道的行為、ジェノサイド等については、犯罪の訴追及び処罰の時効が適用されないことを定める。締約国数：52（2008.11.13 現在）
50 国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する銃器並びにその部品及び構成部分並びに弾薬の不正な製造及び取引の防止に関する議定書 Protocol against the Illicit Manufacturing of and Trafficking in Firearms, their Parts and Components, and Ammunition, supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime.	2001.5.31 採択 (総会) 2005.7.3 発効	UN Doc.A/55/ 383/Add.2 外務省 HP に仮訳有 (http://www.mofa.go.jp/)、警察 54 (6) (案文の仮訳)	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（156 回国会で承認）を補足する議定書。銃器等の密造、密輸を犯罪とし、これらの行為を防止するために銃器の刻印、記録保存等を定める。わが国は 2002 年 12 月 9 日に署名済み。締約国数：77（2008.11.13 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
51 国際刑事裁判所の特権及び免除に関する協定（特権免除協定） Agreement on the Privileges and Immunities of the International Criminal Court.	2002.9.9 採択 (ニューヨーク) 2004.7.22 発効	2271 UNTS 3	国際刑事裁判所（International Criminal Court, ICC）及びその構成員に対して与える特権、免除を規定する。国際刑事裁判所の設置と締約国の協力義務等を定める国際刑事裁判所に関するローマ規程はわが国批准済み平成 19 年 7 月 20 日条約第 6 号。◆未批准の理由：「我が国におきましては、ICC の事務所の設置などを前提とした特権免除を付与する必要性がなく、長期にわたって ICC 職員などが活動することも現時点では想定されておられません。したがって、我が国といたしましては同協定を締結する必要性が乏しいことから、これを締結しないことといたしております。」（麻生太郎外務大臣 参・本 平 19.4.13）との国会答弁がある。締約国数：56（2008.12.1 現在）

(F) 関税

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
52 自家用航空機及び娯楽用船艇の一時輸入に関する通関条約 Customs Convention on the Temporary Importation for Private Use of Aircraft and Pleasure Boats.	1956.5.18 作成 (ジュネーブ) 1959.1.1 発効	319 UNTS 21	自家用飛行機またはボートを一時滞在のために持ち込む場合は、輸入税の徴収や輸入禁止・制限の適用を受けないことを定める。わが国は自家用自動車の一時輸入に関する通関条約（昭和 39 年 6 月 15 日条約第 12 号）については批准している。締約国数：26（2008.11.13 現在）
53 1972 年コンテナに関する通関条約 Customs Convention on Containers, 1972.	1972.12.2 作成 (ジュネーブ) 1975.12.6 発効	988 UNTS 43	1956 年の同名の条約（わが国批准済み昭和 43 年 5 月 22 日条約第 6 号）に代わる条約。運送に使われるコンテナについて 3 か月以内に再輸出される場合、輸入税、輸入禁止および輸入制限の免除を受ける一時輸入を認めることを定める。締約国数：36（2008.11.13 現在）
54 1975 年国際道路運送手続きによる担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約（TIR 条約） Customs Convention on the International Transport of Goods under Cover of TIR Carnets (TIR Convention), 1975.	1975.11.14 作成 (ジュネーブ) 1978.3.20 発効	1079 UNTS 89、 amendment： 1142 UNTS 413	1959 年の同名の条約（わが国批准済み昭和 46 年 5 月 22 日条約第 7 号）に代わる条約。運送輸出入違反の課徴金や反則金を保証する団体が発行した国際運送手帳（TIR カルネ）の担保の下で運送されるコンテナについては、経由地で輸出入税や税関検査を免除されることについて定める。締約国数：68（2008.11.13 現在）

(G) 運輸

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
55 1968 年道路交通に関する条約 Convention on Road Traffic, 1968.	1968.11.8 作成 (ウィーン) 1977.5.21 発効	1042 UNTS 17	1949 年の同名の条約（わが国批准済み昭和 39 年 8 月 7 日条約第 17 号）に代わる条約。締約国がこの条約に定める統一道路規則を国内法化する義務を負うことを定める。締約国数：68（2008.11.14 現在）
56 交通標識に関する条約 Convention on Road Signs and Signals.	1968.11.8 作成 (ウィーン) 1978.6.6 発効	1091 UNTS 3	道路標識の国際統一のための条約。この条約に定める標識を国内で採用する義務を定める。締約国数：58（2008.11.14 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
57 定期船同盟行動憲章条約 Convention on a Code of Conduct for Liner Conferences.	1974.4.6 作成 (ジュネーブ) 1983.10.6 発効	1334 UNTS 15、 1365 UNTS 360、 13 ILM 917 邦訳：海運局	定期船同盟とは、同一航路に配船している定期船間での過当競争を避け、運賃の安定化をはかるために結ばれる公認のカルテル。この条約は同盟加入のオープン化、航路の両端国以外の第三国のシェア、運賃変更手続等を定める。◆未批准の理由：「この条約には積み取り比率がございます。たとえば、両端国は運賃収入及び輸送費において対等に参加する権利を有するとございます。通称四・四・二と言われている点でございますけれども、(これが)このコード自身にははっきり書かれていないわけでございます。それから対等な権利と申しまして、やはりこのコードに運賃収入及び輸送量ということを書いてございまして、この両者をどういふふうなウエートで判断するのかというような問題がございます。」(遠藤哲也外務大臣官房外務参事官 衆・外務 昭58.4.13)との国会答弁がある。締約国数：81 (2008.11.14 現在)
58 船舶登録条件に関する国際連合条約 United Nations Convention on Conditions for Registration of Ships.	1986.2.7 作成 (ジュネーブ) 未発効	26 ILM 1229、 UN Doc.TD/RS/ CONF/19/Add.1 成蹊法学 24 卷 [原文・邦訳とも (抄)]	締約国とその登録船との真正な関係を強化する条約。自国の登録船について、その乗組員の相当多数を自国民またはその永住者とし、船会社はその国内で設立され、主たる営業所もその国内になければならない等の義務を定める。署名国数：14、批准国数：14 (2008.11.14 現在)
59 海上先取特権及び抵当権に関する条約 International Convention on Maritime Liens and Mortgages.	1993.5.6 作成 (ジュネーブ) 2004.9.5 発効	UN Doc.A/CONF.162/7、 33 ILM 353 海運 93.8 [原文・邦訳とも]	1926年及び1967年海上先取特権・抵当権条約に代わる条約。発展途上国への船舶融資を促進するため、抵当権に優先する先取特権の対象となる不法行為債権を人身上の損害に係わるものに限定することを定める。締約国数：13 (2008.11.26 現在)
60 車両の定期的な技術上の検査に係る統一的な条件の採択及びこれらの検査の相互承認に関する協定 Agreement concerning the Adoption of Uniform Conditions for Periodical Technical Inspections of Wheeled Vehicles and the Reciprocal Recognition of such Inspections.	1997.11.13 採択 (ウィーン) 2001.1.27 発効	2133 UNTS 117	国連欧州経済委員会が制定した協定。車両の検査に関する統一規則の適用及び検査の証明についての締約国相互の承認について、その法的枠組みと手続を定める。締約国数：10 (2008.8.18 現在)
61 船舶のアレストに関する国際条約 International Convention on Arrest of Ships.	1999.3.12 採択 (ジュネーブ) 未発効	UN Doc.A/CONF.188.6 海法復刊 43	1952年の航海船舶のアレストについてのある規則の統一に関する国際条約(項番255)に代わる条約。海事請求権の範囲、アレストが許容される要件等について定める。なお、アレストとは、「海事請求権を確保するために、船舶をとりあえず物理的に拘束すること。」(小塚莊一郎「新しい船舶アレスト条約の作成作業」海法復刊42 p.42) 署名国数：6、批准国数：7 (2008.11.26 現在)
62 アジア横断鉄道網に関する政府間協定 Intergovernmental Agreement on the Trans-Asian Railway Network.	2006.4.12 (ジャカルタ) 未発効	UN Doc.E/ESCAP/1370	アジア太平洋地域とヨーロッパを結ぶアジア横断鉄道網を実現するための国際協定。署名国数：22、批准国数：7 (2008.12.1 現在)

(H) 海洋・宇宙法

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
63 月その他の天体における国家活動を律する協定 Agreement governing the Activities of States on the Moon and Other Celestial Bodies.	1979.12.5 採択 (総会) 1984.7.11 発効	1363 UNTS 3、 18 ILM 1434 邦訳：国際	締約国は月の平和的利用、月の探査及び利用に関する自国の活動についての情報提供、月の環境の保全等を約束する。また、月に基地を設置することを認め、月を国家の取得の対象とならないものと定める。締約国数：13 (2008.11.26 現在)
64 国際海底機構の特権と免除に関する議定書 Protocol on the Privileges and Immunities of the International Seabed Authority.	1998.3.27 採択 (キングストン) 2003.5.31 発効	2214 UNTS 133	国際海底機構と機構職員及び締約国代表の特権と免除について定める。締約国数：29 (2008.11.22 現在)
65 アジア太平洋宇宙協力機構条約 Convention of the Asia-Pacific Space Cooperation Organization (APSCO).	2005.10.28 署名 (北京) 2006.10.12 発効		中国主導によるアジア太平洋地域における宇宙協力開発の推進組織を設立する条約。◆未批准の理由：「我々といたしましては、アジア太平洋地域におきまして我が国が主導的な立場で宇宙国際協力の発展を図る、こういうことで、これまで APRSAF、今お話しございましたアジア太平洋地域宇宙会議、こういうものを我が国が主導的に開催をしております。... (中略) ... 中国を中心に APSCO、アジア太平洋宇宙協力機構というものが最近発足するという状況もございますが、我々としては、今申し上げましたように、具体的なプロジェクトを提案して、それですまず進めていこうということを考えております。」(森口泰孝文部科学省研究開発局長 衆・予四分 平 18.3.1) との国会答弁がある。締約国数：5 (2008.12.9 現在)

(I) 環境・食料・作物

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
66 移動性野生動物種の保全に関する条約(ボン条約) Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals.	1979.6.23 採択 (ボン) 1983.11.1 発効	1651 UNTS 333、 OJ 1982, L 210/11 邦訳：環境関連、 地球環境	移動性野生動物の種と生息地の保護を目的とし、この条約の下に特定の種の移動範囲内での協定や覚書を作成することを推進する条約。附属書Ⅰでは絶滅のおそれのある種が掲げられ、対象の種の捕獲が禁じられる。附属書Ⅱでは国際協定の対象となる種が掲げられている。◆未批准の理由：「本条約で捕獲の禁止される動物につき意見を異にする部分があるため」(「第三次生物多様性国家戦略」2007.11.27 閣議決定) ◆批准に関する検討状況：「わが国がすでに締結している二国間渡り鳥条約・協定、ラムサール条約、ワシントン条約などを着実に実施するとともに、本条約に係る国際的取組の動向を踏まえつつ、本条約に関連する協定・覚書を含め、本条約への対応の必要性について検討し、絶滅のおそれのある移動性野生動物種の保全を図ります。(環境省、外務省)」(同閣議決定) 締約国数：109 (2008.8.1 現在)
67 長距離越境大気汚染に関する条約 Convention on Long-range Transboundary Air Pollution.	1979.11.13 作成 (ジュネーブ) 1983.3.16 発効	1302 UNTS 217 邦訳：解説国際 (抄)	長距離越境大気汚染などの大気汚染の制限、削減、防止のための一般的義務についての枠組を定める。締約国数：51 (2008.12.17 現在)
68 国境を越えた環境影響評価に関する条約 Convention on Environmental Impact Assessment in a Transboundary Context.	1991.2.25 作成 (エスポ) 1997.9.10 発効	1989 UNTS 309 邦訳：解説国際	国内の環境影響評価手続を他国にも適用すること、及びその評価結果に基づく国家間の協議等について定める。締約国数：42 (2008.1.23 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
69 国境を越えた水域及び国際湖沼の保護及び利用に関する条約 Convention on the Protection and Use of Transboundary Watercourses and International Lakes.	1992.3.17 作成 (ヘルシンキ) 1996.10.6 発効	1936 UNTS 269、 UN Doc.ENVWA/R.53、 31 ILM 1312 邦訳：地球環境（抄）	汚水による国境を接する他国の水域の汚染を防止するために締約国が方策を講ずべきことを定める。締約国数：36（2008.11.26 現在）
70 産業事故の国境を越えた影響に関する条約 Convention on the Transboundary Effects of Industrial Accidents.	1992.3.17 作成 (ヘルシンキ) 2000.4.19 発効	2105 UNTS 457、 UN Doc.ENVWA/R.54、 31 ILM 1330	国境を越えて影響を及ぼすような産業事故に対する防災体制の整備の義務について定める。締約国数：37（2008.11.26 現在）
71 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約改正 Amendment to the Basel Convention on the Control of Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal.	1995.9.22 作成 (ジュネーブ) 未発効	UN Doc.UNEP/ CHW.3/35	最終処分を目的とした有害廃棄物の輸出を禁止する条約。再生・リサイクルを目的とする廃棄物についても、1998年以降禁止された。批准国数：64（2008.11.26 現在）
72a 環境問題における情報へのアクセス、意思決定への公衆の参加及び司法へのアクセスに関する条約 Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-Making and Access to Justice in Environmental Matters.	1998.6.25 採択 (オーフス) 2001.10.30 発効	2161 UNTS 447 邦訳：地球環境	環境政策の形成、実施の過程において、市民の情報へのアクセス、意思決定への参加、司法的手段を行使する権利等を確保する国際的基準を定める。締約国数：42（2008.10.16 現在）
72b 環境問題における情報へのアクセス、意思決定への公衆の参加及び司法へのアクセスに関する条約の汚染物質排出移動量届出制度に関する議定書 (PRTR 議定書) Protocol on Pollutant Release and Transfer Registers to the Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-Making and Access to Justice in Environmental Matters.	2003.5.21 採択 (キエフ) 未発効	UNJY 2003	オーフス条約（項番 72a）第 5 条 9 項に関連して、有害物質の発生、排出管理に関して定めた議定書。署名国数：38、批准国数：12（2008.12.2 現在）
72c 環境問題における情報へのアクセス、意思決定への公衆の参加及び司法へのアクセスに関する条約改正 Amendment to the Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-Making and Access to Justice in Environmental Matters.	2005.5.27 採択 (アルマティ) 未発効	OJ 2006, L 386/46	オーフス条約（項番 72a）締約国間による第 2 回会議（2005.5 カザフスタンのアルマティで開催）において採択。遺伝子組み換え作物（GMO）の環境への意図的な放出や発売を許可するか否かの決定における公衆の参加を規定した条文が加わった。批准国数：17（2008.11.11 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
73 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分から生ずる損害に対する責任及び賠償に関するバーゼル議定書 Basel Protocol on Liability and Compensation for Damage resulting from Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal.	1999.12.10 採択 (バーゼル) 未発効	UN Doc.UNEP/ CHW.WG 1/9/2 専修 (81)	有害廃棄物の国境を越える移動及び処分から生じた損害についての責任と補償の枠組みを定める。署名国数：13、批准国数：9 (2008.11.26 現在)
74 食品としての微細藻類スピルリナの科学的研究と人道的利用における協力の自由協定 Free Agreement for Co-operation in Scientific Research and Humanitarian Use of Micro-alga Spirulina as Food.	2000.8.24 署名 (キンシャサ) 2000.11.20 発効	2151 UNTS 3	微細藻類である「スピルリナ」を食用、栄養不良対策として栽培、使用するために政府間の共同科学研究機関 (CISRI) を設置すること等について定める。締約国数：6 (2008.11.27 現在)
75 食品微細藻類の利用と大学間の科学的研究に関する条約 Convention for the Use of Food Micro-algae and Inter-university Scientific Research.	2000.12.1 署名 (コナクリ) 2001.5.31 発効	2151 UNTS 15	栄養失調や貧困と闘い地球から飢餓をなくすために、また新たに増大する人口に栄養を与えるため、食品微細藻類の生産ネットワークを構築することを目的とする。そのため食品微細藻類の研究と生産を促進する国際センター (ICFAM) 及び途上国の間で大学教育と研究を促進する政府間大学研究機関 (IUIIC) を設立することを定める。本条約と項番 74 の条約を基に「栄養不良対策として微細藻類スピルリナを利用するための政府間機関 (IIMSAM)」が設立された。
76 2001 年国際ココア協定 International Cocoa Agreement, 2001.	2001.3.2 採択 (ジュネーブ) 2003.10.1 発効	2229 UNTS 2	ココアの生産調整及び消費振興により需給バランスを改善することを目的とした多国間協定。2001 年新協定は、1993 年協定で採用された価格安定メカニズムとしてのココアの生産管理計画を採用しないことが決められた。わが国は昨今の財政事情等から 2001 年協定には加盟していない。(参照：『平成 15 年度農林水産省年報』p.68) 締約国数：17 (2008.11.28 現在)
77 国際ジュート研究グループ委任事項制定協定 Agreement establishing the Terms of Reference of the International Jute Study Group.	2001.3.13 採択 (ジュネーブ) 2002.4.27 発効	国連 Treaty Collection の HP に原文有	国際ジュート機関 (IJO) の後継として、ジュートの研究・市場振興・市場情報交換などの事業を通じて市場拡大をはかるために当該事業の実施・監督をする国際ジュート研究グループ (IJSJG) の機能等を定める。締約国数：4 (2008.12.1 現在)
78 食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約 International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture.	2001.11.3 採択 (ローマ) 2004.6.29 発効	国連食糧農業機関 (FAO) の HP に 原文有 (http://www.fao.org/)	各国共通ルールの下で植物遺伝資源のアクセスの促進を図るシステムの構築や、遺伝資源の利用の促進及びその利用から生じる利益の公正な配分などを定める。◆未批准の理由：わが国は他国から入手した植物遺伝資源を利用して研究などを行う場合、研究成果について知的財産権をどの程度主張できるのか不明確であったことなどから、条約に加入していない。(参照：「食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約 (仮称) の発効について」農林水産省 2004.7.1 報道発表) 締約国数：119 (2009.1.20 現在)
79 世界作物多様性財団の設立のための協定 Agreement for the Establishment of the Global Crop Diversity Trust.	2003.10.4 採択 (ローマ) 2004.10.21 発効	世界作物多様性財団 HP に原文有 (http://www.croptrust.org/main/)	世界の食糧安全保障及び持続可能な農業の達成と共に、長期的な食糧農業植物遺伝資源の保全と可用性を目的とする、世界作物多様性財団の活動・組織・機能等を定める。締約国数：26 (2008.9.2 現在)

(J) 国際連盟 (LN) 条約

連盟事務総長に寄託され国連に引き継がれた条約の一部の批准状況は、国連の運営する“Treaty Collection”のホームページで確認することができる。
<http://treaties.un.org/Pages/LONOnline.aspx> (2008.11.5 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
80 国際関係を有する可航水路の制度に関する条約及び追加議定書 Convention and Statutes on the Regime of Navigable Waterways of International Concern and Additional Protocol.	1921.4.20 作成 (バルセロナ) 1922.10.31 発効	7 LNTS 35 邦訳：国際	国際水路について、締約国の航行の自由・均等待遇及び港の使用における沿岸国民と同一待遇の享受、沿岸国の立法権及び水路の保全義務等を定める。追加議定書では相互主義を条件に国際水路以外にも適用を拡大する。
81 偽造通貨防止のための国際条約及び議定書及び選択議定書 International Convention for the Suppression of Counterfeiting Currency with Protocol and Optional Protocol.	1929.4.20 作成 (ジュネーブ) 1931.2.22 発効	112 LNTS 371	互恵的な扱いがとられているかどうかにかかわらず、外国の通貨の偽造を自国の通貨の偽造同様に罰する。自国の通貨を偽造した外国人の国外犯を処罰する、などについて定める。わが国は1929年4月20日に署名済み。
82 二重国籍のある場合における軍事的義務に関する議定書 Protocol relating to Military Obligations in Certain Cases of Double Nationality.	1930.4.12 作成 (ハーグ) 1937.5.25 発効	178 LNTS 227 邦訳：国際	2以上の国籍をもつ者で、そのうちの一方の国の領域に常駐しかつその国に最も緊密な関係を持つ者は、他の国における軍事的義務を免除されること等を定める。
83 国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約 Convention on Certain Questions relating to the Conflict of Nationality Laws.	1930.4.12 作成 (ハーグ) 1937.7.1 発効	179 LNTS 89 邦訳：国際	無国籍及び二重国籍をなくすことを理想とし、国籍に関する一般的原則を定義するとともに、婚姻中の夫婦の国籍、子の国籍、養子縁組をした場合の国籍等について定める。わが国は1930年4月12日に署名済み。◆未批准の理由：第4条（重国籍と外交的保護との関係）、第10条（夫の帰化）及び第13条（両親の帰化）の「その法に従って」という文言について留保している。（参照：国連 Treaty Collection のHP） 締約国数：20（2008.12.25 現在）
84 無国籍のある場合に関する議定書 Protocol relating to a Certain Case of Statelessness.	1930.4.12 作成 (ハーグ) 1937.7.1 発効	179 LNTS 115 邦訳：国際	出生の事実のみでは国籍が与えられない国では、この国の国籍を持つ母と国籍のないまたは国籍不明の父との間の子は、その国籍を持つと定める。わが国は1930年4月12日に署名済み。
85 無国籍に関する特別議定書 Special Protocol concerning Statelessness.	1930.4.12 作成 (ハーグ) 2004.3.15 発効	2252 UNTS 435、 Cmnd 5447 邦訳：国際	個人が外国に入国後に他の国籍を取得することなく自己の国籍を失ったとき、その者が赤貧状態にあり、または、1月以上の禁錮刑に処せられた場合は、最後に国籍を有した国が滞在国の要求により、その者を引き取らなければならないと定める。
86 平和のためのラジオ放送使用に関する国際条約 International Convention concerning the Use of Broadcasting in the Cause of Peace.	1936.9.23 作成 (ジュネーブ) 1938.4.2 発効	186 LNTS 301	善良な国際理解を損なうような誤った言説を流したり、他の締約国に対する戦意の高揚をはかるような放送を禁止することを定める。

2. 国際労働機関 (ILO) 条約

ILO 条約の本文と条約別・国別の批准状況は、ILO の運営する“ILOLEX”のホームページで確認することができる。

本文：<http://www.ilo.org/ilolex/english/convdisp1.htm> (2008.11.5 最終アクセス)

批准状況：<http://www.ilo.org/ilolex/english/newratframeE.htm> (同上)

なお、未批准の理由の中で（労働省国際労働課「ILOの問題点」と記載したものは、『れんごう政策資料』(Z6-2453) 通巻 57 号 (1989 年 11 月 17 日) から引用したものである。

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
87 工業的企業に於ける労働時間を 1 日 8 時間かつ 1 週 48 時間に制限する条約 (労働時間 [工業] 条約) (第 1 号) Hours of Work (Industry) Convention.	1919.11.28 採択 (第 1 回総会) 1921.6.13 発効	38 UNTS 17、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	工業労働者の労働時間を 1 日 8 時間、1 週 48 時間以下に制限する。わが国でも戦後、労働基準法によりこの基準が立法化されている。◆未批准の理由：「我が国におきましては、週四十時間労働制を導入して、我が国の社会の働き方として定着させていくために、今までの変形制に加えまして、三カ月の変形制を週四十時間制の導入と同時に新たに実施し、さらに一年単位の変形労働時間制というものも導入してまいりました。この辺につきまして、ILO 第一号条約の基本的枠組みの中では非常に短い期間を対象とした変形労働時間制しか取り上げていない、こういう問題もございます。」(伊藤庄平労働省労働基準局長 参・予算 平 10.3.26) との国会答弁がある。締約国数：47 (2008.9.23 現在)
88 農業労働者の結社及組合の権利に関する条約 (結社権 [農業] 条約) (第 11 号) Right of Association (Agriculture) Convention.	1921.11.12 採択 (第 3 回総会) 1923.5.11 発効	38 UNTS 153、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	農業に従事する一切の者に対して、工業労働者と同一の結社及び組合の権利を保障することを定める。◆未批准の理由：本条約の適用対象は「農業に従事する一切の者」(条約第 1 条)とされているが、労働組合法では、「労働者」は「職業の一切を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者(法第 3 条)とされている。(労働省国際労働課『基本的人権、雇用、労働時間等に関する ILO 条約の問題点』1985.4.23 付け文書) 締約国数：122 (2008.9.23 現在)
89 ペイント塗における白鉛の使用に関する条約 (白鉛 [ペイント塗] 条約) (第 13 号) White Lead (Painting) Convention.	1921.11.19 採択 (第 3 回総会) 1923.8.31 発効	38 UNTS 175、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	建築物内部の壁塗りに、白鉛、鉛の硫酸塩及びこれらの顔料を含有する一切の製品の使用を禁止することを定める。◆未批准の理由：我が国では、現在では、白鉛、鉛の硫酸塩及びこれらの顔料を含有する製品は使用されていないこともあり、労働安全衛生法等には、これらの使用を禁止する規定がない。(労働省国際労働課「ILO の問題点」) 締約国数：63 (2008.9.23 現在)
90 工業的企業に於ける週休の適用に関する条約 (週休 [工業] 条約) (第 14 号) Weekly Rest (Industry) Convention.	1921.11.17 採択 (第 3 回総会) 1923.6.19 発効	38 UNTS 187、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	工業的な企業の従業員に 7 日毎に 1 回少なくとも継続 24 時間の休暇を与える義務を定める。わが国では労働基準法により同様の基準が立法化された。◆未批准の理由：労働基準法では、原則として毎週 1 回の休日を与えなければならないとしているが、4 週 4 日の休日も認めており(法第 35 条)、また、休日を可能な限り同時に与えることについて規定されていない。(労働省国際労働課「ILO の問題点」) 締約国数：119 (2008.9.23 現在)
91 パン焼工場に於ける夜業に関する条約 (夜業 [パン焼工場] 条約) (第 20 号) Night Work (Bakeries) Convention.	1925.6.8 採択 (第 7 回総会) 1928.5.26 発効	38 UNTS 169、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	午後 11 時から午前 5 時までを含む継続する 7 時間の自家用以外のパン製造の禁止を定める。◆未批准の理由：現行の労働基準法では、女子及び年少者についての深夜業(午後 10 時から午前 5 時)を原則として禁止している(法第 62 条)が、成人男子について深夜業を禁止する規定がない。(労働省国際労働課『休日休暇、労働安全衛生、青少年等に関する ILO 条約の問題点等』1985.5.22 付け文書) 締約国数：9 (2008.9.23 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
92 商業及び事務所における労働時間の規律に関する条約（労働時間〔商業・事務所〕条約）（第30号） Hours of Work (Commerce and Offices) Convention.	1930.6.28 採択 （第14回総会） 1933.8.29 発効	ILO CR 邦訳：ILO 条約	商業的設備に使用される者の労働時間を1週48時間、1日8時間以内に制限する。わが国の法制との関係は第1号条約（項番87）を参照。◆未批准の理由：時間外労働の限度を公の機関が定めるべきとしている点、変形労働時間の限度について、労働基準法との相違がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：27（2008.9.23 現在）
93 自動式板硝子工場に於ける労働時間の規律に関する条約（板硝子工場条約）（第43号） Sheet-Glass Works Convention.	1934.6.21 採択 （第18回総会） 1938.1.13 発効	40 UNTS 33、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	必然的に昼夜休まず作業を続けなければならない硝子工場に従事する者の労働時間は、1週42時間以下、一交替番は8時間以下、交替の間隔は16時間以上とすることを定める。 締約国数：12（2008.9.23 現在）
94 労働時間を1週40時間に短縮することに関する条約（40時間制条約）（第47号） Forty-Hour Week Convention.	1935.6.22 採択 （第19回総会） 1957.6.23 発効	271 UNTS 199、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国は生活水準の低下を来さないように適用して1週40時間制の原則等を宣言することを定める。わが国も労働基準法の昭和62年改正で1週40時間に制限している。 締約国数：14（2008.9.23 現在）
95 硝子壺工場に於ける労働時間の短縮に関する条約（労働時間短縮〔硝子壺工場〕条約）（第49号） Reduction of Hours of Work (Glass-Bottle Works) Convention.	1935.6.25 採択 （第19回総会） 1938.6.10 発効	40 UNTS 97、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	連続交替制の硝子壺工場の窯の作業に使用される者の労働時間を1週につき42時間に制限することを定める。 締約国数：9（2008.9.23 現在）
96 商船に乗り組む船長及職員に対する職務上の資格の最低要件に関する条約（職員海技免状条約）（第53号） Officers' Competency Certificates Convention.	1936.10.24 採択 （第21回総会） 1939.3.29 発効	40 UNTS 153、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	船長、当直運転士、機関長または当直機関士の職務を執行するためには、公の機関による海技免状を所持しなければならないと定める。◆未批准の理由：海技免状の受有の義務づけ、海技試験等については船舶職員法により本条約の趣旨が実現されているが、条約ではその適用範囲を領域において登録されたすべての船舶（200総トン未満の船舶については、国内法令で特例を設けることが認められている）（第1条）としているのに対し、船舶職員法は、日本船舶であっても外国に貸し出されたものには適用されない等の問題点がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：37（2008.9.23 現在）
97 海員の疾病、傷痕または死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約（船舶所有者責任〔傷病海員〕条約）（第55号） Ship Owners' Liability (Sick and Injured Seamen) Convention.	1936.10.24 採択 （第21回総会） 1939.10.29 発効	40 UNTS 169、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	職務の契約中の海員の疾病、傷痕または死亡による損害による医療費及び生活費について、船舶の所有者に責任を課すことを定める。◆未批准の理由：本条約の規定のうち、船舶において使用されている者の故意、過失等によらない職務外の疾病の費用負担につき、船員法との間に相違がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：18（2008.9.23 現在）
98 船舶乗組員に対する食糧及び賄に関する条約（食糧及び賄〔船舶乗組員〕条約）（第68号） Food and Catering (Ships' Crews) Convention.	1946.6.27 採択 （第28回総会） 1957.3.24 発効	264 UNTS 163、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	海洋航行船舶の船員に対し、適当な量、質及び種類の食糧及び水を提供し、適当な食事を供給しうるように、船舶の賄設備を義務づける国内法の整備に関する締約国の義務を定める。◆未批准の理由：本条約の規定のうち、賄部門の設備および給水設備に関する基準の制定、これらの設備に関する基準の制定、これらの設備についての権限ある機関による検査並びに食糧・賄サービスに関する調査・教育について、我が国の法制との間に相違がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：25（2008.9.23 現在）
99 船員の年金に関する条約（船員年金条約）（第71号） Seafarers' Pensions Convention.	1946.6.28 採択 （第28回総会） 1962.10.10 発効	442 UNTS 235、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	海上勤務から引退した船員に対する年金支払制度の設置義務を定める。◆未批准の理由：本条約の内容は、条約第2条に基づき5トン未満の船舶および漁船について適用を除外すれば、船員保険法によりほぼ充足されているものと思われるが、細部について更に検討が必要である。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：13（2008.9.23 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
100 有能海員の証明に関する条約(有能海員証明条約)(第74号) Certification of Able Seamen Convention.	1946.6.29 採択 (第28回総会) 1951.7.14 発効	94 UNTS 11、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国に対し、甲板部門に勤務する船員に必要な義務を果たす能力がある者に対して、権限ある機関が試験を実施し、有能海員としての資格証明書を発行する措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：本条約は、有能海員としての資格証明書を受ける者でなければ有能海員（甲板部門に勤務する船員たるに必要な義務を果たす能力を有する者）として雇い入れてはならないこと、資格証明書発給の要件、資格試験の内容等について規定しており、この条約を批准するためには、国内法令上有能海員の資格証明制度を設けなければならないが、その必要性等につき検討する必要がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：29（2008.9.23現在）
101 工業における児童及び年少者の雇用適格のための健康検査に関する条約（年少者健康検査〔工業〕条約）（第77号） Medical Examination of Young Persons (Industry) Convention.	1946.10.9 採択 (第29回総会) 1950.12.29 発効	78 UNTS 197、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	児童および18歳未満の年少者は、健康診断により作業に適格を有することが認められなければ、工場の企業で使用することを禁ずることを定める。◆未批准の理由：労働安全衛生法等の国内法では、事業者が行う健康診断とは別個の、医師による児童及び年少者雇用適格のための健康検査、当該検査結果の証明等の規定がない。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：43（2008.9.23現在）
102 非工業的業務における児童及び年少者の雇用適格のための健康検査に関する条約（年少者健康検査〔非工業的業務〕条約）（第78号） Medical Examination of Young Persons (Non-Industrial Occupations) Convention.	1946.10.6 採択 (第29回総会) 1950.12.29 発効	78 UNTS 213、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	児童及び18歳未満の年少者が、健康診断により作業に適格を有することが認められなければ、非工場企業で使用してはならないことを定める。◆未批准の理由は、第77号条約（項番101）と同じ。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：39（2008.9.23現在）
103 非工業的業務における児童及び年少者の夜業の制限に関する条約（年少者夜業〔非工業的業務〕条約）（第79号） Night Work of Young Persons (Non-Industrial Occupations) Convention.	1946.10.9 採択 (第29回総会) 1950.12.29 発効	78 UNTS 227、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	非工業的業務において、14歳未満の児童及び全時的就学義務がなおある14歳以上の児童は、午後8時から午前8時に至る時間を包含する少なくとも14時間の継続時間中使用することができず、その他の18歳未満の少年は午後10時から午前6時に至る時間を包含する少なくとも12時間の継続時間中使用してはならないことを定める。◆未批准の理由：労働基準法では、15歳未満の児童については午後8時から午前5時まで、18歳未満の年少者については午後10時から午前5時までの間の夜業を禁止しているが、本条約の規定は、年齢区分、禁止時間ともに異なっている。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：20（2008.9.23現在）
104a 工業に使用される婦人の夜業に関する条約（1948年改正）（夜業〔婦人〕条約〔改正〕）（第89号） Night Work (Women) Convention (Revised).	1948.7.9 採択 (第31回総会) 1951.2.27 発効	81 UNTS 147、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	工業的企業での婦人の夜間（権限ある機関の定める午後10時より午前7時までの間の少なくとも7時間の継続する時間を包含する11時間の継続する時間中）の使用の禁止について定める。 締約国数：45（2008.9.23現在）
104b 1948年の夜業（女子）条約（改正）の1990年の議定書（夜業〔女子〕条約〔改正〕の議定書） Protocol of 1990 to the Night Work (Women) Convention (Revised), 1948.	1990.6.26 採択 (第77回総会) 1990.6.26 発効	ILO CR 邦訳：国会ILO、 世労40(8)(抄)	夜間と定義される時間の変更及び夜業の禁止についての適用除外について、産前産後の期間を除いて規定することを認めることを定める。◆未批准の理由：第89号条約が女子だけについて原則的に夜業禁止をしているという点は、最近の雇用における男女の均等待遇という流れとの関係で問題がある、との指摘がある。（参照：『世界の労働』1990年8月号 p.27 佐藤勝美労働省労働基準局長） 批准国数：2（2008.9.23現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
105 工業に使用される年少者の夜業に関する条約 (1948年改正) (年少者夜業 [工業] 条約 [改正]) (第90号) Night Work of Young Persons (Industry) Convention (Revised).	1948.7.10 採択 (第31回総会) 1951.6.12 発効	91 UNTS 3、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	工業的企業で、年少者の夜業 (16歳未満の年少者については午後10時から午前6時までを包含する継続する12時間についての使用、16歳以上18歳未満の年少者については権限ある機関の定める午後10時から午前7時までの少なくとも7時間の継続する時間を包含する継続する12時間についての使用) の禁止を定める。第79号条約 (項番103) 参照。◆未批准の理由は、第79号条約 (項番103) と同じ。締約国数：51 (2008.9.23 現在)
106 船内船員設備に関する条約 (1949年改正) (船員設備条約 [改正]) (第92号) Accommodation of Crews Convention (Revised).	1949.6.18 採択 (第32回総会) 1953.1.29 発効	160 UNTS 223、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	500t以上の商業用海洋船舶の船内船員設備の配置、構造等について、船員の健康な生活のために快適な環境を保障するための基準を定める。◆未批准の理由：わが国の現状では本条約の船員設備に関する規定を、条約の適用される船舶すべてに適用することは困難である。また、本条約が詳細に規定している寢室、食堂等の船員設備の要件については、国内法令に対応する規定のないものがある。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：47 (2008.9.23 現在)
107 公契約における労働条項に関する条約 (労働条項 [公契約] 条約) (第94号) Labour Clauses (Public Contracts) Convention.	1949.6.29 採択 (第32回総会) 1952.9.20 発効	138 UNTS 207、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	公的機関を一方の当事者とする契約には、その地方における同質の労働について法律等が定めている賃金等の労働条件を関係労働者に確保する条項を含んでいなければならないことを定める。◆未批准の理由：「これにつきましては、我が国におきましてはこの内容を直接実施する法令はございません。それからまた、今ほとんど御指摘ありましたように、公契約のもとにおける労働であるか否かにかかわらず、民間部門における賃金等の労働条件につきましては、労働基準法等に定める法定労働条件に反しない限り、個々の労使当事者が自主的に取り組むべきものでありまして、これに政府が介入するということが適当でないと考えております。そういったことから、本条約の批准につきましては困難であるというふうに考えております。」(鈴木直和労働大臣官房審議官 参・国土環境 平 12.11.16) との国会答弁がある。締約国数：59 (2008.9.23 現在)
108 賃金の保護に関する条約 (賃金保護条約) (第95号) Protection of Wages Convention.	1949.7.1 採択 (第32回総会) 1952.9.24 発効	138 UNTS 225、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	あらゆる労働者について、賃金の現金払、労働者への直接払、定期払、法令・労働協約等による以外の賃金からの控除の禁止、企業の倒産・清算における賃金債権の優先等を定める。わが国の労基法はこの原則を規定するが、同法は家内労働者には適用がない。◆未批准の理由：本条約は、1939年の雇用契約 (土民労働者) 条約 (第64号) 及び1947年の社会政策 (非本土地域) 条約 (第82号) の賃金保護に関する規定をより一般的な内容としたものである。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：95 (2008.9.23 現在)
109 移民労働者に関する条約 (1949年改正) (移民労働者条約 [改正]) (第97号) Migration for Employment Convention (Revised).	1949.7.1 採択 (第32回総会) 1952.1.22 発効	120 UNTS 71、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、移民労働者を援助しかつ特に彼らに正確な情報を無料で提供する施設を維持すること、移民労働者の出発、旅行及び受入を促進するための措置を講じ、報酬や社会保障等で自国民に劣らない待遇を与えることを定める。締約国数：48 (2008.9.23 現在)
110 母性保護に関する条約 (1952年改正) (母性保護条約 [改正]) (第103号) Maternity Protection Convention (Revised).	1952.6.28 採択 (第35回総会) 1955.9.7 発効	214 UNTS 321、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	女子に12週間以上の産休 (6週間以上の産後休暇) 及びその間の休業補償と出産に関する医療給付、育児時間、妊娠中の解雇の禁止を定める。◆未批准の理由：医療給付について、条約では産前、分娩、産後が含まれるのに、我が国の健康保険法では異常分娩の場合に限定していることなど。(村上茂利労働省労働基準局長 参・予四分 昭 42.5.22、坊秀男厚生大臣 参・予 昭 42.5.26 参照) また、「労働基準法では、育児時間を有給とする規定がない。国内法令上、妊娠または分娩に起因する疾病に関する追加休暇に関する規定がない。健康保険法による出産休暇中の金銭給付・医療給付に関する規定が本条約の要件を満たしていない。」(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：32 (2008.9.23 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
111 強制労働の廃止に関する条約(強制労働廃止条約)(第105号) Abolition of Forced Labour Convention.	1957.6.25 採択 (第40回総会) 1959.1.17 発効	320 UNTS 291、 ILO CR 邦訳：ILO 条約、 宣言、人権	政治的見解を持ち発表することや同盟罷業の制裁、経済発展のための労働力の動員、労働規律の手段、あるいは差別待遇の手段としてのあらゆる強制労働の禁止を定める。◆未批准の理由：「具体的に、百五号につきましては、国家公務員の争議権が禁止されていることとの関連、... (中略) ... について問題があるわけでございます。」(川口順子外務大臣 衆・外務 平 14.4.19) との国会答弁がある。締約国数：169 (2008.9.23 現在)
112 商業及び事務所における週休に関する条約(週休[商業及び事務所]条約)(第106号) Weekly Rest (Commerce and Offices) Convention.	1957.6.26 採択 (第40回総会) 1959.3.4 発効	325 UNTS 279、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	商業事業所等に雇用されている者に対する、7日間に24時間以上の中断されない週休を受ける権利の補償を定める。◆未批准の理由：第1号条約(項番87)を参照。また、労働基準法では、原則として毎週1回の休日を与えなければならないとしているが、4週4日の休日も認めており(法第35条)、また、休日を可能な限り同時に与えることについて規定されていない。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：63 (2008.11.1 現在)
113 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(差別待遇[雇用及び職業]条約)(第111号) Discrimination (Employment and Occupation) Convention.	1958.6.25 採択 (第42回総会) 1960.6.15 発効	362 UNTS 31、 ILO CR 邦訳：ILO 条約、 宣言、人権	締約国が国内の事情及び慣行に適した方法により、雇用、職業訓練、及び職業に従事することにおける性、人種、宗教、政治的見解、社会的出身等による差別待遇を除去するための、機会及び待遇の均等を促進する方針を明らかにし、それに従うことを定める。◆未批准の理由：「これは、批准できない理由は、御承知のように、百十一号条約は雇用及び職業に関する広範な差別、性に加えて人種、皮膚の色、宗教、政治的見解などに基づく差別を含む、これを除去するための措置を求めるといふようになっておりますけれども、日本でこういう国内法がないということで、今その国内法制との整合性の確保というのが常に国際条約の批准の要件になりますから、そこが今一つ引っかかっているという点ではあります。」(舛添要一厚生労働大臣 参・厚生労働 平 20.5.20) との国会答弁がある。締約国数：168 (2008.11.1 現在)
114 漁船員の健康検査に関する条約(健康検査[漁船員]条約)(第113号) Medical Examination (Fishermen) Convention.	1959.6.19 採択 (第43回総会) 1961.11.7 発効	413 UNTS 157、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	原則としてすべての漁船員について、海上勤務に適する旨の権限ある機関が認める医師が署名した証明書を提示する者以外の者の雇用の禁止を定める。◆未批准の理由：我が国船員法では、漁船の適用範囲に関し、政令の定める30総トン未満の漁船を適用除外していること等が、条約の規定と異なる。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：30 (2008.11.1 現在)
115 漁船員の雇入契約に関する条約(漁船員の雇入契約条約)(第114号) Fishermen's Article of Agreement Convention.	1959.6.19 採択 (第43回総会) 1961.11.7 発効	413 UNTS 167、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	原則としてすべての漁船員の雇入契約の形式・手続を定め、締約国がそれについて必要な事柄を立法する義務を負うことを定める。わが国の船員法にも同趣旨の規定があるが、同法は30t未満の漁船については政令で定めるものしか適用がない。◆未批准の理由：本条約では、すべての漁船員について、航海または操業についての各漁船員の勤務に関する記録の必要を定めている。(第5条)が、我が国においては該当する規定がない。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：23 (2008.11.1 現在)
116 社会政策の基本的な目的及び基準に関する条約(社会政策[基本的な目的基準]条約)(第117号) Social Policy (Basic Aims and Standards) Convention.	1962.6.22 採択 (第46回総会) 1964.4.23 発効	494 UNTS 249、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が生活水準の改善措置、出稼ぎ労働者への仕送りの保障、労働者の賃金の保障、労働における差別の撤廃、職業教育及び技術養成等のための措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：本条約は、新興独立国が「1947年の社会政策(非本土地域)条約」(第82号)を独立後も批准し、または引き続き適用することができるように、同条約の適用地域を非本土地域に限定する旨の規定を削除したものである。(労働省国際労働課「ILOの問題点」) 締約国数：32 (2008.11.1 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
117 社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約（均等待遇〔社会保障〕条約）（第118号） Equality of Treatment (Social Security) Convention.	1962.6.28 採択（第46回総会） 1964.4.25 発効	494 UNTS 271、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が社会保障の給付について、領域内の他の締約国の国民に対しても、自国民と同等の待遇をしなければならないことを定める。◆未批准の理由：「本条約の趣旨に沿いまして、我が国では国籍要件の撤廃など、国内法令におおむね実現されているところがございますが、細部について若干一致していないところが残っておりまして、現状ですぐというわけにいかないところがございますが、…（中略）…現在問題として挙げております一つといたしまして、例えば外国人が日本に居住している場合に支給を保証するという規定がございますが、日本の国民健康保険の場合には、国内に住所を有するというで、この住所を有すると居住といったことについての概念が一致しているかどうか、こういったことについての詰めが必要だということで、外務省等とも相談を進めているということでございます。」（田中泰弘厚生大臣官房総務審議官 衆・厚生 平 10.5.15）との国会答弁がある。締約国数：37（2008.11.1 現在）
118 鉱山の坑内労働に使用される年少者の適格性についての健康診断に関する条約（年少者健康診断〔坑内労働〕条約）（第124号） Medical Examination of Young Persons (Underground Work) Convention.	1965.6.23 採択（第49回総会） 1967.12.13 発効	614 UNTS 239、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	21歳未満の鉱山坑内労働者について、使用されるための適格性について有資格の医師のもとでの健康診断を受けること、一年を超えない期間における再検査が必要とされることを定める。◆未批准の理由：本条約第4条に於て、労働者に関する記録を労働者代表の利用に供さなければならないとされている点については、労働安全衛生法等の国内法令に規定がない。（労働省国際労働課「ILOの問題点」）締約国数：41（2008.11.1 現在）
119 漁船員の海技免状に関する条約（漁船員海技免状条約）（第125号） Fishermens' Competency Certificates Convention.	1966.6.21 採択（第50回総会） 1969.7.15 発効	684 UNTS 81、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国は漁船の船長、航海士または機関士について海技免状に関する資格基準を設定し、船の大きさによっては資格を有する者を乗り込ませなければならないことを定める。◆未批准の理由：我が国船舶職員法は、日本船舶であっても外国に貸し出されているものには適用されないこと、海技免状を付与されるための最低職務経験の期間に関する同法の規定が条約と異なることなどの問題がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」）締約国数：10（2008.11.1 現在）
120 漁船の船内船員設備に関する条約（船員設備〔漁船員〕条約）（第126号） Accommodation of Crews (Fishermen) Convention.	1966.6.21 採択（第50回総会） 1968.11.6 発効	649 UNTS 229、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	75t以上の漁船の船内設備についての基準を定める。◆未批准の理由：本条約は、75トン未満の漁船は適用除外とすることができるものの、かなり小型の漁船にも適用され、我が国漁業の実態からは、本条約の規定を小型漁船に適用することは困難であるなど、第92号条約と同様の問題がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」）締約国数：23（2008.11.1 現在）
121 一人の労働者が運搬することを許される荷物の最大重量に関する条約（最大重量条約）（第127号） Maximum Weight Convention.	1967.6.28 採択（第51回総会） 1970.3.10 発効	721 UNTS 39、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	労働者に健康や安全を害するおそれがある荷物の人力による運搬を要求することを禁じ、軽量の荷物以外の荷物の人力運搬に女子と年少者を使うことを禁ずること等を定める。◆未批准の理由：現行の労働基準法では、妊産婦および年少者については、それぞれ一定重量を超える重量物を取り扱う業務につかせてはならないことを定めている（法第62条及び第64の3条）が、成年男子に関する規定はない。（労働省国際労働課「ILOの問題点」）締約国数：27（2008.11.1 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
122 障害、老齢及び遺族給付に関する条約（障害、老齢及び遺族給付条約）（第128号） Invalidity, Old-Age and Survivors' Benefits Convention.	1967.6.29 採択 （第51回総会） 1969.11.1 発効	699 UNTS 185、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国に被用者等への障害給付、65歳以上の者への老齢給付、扶養者の死亡による寡婦または子への遺族給付の支給の確保を義務づけ、支給の算定基準を定める。◆未批准の理由：「その給付内容の基準は満たしているわけでございます。御案内のとおりでございます。問題は、常用的ではない短時間労働者の扱いでございまして、ILO 百二十八号条約は全被用者の九〇％を年金制度がカバーをするということになっているわけでありまして、我が国におきましては四分の三条項もあるわけでありまして、短時間労働者について被用者年金制度を適用していないという状況もあるわけでありまして、ここが最大の問題であります。九〇％に対して我が国は今八二・一％でございます。」（梶屋敬悟厚生労働副大臣 参・厚生労働 平 13.3.27）との国会答弁がある。締約国数：16（2008.11.1 現在）
123 農業における労働監督に関する条約（労働監督〔農業〕条約）（第129号） Labour Inspection (Agriculture) Convention.	1969.6.25 採択 （第53回総会） 1972.1.19 発効	812 UNTS 87、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が農業における労働監督制度を保持しなければならないことを定める。◆未批准の理由：監督官の権限について、本条約では、監督官が企業を臨検中に認めたと欠陥および是正命令等を労働者の代表に知らせなければならないとされている（条約第18条）が、このようなことは、労働基準法では規定されていない。（労働省国際労働課「ILOの問題点」）締約国数：46（2008.11.1 現在）
124 医療及び疾病給付に関する条約（医療及び疾病給付条約）（第130号） Medical Care and Sickness Benefits Convention.	1969.6.25 採択 （第53回総会） 1972.5.27 発効	826 UNTS 3、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、被用者とその家族などに対して、所定の治療的または予防的医療の給付、所定の算定基準による定期金支払による疾病給付の支払を確保する義務を負うことを定める。◆未批准の理由：本条約については、健康保険等によりほぼ条約の定める給付水準に達していると思われるが、保護対象者の範囲について、なお問題があるので、更に検討する必要がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」）締約国数：15（2008.11.1 現在）
125 年次有給休暇に関する条約（1970年改正）（有給休暇条約〔改正〕）（第132号） Holidays with Pay Convention (Revised).	1970.6.24 採択 （第54回総会） 1973.6.30 発効	Cmnd 4706、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	被用者に3労働週を下まわらない有給休暇を、そのうち2労働週は継続して取得する権利を認めることを定める。わが国の労働基準法は6箇月間継続勤務し8割以上出勤した者に10労働日の休暇を与えなければならないとする。◆未批准の理由：「我が国の労働基準法の規定におきましては、年次有給休暇の最低付与日数は十日とされており、また年次有給休暇の連続付与についての規定はないため、ちょうどミスマッチの形になっておりまして、現在は批准は困難であると考えます。」（増田敏男厚生労働副大臣 参・厚生労働 平 13.3.29）との国会答弁がある。締約国数：35（2008.11.1 現在）
126 船内船員設備に関する条約（補足規定）（船内設備〔補足規定〕条約）（第133号） Accommodation of Crews (Supplementary Provisions) Convention.	1970.10.30 採択 （第55回総会） 1991.8.27 発効	Cmnd 4706、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	商業用の1,000t以上の海洋船舶について第92号条約（項番106）の基準を一層進めた基準を定める。◆未批准の理由：本条約は前記第92号を補足する条約であり、この条約の批准は第92号条約の関係規定の実施を義務付けるものである（第3条）が、前述のように第92号条約の規定の実施が困難な状況にある。（労働省国際労働課『船員等特定職業分野に関するILO条約の問題点等』1985.7.24付け文書）締約国数：32（2008.11.1 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
127 企業における労働者代表に与えられる保護及び便宜に関する条約（労働者代表条約）（第135号） Workers' Representatives Convention.	1971.6.23 採択 （第56回総会） 1973.6.30 発効	Cmnd 5612、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	労働者代表であるために不利益な措置を受けることがないように保護し、かつ労働者代表が迅速かつ効率的に任務を遂行できるように企業における適切な便宜が与えられることを定める。◆未批准の理由：「労組法2条並びに7条におきまして経理援助というものを非常に厳格に解釈しておるわけでありまして。そういう観点から申しますと非常に問題がございます。」（岸良明労働省労政局労働法規課長 衆・内昭46.12.2）との国会答弁がある。また、「本条約第2条1は、「労働者代表がその任務を迅速かつ能率的に遂行することができるように企業における適切な便宜が労働者に与えられる」と規定しているが、労働者代表に与えられる便宜の内容、程度が明らかでない。」（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：82（2008.11.1現在）
128 ベンゼンから生ずる中毒の危害に対する保護に関する条約（ベンゼン条約）（第136号） Benzene Convention.	1971.6.23 採択 （第56回総会） 1973.7.27 発効	885 UNTS 45、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	ベンゼンを含有する製品の使用を一定の作業工程では禁止し、使用する場合には密閉方式をとり、労働者の皮膚への付着を防止するための個人用保護防具を支給し、健康診断を実施することを定める。◆未批准の理由：いくつかの法制上の問題点のほか、本条約が空気中のベンゼン濃度が25ppmを超えないように濃度の上限を定めるよう規定する一方、我が国の作業環境評価基準が、屋内作業場についてのみ10ppmという基準を設けている点が条約の要件を完全に満たすものであるかどうかについて疑義がある、との指摘がある。（参照：墨矢亮（労働省安全衛生部計画課）「安全衛生関係条約の批准状況について」『いのちと健康』1994年10月号 p.28） 締約国数：38（2008.11.1現在）
129 港湾における新しい荷役方法の社会的影響に関する条約（港湾労働条約）（第137号） Dock Work Convention.	1973.6.25 採択 （第58回総会） 1975.7.24 発効	Cmnd 5829、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が機械化等港湾における新しい荷役方法の導入に伴い、港湾労働者の常用雇用または常時雇用を確保するように奨励する政策をとること等を定める。◆未批准の理由：「この条約は、主として、今御指摘のように、港湾労働者の登録制度を創設して、この登録労働者の就労について優先権を付与する、こういったことを内容としている条約でございます。この条約の内容はおおむね現行法においても満たされているというふうに考えておりますけれども、なお、例えば港湾労働法は現在六大港だけですけれども、ほかの港湾にも適用する必要があるのかないのか、あるいは港湾労働者の登録と言っておりますけれども、現行では事業主によるいわば届け出制というふうになっていまして、こういったことで要件を満たすかどうか、それから、港湾労働者の就労や生活保障の責任を負うべき者と規定されておる中に、例えば荷主とか船社等の港湾の利用者といったこういった方が含まれるのかどうかというふうに、幾つかまだ問題点も指摘されているところでありまして、なお関係方面の詰めを、合意形成を行っていく必要があると。そういうことで、まだなかなか批准ができていないわけですが、批准に向けての努力は引き続き続けたいというふうに思っております。」（渡邊信労働省職業安定局長 参・労働・社会政策 平12.5.11）との国会答弁がある。 締約国数：24（2008.11.1現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
130 有給教育休暇に関する条約（有給教育休暇条約）（第140号） Paid Education Leave Convention.	1974.6.24 採択 （第59回総会） 1976.9.23 発効	Cmnd 6796、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が労働者の訓練、教育のために与えられる有給の休暇を促進する政策を策定実施することを定める。◆未批准の理由：「今、御指摘になりましたILOの百四十号条約でございますが、その中には大きく分けまして三つのことが書かれているというふうに思います。一つはあらゆる段階での訓練、それからもう一つは一般教育、社会教育及び市民教育ということの重視、そして三番目に労働組合教育というものでございます。これらのうちで、あらゆる段階での訓練を目的とする休暇ですとか、あるいは有給の教育訓練休暇につきましては、これは他の法律におきましてかなり取り入れてきているところでございます。…（中略）…しかし、この二番、三番の一般教育、社会教育及び市民教育のための休暇でありますとか、あるいは労働組合教育のための休暇ということにつきましては、国内法制の、他の法律との問題もございまして、整合性の問題もございまして、さらにひとつ慎重な検討が必要であるというふうに思っているところでございます。」（坂口力厚生労働大臣 参・厚生労働 平 13.11.22）との国会答弁がある。締約国数：34（2008.11.1 現在）
131 農業従事者団体並びに経済的及び社会的開発におけるその役割に関する条約（農業従事者団体条約）（第141号） Rural Workers' Organizations Convention.	1975.6.23 採択 （第60回総会） 1977.11.24 発効	Cmnd 7083、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が農業従事者団体についての結社の自由を保障し、その設立、活動を積極的に助長する政策を採用、実施することを定める。◆未批准の理由：本条約第3条は「農業従事者団体は事前の認可なしに設立されるべきであり、また、いかなる干渉、強制または抑圧をも受けてはならない」とされているが、農業協同組合法第59条は、農業協同組合を設立するには行政庁の認可を要することとしている。（労働省国際労働課「ILOの問題点」）締約国数：40（2008.11.1 現在）
132 劣悪な条件の下にある移住並びに移民労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する条約（移民労働者〔補足規定〕条約）（第143号） Migrant Workers (Supplementary Provisions) Convention.	1975.6.24 採択 （第60回総会） 1978.12.9 発効	Cmnd 6674、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	移民労働者の基本的人権を尊重し、移民の違法な雇用及びそれを目的とした移動の防止、移住労働者及びその家族の雇用、社会保障、労働基本権、個人的自由等で機会・待遇の均等を促進・保障する国の方針をとること、等を定める。締約国数：23（2008.11.1 現在）
133 船員の雇用の継続に関する条約（雇用継続〔船員〕条約）（第145号） Continuity of Employment (Seafarers) Convention.	1976.10.28 採択 （第62回総会） 1979.5.3 発効	Cmnd 7163、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が船員の継続雇用または常時雇用が確保されるように奨励することを国家の政策とし、そのための船員の登録簿の作成・維持等の措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：我が国においては、終身雇用制度が一般的に採用されており、条約の内容については概ね実現されているが、一部中小企業者に係わる船員については、その実態等を調査し、細部について更に検討する必要がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」）締約国数：17（2008.11.1 現在）
134 船員の年次有給休暇に関する条約（船員年次有給休暇条約）（第146号） Seafarers' Annual Leave with Pay Convention, 1976.	1976.10.29 採択 （第62回総会） 1979.6.13 発効	Cmnd 7163、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	船員について1年に30暦日以上年次有給休暇を受ける権利を保障することを定める。わが国の船員法では、連続した勤務1年について25日とする。◆未批准の理由：本条約の規定のうち、年次有給休暇の日数、年次有給休暇を受ける要件としての勤務期間について、船員法の規定との間に相違がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」）締約国数：17（2008.11.1 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
135 空気汚染、騒音及び振動に起因する作業環境における職業性の危害からの労働者の保護に関する条約（作業環境〔空気汚染、騒音及び振動〕条約）（第148号） Working Environment (Air Pollution, Noise and Vibration) Convention.	1977.6.20 採択 （第63回総会） 1979.7.11 発効	Cmnd 7901、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が大気汚染、騒音及び振動に起因する作業環境における職業性の危害の防止、そのような危害からの労働者の保護のための立法措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：労働安全衛生法等である程度担保されているが、わが国の関係法令に規定が設けられていないものとして、騒音、振動についての基準（第8条関係）および騒音、振動にかかわる機械、設備等の届出制度（第12条関係）、労働者の代表が、労働基準監督官に同行できること（第5条関係）などがある。（参照：墨矢亮（労働省安全衛生部計画課）「安全衛生関係条約の批准状況について」『いのちと健康』1994年10月号p.28） 締約国数：45（2008.11.1現在）
136 看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約（看護職員条約）（第149号） Nursing Personnel Convention.	1977.6.21 採択 （第63回総会） 1979.7.11 発効	Cmnd 7420、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、看護職員をその職に引きつけ、留め置くために、職務の遂行のために適切な教育・訓練や雇用条件及び労働条件を提供するなどの措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：「ILOの百四十九号条約は、看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約であります。この第六条におきまして、看護職員は、労働時間、週休等の分野において当該国の他の労働者の条件と同等の又はそれ以上の条件を享受するというふうにされております。我が国におきましては、看護師に対しましても労働基準法が適用となります。他の労働者と同様に最低労働条件が確保されているところでございます。しかし、看護師が働く病院等の保健衛生業の特殊性にかんがみまして、一斉休憩等の規定が適用除外とされております。そういったことから、この条約の批准については慎重に検討する必要があるというふうに考えております。」（青木豊厚生労働省労働基準局長 参・厚生労働 平18.5.30）との国会答弁がある。 締約国数：40（2008.11.1現在）
137 労働行政（役割、機能及び組織）に関する条約（労働行政条約）（第150号） Labour Administration Convention.	1978.6.26 採択 （第64回総会） 1980.10.11 発効	Cmnd 7786、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	権限のある行政機関は、使用者団体、労働者団体との協議、協力のもとに、国際基準を考慮の上、労働政策の作成、実施、調整、検討にあたること、その職員は必要な資格等を持った者でなければならないことを定める。◆未批准の理由：「本条約第9条の規定と地方自治の原則との関係をどう解すればよいか、本条約第10条2の「必要な財源」の水準をどう解すればよいか等の点に関する解釈について、検討する必要がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：68（2008.11.1現在）
138 公務における団結権の保護及び雇用条件の決定のための手続に関する条約（労働関係〔公務〕条約）（第151号） Labour Relations (Public Service) Convention.	1978.6.27 採択 （第64回総会） 1981.2.25 発効	Cmnd 7786、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	公の機関に雇用される者の団結権を保障し、また、公的被用者の代表には便宜を供与することを定める。◆未批准の理由：第135号条約（項番127）を参照。また、「本条約第3条において、公的被用者を「構成のいかんにかかわらず」としているが、公務員法における職員団体制度が適合するものであるかどうか検討する必要がある。」（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：44（2008.11.1現在）
139 港湾労働における職業上の安全及び衛生に関する条約（職業上の安全及び衛生〔港湾労働〕に関する条約）（第152号） Occupational Safety and Health (Dock Work) Convention.	1979.6.25 採択 （第65回総会） 1981.12.5 発効	Cmnd 8118、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、港湾労働に関して、安全で健康障害のない設備の提供・維持、作業場への安全な通行手段の確保をするため、個々の設備について技術的な措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：「この条約の内容は、労働安全衛生法等の国内関係法令によっておおむね実施されているところではありますが、安全委員会に関する規定や玉掛け用具の規制に関する規定のように、国内関係法令の規定と相違する部分がありまして、現状では批准が困難であると考えておりまして、今後とも、この国内法令との相違についてさらに検討を進めていく必要があると考えておるところであります。」（長勢甚遠労働政務次官 衆・労働 平12.4.21）との国会答弁がある。 締約国数：26（2008.11.1現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
140 路面運送における労働時間及び休息期間に関する条約（労働時間及び休息期間〔路面運送〕条約）（第153号） Hours of Work and Rest Periods (Road Transport) Convention.	1979.6.27 採択 （第65回総会） 1983.2.10 発効	Cmnd 8118、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	路面運送車（トラック、バス）に乗務する運転者について、休憩なしの連続の運転時間は4時間以下、最大運転時間は平均1日に9時間、1週間に48時間以下、休息は1日に平均連続10時間、8時間以上とする等を定める。◆未批准の理由：本条約が1人親方や「賃金労働者ではないその家族」にまで適用対象をひろげているのに対し、労働基準法の適用対象が労働者に限られていること等の国内法との相違がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：9（2008.11.1現在）
141 団体交渉の促進に関する条約（団体交渉条約）（第154号） Collective Bargaining Convention.	1981.6.19 採択 （第67回総会） 1983.8.11 発効	Cmnd 8773、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が団体交渉を促進するための措置をとるべきことを定める。◆未批准の理由：本条約第7条に規定する公の機関がとる措置についての事前協議等と我が国の国内法制との整合性について検討する必要がある。（労働省国際労働課「ILOの問題点」） 締約国数：38（2008.10.2現在）
142 職業上の安全及び衛生並びに作業環境に関する条約（職業上の安全及び健康条約）（第155号） Occupational Safety and Health Convention.	1981.6.22 採択 （第67回総会） 1983.8.11 発効	Cmnd 8773、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が職業上の安全および健康並びに作業環境に関する一貫した政策を策定し実施することを定める。具体的には企業設備の安全の基準、危険な作業工程・物質の指定などを行う。また使用者には安全を確保する義務を課す。◆未批准の理由：「第百五十五号条約については複数の企業が同一作業場で活動する場合の協力義務等について、国内法制との整合性の観点からなお検討が必要であると考えております。」（尾辻秀久厚生労働大臣 参・本 平 17.10.19）との国会答弁がある。 締約国数：52（2008.10.2現在）
143 社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約（社会保障の権利維持条約）（第157号） Maintenance of Social Security Rights Convention.	1982.6.21 採択 （第68回総会） 1986.9.11 発効	Cmnd 9077、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、取得の過程にある、または取得した社会保障の受給権者が他の締約国の領土内に移住した場合などに、外国における支給の保証、保険期間等の通算を二国間・多数国間協定により定め、履行することができることを定める。 締約国数：4（2008.10.2現在）
144 使用者の発意による雇用の終了に関する条約（雇用終了条約）（第158号） Termination of Employment Convention.	1982.6.22 採択 （第68回総会） 1985.11.23 発効	Cmnd 9077、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	労働組合への参加、婚姻、産休、家族の世話、政治的意見、使用者へ訴訟を提起したことなどにより解雇されることがないこと等を定める。◆未批准の理由：「これを見れば、百五十八号条約、これは仮訳でございますけれども、読むだけで既に何点か現行制度とは全く違っている。例えば、意思表示をしたときには、解雇する前に労働者に弁明の機会を与えなければいけないといった点。細かい点でございますけれども、差別的な条件の一つとして皮膚の色が入っているといったようなこと。それからさらに、先ほど言いました挙証責任が使用者側に負わされていること。一見明らかな部分がございます。それで、我が国の場合、御承知のように、このILO条約というもの、こういったものについて、確かにこの条約は、採択の場合には政労使賛成してございます。これは、趣旨について賛成したわけ、こちらの方向へ向かった、こちらの方向といいますが、こういった趣旨について賛成で、中身についてできることは取り込んでいこうという趣旨だと思います。したがって、今申し上げましたように、一見しても問題点がありますので、具体的な批准に向けたぎりぎりした検討というのは行っておらなかったはずでございますし、私の記憶でもぎりぎりとした検討は行っておらない。」（松崎朗厚生労働省労働基準局長 衆・厚生労働 平 15.5.28）との国会答弁がある。 締約国数：34（2008.10.2現在）
145 労働統計に関する条約（1985年の労働統計条約）（第160号） Labour Statistics Convention.	1985.6.25 採択 （第71回総会） 1988.4.24 発効	ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、経済活動人口、鉱業、平均賃金、平均労働時間、賃金構造、労働費用、消費者物価指数、世帯収入支出、労働災害、労働争議等についての統計を作成し、公表することを定める。 締約国数：46（2008.10.2現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
146 職業衛生機関に関する条約（1958年の職業衛生機関条約）（第161号） Occupational Health Services Convention.	1985.6.26 採択 （第71回総会） 1988.2.17 発効	ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が労働者の健康、安全のために監視・助言の機関として、職業衛生機関を、単一の企業または複数の企業のために設置することを定める。締約国数：27（2008.10.2 現在）
147 海上及び港における船員の福祉に関する条約（船員福祉条約）（第163号） Seafarers' Welfare Convention.	1987.10.8 採択 （第74回総会） 1990.10.3 発効	Cm 658、ILO CR 邦訳：ILO 条約	船籍・国籍等を問わず、すべての船員に国内の適当な港において適切な福祉施設及びサービスを確保することを定める。締約国数：16（2008.10.2 現在）
148 船員の健康の保護及び医療に関する条約（健康の保護及び医療〔船員〕条約）（第164号） Health Protection and Medical Care (Seafarers) Convention.	1987.10.8 採択 （第74回総会） 1991.1.11 発効	Cm 658、ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、船員に対して健康保険及び医療提供のための措置として、医療箱、医療手引書の設置、無線による医療助言が受けられること、100人以上の船員を乗せる3日を超える国際航行については医師の同乗などを確保しなければならないことを定める。締約国数：14（2008.10.2 現在）
149 船員のための社会保障に関する条約（社会保障〔船員〕条約〔改正〕）（第165号） Social Security (Seafarers) Convention (Revised).	1987.10.9 採択 （第74回総会） 1992.7.2 発効	Cm 658、ILO CR 邦訳：ILO 条約	船員に対して一定基準よりも不利でない社会保障の給付を受ける権利を保障し、締約国の法令の適用を受ける外国人の船員にその国民と均等の待遇を与えることを定める。締約国数：3（2008.10.2 現在）
150 船員の送還に関する条約（船員送還条約〔改正〕）（第166号） Repatriation of Seafarers Convention (Revised).	1987.10.9 採択 （第74回総会） 1991.7.3 発効	Cm 658、ILO CR 邦訳：ILO 条約	船員が雇用契約期間が海外で終了した場合などは、船主の費用で、通常は飛行機により送還を受ける権利を有すること、締約国はそのための措置をとることを定める。締約国数：13（2008.10.2 現在）
151 建設業における安全及び健康に関する条約（建設業における安全健康条約）（第167号） Safety and Health in Construction Convention.	1988.6.20 採択 （第75回総会） 1991.1.11 発効	Cm 723、ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、建設現場での労働者の安全及び健康を確保するために、足場及び梯子、荷揚用機器、高所作業、圧縮空気作業等についての措置をとることを定める。締約国数：23（2008.10.2 現在）
152 雇用の促進及び失業に関する保護に関する条約（雇用促進及び失業に対する保護条約）（第168号） Employment Promotion and Protection against Unemployment Convention.	1988.6.21 採択 （第75回総会） 1991.10.17 発効	Cm 723、ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、完全雇用、生産的雇用、職業の自由な選択の促進及び失業者保護のための措置をとることを定める。◆未批准の理由：「これらの条約につきましては、国内法において規定がないというのが一つの大きなポイントであり、法律の改正をしなければ批准が困難であるというような意味も含まれているわけでございます。例えば、雇用の終了につきましては多様な形態がございます。先生御存じのように、一律に規制するのが可能かどうかということなど、なお問題点があります」（南野知恵子厚生労働副大臣 参・厚生労働 平 13.12.4）との国会答弁がある。締約国数：7（2008.10.2 現在）
153 独立国における原住民及び種族民に関する条約（先住民及び種族民条約）（第169号） Indigenous and Tribal Peoples Convention.	1989.6.27 採択 （第76回総会） 1991.9.5 発効	28ILM 1384、 ILO CR 邦訳：ILO 条約	締約国が、社会・文化・経済状態によりその国の共同社会の者と区別され、かつその地位が伝統・慣習や法令により一部規制されている者である種族民、及びその国のある地域の先住民で自己の社会・文化・経済・政治制度を保持している者である原住民の伝統・慣習を尊重し、伝統的に占有する土地を保証するための措置をとることを定める。締約国数：20（2008.10.2 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
<p>154 職場での化学物質の使用における安全に関する条約（化学物質条約）（第 170 号） Chemical Convention.</p>	<p>1990.6.25 採択 （第 77 回総会） 1993.11.4 発効</p>	<p>Cm 1562、ILO CR 邦訳：ILO 条約</p>	<p>使用者に安全な表示のある化学物質のみを使用する義務を課し、化学物質の危険性から労働者を保護すること、労働者には化学物質についての情報を受ける権利を認めることを定める。また国内での使用禁止措置がとられた化学物質の輸出の際には、輸入先政府に対して輸出国政府からその旨を通知することを定める。◆未批准の理由：「今回の御提案させていただいております MSDS、データシート、この義務づけ、制度化によりまして、ILO 百七十号条約が求めております化学物質につきましても表示あるいはその情報資料のユーザーへの確実な提供等々の体制は、この条約の趣旨に沿いまして私どもでできるものと考えております。ただ、本条約では、そうしたラベルといえますか表示がない物質、それからそういった情報資料等のない物質、これらはどんなものであれ一切使用してはならないということをこの条約は求めておりまして、私ども今現在御提案申し上げているような、確実に化学物質に関する情報が伝わるような仕組みをつくるという考え方では対応できていない部分もございます。そういった、どんな物質であれ一切使用してはならないということまで我が国が行けるのかどうかも今後の検討課題だろうと思っておりますし、そうした点につきましては引き続き私ども検討をさせていただきたいと思っておりますのでございます。」（伊藤庄平労働省労働基準局長 参・労働・社会政策 平 11.5.13）との国会答弁がある。締約国数：17（2008.10.2 現在）</p>
<p>155 夜業に関する条約（夜業条約）（第 171 号） Night Work Convention.</p>	<p>1990.6.26 採択 （第 77 回総会） 1995.1.4 発効</p>	<p>Cm 1562、ILO CR 邦訳：ILO 条約</p>	<p>午後 10 時から午前 5 時までを含む 7 時間以上の継続する間の夜業に従事する者で、健康上の理由により夜業に不応と認められた者は配置転換されること、産前産後 16 週間の女子には夜業に代わるものを確保するための措置をとることを定める。◆未批准の理由：「ILO 百七十一号の内容と国内法制との関連での問題でございしますが、一つは、深夜業の定義の問題がございます。私どもの法制と深夜業の時間帯が異なっておりますが、この辺の整合性をどう保つべきなのかという点が一つございます。それから、内容の点で、健康状態の評価という点につきまして、いわば健康診断の問題でございしますが、ILO 条約は自己の請求により健康状態についての評価を無料で受けられる権利を持つ、こういう労働者側からの権利として構成しておりますが、労働安全衛生法上、今回の改正法案で自主的健康診断という道も導入いたしました。基本的には、定期的に事業主が健康診断を実施することを義務づけている、そういう形で組み立てられておりまして、その辺の制度的な違いにつきましては、その差異についてなお検討を要する点がございます。また、健康上の問題があった場合に、ILO 条約では配置転換という事後措置をもって対応することで考え方が構成されておりますが、労働安全衛生法上は、健康に問題がある場合の事後措置といたしまして、労働時間の短縮、作業の転換あるいは深夜業の回数の減少等選択肢をかなり用意して事後措置を事業主に義務づけておるわけでございます。この辺も制度的な差異があるわけでございます。そういったものにつきましてもなお検討を要する状況にあるわけでございます。」（伊藤庄平労働省労働基準局長 衆・労働 平 11.4.16）との国会答弁がある。締約国数：10（2008.10.2 現在）</p>
<p>156 旅館、飲食店及び類似の事業場における労働条件に関する条約（労働条件〔旅館及び飲食店〕条約）（第 172 号） Working Conditions (Hotels and Restaurants) Convention.</p>	<p>1991.6.25 採択 （第 78 回総会） 1994.7.7 発効</p>	<p>Cm 1985、ILO CR 邦訳：ILO 条約</p>	<p>締約国が、ホテルや飲食店で雇用される労働者に労働条件の改善のための施策をとること、個人的・家族的な生活を組織できるような作業スケジュールの事前通知、公休日の労働への給与による補償等を定める。締約国数：15（2008.10.2 現在）</p>

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
157 使用者の支払不能の場合における労働者債権の保護に関する条約（労働者債権保護〔使用者の支払不能〕条約）（第173号） Protection of Workers' Claims (Employer's Insolvency) Convention.	1992.6.23 採択 (第79回総会) 1995.6.8 発効	Cm 2433、ILO CR 邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	倒産時等に生じる労働者債権は、通常の債権者への返済に先立って使用者の資産から優先的に支払うこと（条約第2部）、および使用者が支払不能のため支払えないときには保証機関によって保証すること（条約第3部）を定める。◆未批准の理由：「ILO 百七十三号条約につきましては、これまでのところ我が国においては批准されていないのは御指摘のとおりでございます。これまで批准できていない状況、理由と申しましうかにつきましては、やはりこの条約が求めておりますところ、例えば、主要な部分であります第二部において特権による労働者債権の保護というところがございしますが、ここでは、条約では三か月以上の労働者債権の優先順位を国税等の特権を付与された他の大部分の債権より高いものとするように求めているという状況がございします。これは、今般の破産法におきましても含めてでございますけれども、そういった点では、なおその国内法との間におきまして条約との間で厳密な整合性が取れていないということで、これまで ILO 条約の批准に当たって完全な整合性を取れたものを批准していくという基本姿勢に、必ずしもそういった点からまだ批准に至っていないと、こんな状況でございます。」（大石明厚生労働大臣官房審議官 参・法 平 16.4.1）との国会答弁がある。 締約国数：19（2008.10.2）
158 大規模産業災害の防止に関する条約（大規模産業災害防止条約）（第174号） Prevention of Major Industrial Accidents Convention.	1993.6.22 採択 (第80回総会) 1997.1.3 発効	Cm 2604、ILO CR 邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	大規模危険施設（ただし、核施設・放射性物質処理施設や軍事施設等は除く）は各々危険管理システムを確立し国との間で調整すること、施設労働者は施設の危険性について知る権利、また切迫した災害危険性が合理的に確認されたときには、活動中断の権利が認められることを定める。◆未批准の理由：（我が国の安全行政システムは、国が基準を作りこれを事業者に遵守させるというものなので）これを全面的に条約に合わせて、全部システム（事業者が第一次的に安全評価を行い国が必要に応じて審査するという）を変えて、果たして今以上の安全が保持できるかという点について問題がある、との指摘がある。（参照：『世界の労働』1993年8月号 p.32 高橋柵太郎労働大臣官房総務審議官） 締約国数：13（2008.10.2 現在）
159 パートタイム労働に関する条約（パートタイム労働条約）（第175号） Part-Time Work Convention.	1994.6.2 採択 (第81回総会) 1998.2.28 発効	ILO CR 邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	パートタイム労働の意義を認め、パートタイム労働者雇用・労働条件・社会保障に関する保護についてフルタイム労働者と同等な権利を認めることを定める。◆未批准の理由：「パートタイム労働に関する条約、いわゆる ILO 第百七十五号条約におきましては、比較可能なフルタイム労働者といたしまして、パート労働法における通常の労働者と類似の概念が定義されております。これとの比較においてパート労働者を定義する体系をとっているという点では、これはパート労働法と同じであります。しかしながら、比較可能なフルタイム労働者という考え方ではありますが、これが事業所の外におられる方も含む概念であるという点で、このパート労働法上の通常の労働者とは異なっております。一般的に、職務給ということが定着していて、また事業所横断的な労働市場が形成されているヨーロッパとは異なりまして、事業所ごとの雇用管理により賃金等が決定されている我が国におきまして、事業所を超えて通常の労働者というものを定義すると、実態と相当離れた制度となるという問題があるわけでございます。こういったことから、現状では適切な国内担保措置がないためにパートタイム労働に関する条約が批准できない状況にあると考えております。」（大谷泰夫厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 衆・厚生労働 平 19.4.4）との国会答弁がある。 締約国数：11（2008.10.2 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
160 鉱山における安全及び健康に関する条約（鉱山における安全及び健康条約）（第176号） Safety and Health in Mines Convention.	1995.6.22 採択 （第82回総会） 1998.6.5 発効	ILO CR 邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	鉱山の安全・衛生政策の策定、実施、定期的見直しのための国の法律、規定の整備にあたって、労使との協議を必要とすること、労働者には、主体的な情報へのアクセスと判断する権利が認められることを定める。◆未批准の理由：安全・衛生上、鉱山保安法とかあるいは安全・衛生法の関係では、使用者あるいは事業主に対して義務規定はあるが、労働者に対する権利の規定がない。鉱山労働者の全部の雇用者の中に占める割合が0.1%ぐらいしかない。（参照：『世界の労働』1995年8月号 p.28 榎谷正労働大臣官房総務審議官） 締約国数：23（2008.10.2 現在）
161 1947年の労働監督条約の1995年の議定書 Protocol of 1995 to the Labor Inspection Convention, 1947.	1995.6.22 採択 （第82回総会） 1998.6.9 発効	ILO CR 邦訳：国会 ILO、 世労45（8）（抄）、 ILO 条約	第81号条約の規定を非営利サービス部門にも適用拡大する。（『世界の労働』1995年8月号 p.32）◆未批准の理由：わが国においては、労働基準監督を公務部門に拡大適用することは容易ではないとの指摘がある。（参照：『世界の労働』1995年8月号 p.33 榎谷正労働大臣官房総務審議官） 締約国数：11（2008.10.17 現在）
162 在宅形態の労働に関する条約（在宅形態の労働条約）（第177号） Home Work Convention.	1996.6.20 採択 （第83回総会） 2000.4.22 発効	36 ILM 55 邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	家内労働（製品・サービスにつながる労働）に関する政策のうち報酬、社会保障、母性保護や訓練等の分野で、家内労働者その他の賃金労働者との間の待遇の平等を促進することを定める。◆未批准の理由：現在日本の家内労働法では、ものの製造、加工ということが中心になっており、サービスは入らない。（参照：『世界の労働』1996年8月号 p.25 廣見和夫労働大臣官房総務審議官） 締約国数：5（2008.10.17 現在）
163 船員の労働条件及び生活条件の監督に関する条約（労働監督〔船員〕条約）（第178号） Inspection of Seafarers' Working and Living Conditions Convention.	1996.10.22 採択 （第84回総会） 2000.4.22 発効	ILO HP に原文有 邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	船員の労働条件及び生活条件の監督体制について、法令違反の場合の罰則を含めて総合的に定める。 締約国数：15（2008.10.17 現在）
164 船員の募集及び職業紹介に関する条約（船員の募集及び職業紹介条約）（第179号） Recruitment and Placement of Seafarers.	1996.10.22 採択 （第84回総会） 2000.4.22 発効	ILO HP に原文有 邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	これまで船員の職業紹介事業については、公共の無料職業紹介所以外を原則的に禁止してきたのを完全自由化し、その上で、紹介事業の規制法令等の整備や苦情処理手続について定める。 締約国数：10（2008.10.17 現在）
165 1976年の商船（最低基準）条約の1996年の議定書 Protocol of 1996 to the Merchant Shipping (Minimum Standards) Convention, 1976.	1996.10.22 採択 （第84回総会） 2003.1.10 発効	ILO CR 邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	商船としての最低基準を国際的に取り決める1976年の商船（最低基準）条約に6つの関連するILO条約を補足し、議定書を批准する国は、このうち一つ以上を選択して受け入れることとしている。（『世界の労働』1997年2月号 p.13） 締約国数：23（2008.10.17 現在）
166 船員の労働時間及び定員に関する条約（船員の労働時間及び船舶の定員条約）（第180号） Seafarers' Hours of Work and the Manning of Ships Convention.	1996.10.22 採択 （第84回総会） 2002.8.8 発効	ILO HP に原文有 邦訳：国会 ILO、 ILO 条約	船員の労働環境保護のため、最高労働時間等の具体的規定のほか、船舶所有者及び船長の責任等についても定める。 締約国数：21（2008.10.17 現在）
167 1952年の母性保護条約（改正）に関する改正条約（母性保護条約）（183号） Maternity Protection Convention (Revised), 1952.	2000.6.15 採択 （第88回総会） 2002.2.7 発効	ILO HP に原文有 大原 508 [原文・仮訳とも]	1952年の母性保護条約の改正条約。出産休暇を14週に引き上げる、出産休暇後に元の職に復帰する権利、妊娠検査を義務付けることの禁止、解雇理由が妊娠・出産に無関係であることを使用者が証明しなければならないという使用者の挙証責任等を定める。 締約国数：15（2008.10.17 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
168 農業における安全及び健康に関する条約（農業における安全健康条約）（第 184 号） Safety and Health in Agriculture Convention, 2001.	2001.6.21 採択 （第 89 回総会） 2003.9.20 発効	ILO HP に原文有 邦訳：世労 51（8） （抄）	自営農業などの労働者の一部を適用除外とするものの、農業における安全衛生を確保するための各種の措置（リスク評価、機械の安全、原材料や動物の取り扱い、化学物質管理、社会保障、福祉施設等）を定める。また、児童労働、季節労働者、女性労働者に関する規定も盛り込まれている。（『世界の労働』2001年8月号 p.22） 締約国数：10（2008.10.17 現在）
169 1981 年の職業上の安全及び健康に関する条約の 2002 年の議定書 Protocol of 2002 to the Occupational Safety and Health Convention, 1981.	2002.6.20 採択 （第 90 回総会） 2005.2.9 発効	ILO HP に原文有 邦訳：世労 52（8） （抄）	締約国が労働災害と職業性疾病、危険事例、通勤災害の記録と届出に関する要件と手続きを定め、定期的に見直すことを求める。また、最新の国際的な制度に対応する分類体系に基づき、これらの年次統計を発表することも求める。（参照：『世界の労働』2002年8月号 p.29） 締約国数：5（2008.10.17 現在）
170 船員の身分証明書改正労働条約（第 185 号） Seafarers' Identity Documents Convention (Revised), 2003.	2003.6.19 採択 （第 91 回総会） 2005.2.9 発効	ILO HP に原文有 邦訳：世労 53（8）	テロ行為に対する効果的な安全保障手段を開発し、船員の移動の自由を確保するため、1958 年の第 108 号条約を改正する。指紋をもとにした生体認証テンプレートを付いた身分証明書（ID）の様式、適切な発行手続き、データベースの維持などについて規定する。 締約国数：14（2008.10.17 現在）
171 2006 年の海事労働条約 Maritime Labour Convention, 2006.	2006.2.23 採択 （第 94 回総会） 未発効	ILO HP に原文有 ILO 駐日事務所 HP に邦訳有 （ http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/ ）	海事労働をめぐり船員の労働条件、居住設備、安全衛生、社会保障等を定めた従来の 68 の条約・勧告について、それらの内容を整理・統合し、更新する包括的な条約。実効性を確保するための制度として、旗国検査に加え、非締約国の船舶にまで対象が及ぶ寄港国検査などが取り入れられている。◆未批准の理由：「なぜすべて早く国内法化し、あるいは批准を進めないのかということですが、実は、残された検討事項がございます。例えば国際的な調整を要するものがございます。具体的に言いますと、労働条件に関しても、いろいろな条件はその旗の国、国籍国が規制をかけて監督していくというのが普通でございますが、船の世界では、安全基準に関しては、それぞれの船が寄港した国、これをポートステートコントロールと呼んでおりますけれども、寄港した国においてそうした安全基準を監督、規制するといった制度があります。このポートステートコントロール、例えば労働条件が守られているかどうかについても寄港国が見るべきであるという項目がこの ILO 労働条約に盛り込まれておりますけれども、これはやはり国際的な枠組みが必要となりますので、そういった調整を踏まえて国内法化を進めていきたいと思っております。」（春成誠国土交通省海事局長 衆・国土交通 平 20.5.21）との国会答弁がある。 批准国数：3（2008.10.17 現在）
172 2007 年の漁業労働条約（第 188 号） Work in Fishing Convention, 2007.	2007.6.14 採択 （第 96 回総会） 未発効	ILO HP に原文有	漁業労働に関する従前の 5 条約の内容を整理・統合し、更新する包括的な条約。船員の労働条件、居住設備、安全衛生、社会保障等の基準と、旗国検査や寄港国検査などその実効性を担保するための仕組みを定める。 批准国数：0（2008.10.17 現在）

3. 国連教育科学文化機関（ユネスコ UNESCO）寄託条約

寄託条約の本文と批准状況はユネスコのホームページで確認することができる。

http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=12025&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=-471.html (2009.1.16 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
173 教育における差別待遇の防止に関する条約及び調停斡旋委員会設立議定書 Convention against Discrimination in Education, and Protocol instituting a Conciliation and Good Offices.	1960.12.14 採択 (条約)、 1962.12.10 採択 (議定書) (パリ) 1962.5.22 発効 (条約)、 1968.10.24 発効 (議定書)	429 UNTS 93(条約)、 UNESCO Res.1962 (議定書) 邦訳：ユネスコ、 宣言、資料(条約)	教育における人権、性、言語、宗教、政治上の意見、民族・社会的出身等による差別の禁止を定める。また、自国領内に居住する外国民に自国民に与えると同一の教育上の機会を与えること、国内の少数民族に自己の教育活動を保障する等を定める。議定書は、条約の締約国間で起こりうる紛争を調停する責任を負う委員会の設立について定める。締約国数：95(条約)、34(議定書)(2008.12.19現在)
174 アジア太平洋地域における高等教育の学業、卒業証書及び学位の認定に関する地域条約 Regional Convention on the Recognition of Studies, Diploma and Degrees in Higher Education in Asia and the Pacific.	1983.12.16 作成 (バンコク) 1985.10.23 発効	1985 ATS 33	他の締約国からの研究者の受入や高等教育の学位や資格が他の締約国でも通用するようにするために、国際的及び国内的に調整を行うことを定める。締約国数：21(2008.12.19現在)
175 技術教育及び職業教育に関する条約 Convention on Technical and Vocational Education.	1989.11.10 採択 (パリ) 1991.8.29 発効	UNESCO Res.1989 邦訳：国会ユネスコ	締約国が青少年及び成年の双方に対する技術教育及び職業教育の計画実施、発展の確保、この分野での国際協力を促進すること等を定める。◆未批准の理由：「技術教育、それから職業教育の発展を目的とし、各国においてとるべき措置等を規定しておりますけれども、他省庁にかかわる部分もありまして、検討に時間を要しております。また、そのほかの加盟国の動向を見ても、これまでの批准国はわずか十一カ国であります。百八十七カ国のうちの十一カ国でありまして、各国においても時間を要している状況にあります。この条約に規定する内容の実現につきましては、批准の有無にかかわらず、行政遂行上余り問題はないと考えておりますけれども、今後各国の動向をよく見きわめながらさらに検討を進めていきたいと思っております。」(中曽根弘文文部大臣 衆・文教 平 12.3.15)との国会答弁がある。締約国数：16(2008.6.19現在)
176 水中文化遺産保護条約 Convention on the Protection of the Underwater Cultural Heritage.	2001.11.2 採択 (パリ) 2009.1.2 発効	40 ILM 40 邦訳：国会ユネスコ	水中にある船舶の残骸等の文化遺産を人類の文化遺産の一部を構成するものとして、様々な脅威から保護していくことを目的とした条約。特に領海外における保護体制の構築等を定める。締約国数：20(2009.1.16現在)
177 文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約 Convention on the Protection and Promotion of the Diversity of Cultural Expressions.	2005.10.20 採択 (パリ) 2007.3.18 発効	Cm 7165 邦訳：独協法学 71 (仮訳)、文部科学省 HPに仮訳有(http://www.mext.go.jp/)	文化の多様性を守るため、アイデンティティ等の媒体としての文化的な活動、物品及びサービスの保護・育成政策を講じる権利を各国が有することを確認する。同時に、文化的表現を守るための国際的な協調体制を強化する仕組みも定める。

4. 国際民間航空機関 (ICAO) 寄託条約

国際民間航空機関の寄託条約の批准状況については、Annual Report of the Council 2006 等がある。
 一部の寄託条約の批准状況は国際民間航空機関のホームページで確認することができる。
http://www.icao.int/cgi/goto_m.pl?icao/en/leb/treaty.htm (2008.12.5 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
178 航空機の権利の国際承認に関する条約 (ジュネーブ条約) Convention on the International Recognition of Rights in Aircraft.	1948.6.19 作成 (ジュネーブ) 1953.9.17 発効	310 UNTS 151	締約国が航空機の所有権、取得権、抵当権、賃借権などの設定についての登記を維持すること、航空機の救難費用及び維持費にかかる債権について航空機に対する先取特権を認めること等を定める。締約国数：89 (2008.6.20 現在)
179a 外国航空機が地上の第三者に与えた損害に関する条約 (ローマ条約) Convention on Damage caused by Foreign Aircraft to Third Parties on the Surface.	1952.10.7 作成 (ローマ) 1958.2.4 発効	310 UNTS 181 邦訳：空法 13、 国際航空	1933 年ローマ条約の保険条項を改正するブリュッセル条約の改正条約。運送人に不可抗力、無過失の抗弁を認めない絶対責任を課する見返りに、航空機の重量ごとの責任限度額を定める。締約国数：49 (2008.6.20 現在)
179b ローマ条約の改正議定書 (モンテリオール議定書) Protocol to amend the Convention on Damage caused by Foreign Aircraft to Third Parties on the Surface.	1978.9.23 作成 (モンテリオール) 2002.7.25 発効	ICAO Doc.9257 邦訳：駒大政論 15	上記条約 (項番 179a) を改正する議定書。責任限度額の引き上げ、通貨表示をフランから国際通貨引出権 (SDR) に改める。締約国数：12 (2008.6.20 現在)
180a 契約運送人以外の者が行う国際航空運送についてのある規則の統一に関するワルソー条約の補充条約 (グアダハラ条約) Convention, Supplementary to the 1929 Warsaw Convention for the Unification of Certain Rules to International Carriage by Air performed by a Person Other than the Contracting Carrier.	1961.9.18 作成 (グアダハラ) 1964.5.1 発効	500 UNTS 31、 ICAO Doc.8181 邦訳：空法 18/19、 駒大政論 18	ワルソー条約を補足する条約。国際運送についての荷送人や旅客と運送契約を締結する運送人から授権され、運送の全部または一部を行う実際運送人の責任を定める。締約国数：85 (2008.6.20 現在)
180b ハーグ議定書で改正されたワルソー条約の改訂議定書 (グアテマラ議定書) Protocol to amend the Convention for the Unification of Certain Rules relating to International Carriage by Air, as amended.	1971.3.8 作成 (グアテマラ・シテイ) 未発効	ICAO Doc.8932、 Cmnd 4691 邦訳：国際航空	運送人の責任限度額規定を 25 万フランから 150 万フランに引き上げるほかに、運送人が故意の場合でも責任を制限する「破りえない絶対責任の原則」を導入する。 ◆未批准の理由：飛行機を故意に落としておいて責任を 150 万フランに制限するのは「民法 90 条違反にもなり... (中略)... 憲法の財産権の保障あるいは人身の保障に反する。」(矢沢惇代表団顧問「グアテマラ議定書について」空法 16 p.25) 署名国数：33、批准国数：7 (2008.12.5 現在)
180c ワルソー条約の改正第一追加議定書 (モンテリオール第一追加議定書) Additional Protocol No.1 to amend the Convention for the Unification of Certain Rules relating to International Carriage by Air.	1975.9.25 作成 (モンテリオール) 1996.2.15 発効	ICAO Doc.9145、 Cmnd 6480 邦訳：駒大政論 16	ワルソー条約は 1961 年、1971 年の各議定書により改正されているが、それらの議定書の批准にかかわらず、今回の改正の内容を適用するため、第 1 から第 3 の改正追加議定書が作成された。わが国は 1961 年のハーグ改正議定書のみ批准している。運送人の責任限度額の表示通貨単位をフランから国際通貨基金の特別引出権 (SDR) に改める。締約国数：49 (2008.6.20 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
180d ハーグ議定書で改正されたワルソー条約の改正第二追加議定書（モンリオール第二追加議定書） Additional Protocol No.2 to amend the Convention for the Unification of Certain Rules relating to International Carriage by Air, as amended in 1955.	1975.9.25 作成 （モンリオール） 1996.2.15 発効	ICAO Doc.9146、 Cmnd 6481 邦訳：駒大政論 16	1961年のハーグ議定書によって改正されたワルソー条約を改正する議定書。運送人の責任限度額の表示通貨単位をフランから国際通貨基金の特別引出権（SDR）に改める。締約国数：50（2008.6.20 現在）
180e ハーグとグアテマラの議定書で改正されたワルソー条約の改正第三追加議定書（モンリオール第三追加議定書） Additional Protocol No.3 to amend the Convention for the Unification of Certain Rules relating to International Carriage by Air, as amended in 1955 and 1971.	1975.9.25 作成 （モンリオール） 未発効	ICAO Doc.9147、 Cmnd 6482 邦訳：駒大政論 16	1961年、1971年の両議定書によって改正されたワルソー条約を改正する議定書。運送人の責任限度額の表示通貨単位をフランから国際通貨基金の特別引出権（SDR）に改める。署名国数：32、批准国数：21（2008.6.20 現在）
181 シカゴ条約（国際民間航空条約）の五ヶ国語の正文に関する議定書及びシカゴ条約の改正議定書 [最終条項] Protocol on the Authentic Quinquelingual Text of the International Civil Aviation and Protocol relating to an Amendment to the Convention on International Civil Aviation [Final Clause].	1995.9.29、 1995.10.29 作成 （モンリオール） 未発効	ICAO Doc.9663、 9664	シカゴ条約の正文は英仏西露語だったが新たにアラビア語を加える改正。批准国数：72（議定書）、59（改正議定書）（2008.11.21 現在）

5. 国際海事機関（IMO）寄託条約

寄託条約の批准状況は国際海事機関のホームページで確認することができる。
http://www.imo.org/Conventions/mainframe.asp?topic_id=247（2008.11.5 最終アクセス）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
182a 特殊商業客船協定 Special Trade Passenger Ships Agreement.	1971.10.6 作成 （ロンドン） 1974.1.2 発効	Cmnd 7761	インド洋等を航行区域とする国際航路の大型客船についてこの条約の基準を充たさなければならないことを定める。締約国数：17（2008.9.30 現在）
182b 特殊商業客船の空間の必要条件に関する議定書 Protocol on Space Requirements for Special Trade Passenger Ships.	1973.7.13 作成 （ロンドン） 1977.6.2 発効	Cmnd 7761	締約国は上記条約（項番 182a）が定める大型客船の設備のスペースの要件について、この議定書が定める基準を国内法化する義務を負うことを定める。締約国数：16（2008.9.30 現在）
183 核物質の海上運送の分野における民事責任に関する条約（ブリュッセル核物質海上運送条約） Convention relating to Civil Liability in the Field of Maritime Carriage of Nuclear Materials.	1971.12.17 作成 （ブリュッセル） 1975.7.15 発効	Cmnd 5094 邦訳：原子力	パリ条約（項番 210a）やウィーン条約（項番 207a）に基づいて原子力施設の運行者が責任を負う場合は、海上運送法に基づく責任を負う者はその責任を免除されることを定める。締約国数：17（2008.9.30 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
184 油以外の物質による汚染の場合の公海上の措置に関する議定書 Protocol relating to Intervention on the High Seas in Cases of Pollution by Substances Other than Oil.	1973.11.2 作成 (ロンドン) 1983.3.30 発効	Cmnd 8924 邦訳：環境関連、 地球環境 (抄)、 解説条約集 (抄)	締約国が油以外のこの議定書が指定する物質による、公海上での沿岸への重大な差し迫った危険を防止あるいは緩和する措置をとることを定める。締約国数：53 (2008.9.30 現在)
185a 乗客及びその手荷物の海上運搬に関するアテネ条約 Athens Convention relating to the Carriage of Passengers and their Luggage by Sea.	1974.12.13 作成 (アテネ) 1987.4.28 発効	Cmnd 6326 邦訳：ジュリ 608 (抄)	運送中の乗客の死傷、その荷物の損害について運送人の過失責任、衝突、座礁等の場合を除き被害者の挙証責任、責任の限度額を定める。万国海法会作成の1961年、1967年の条約に代わるもの。◆未批准の理由：「御指摘のありました船舶の旅客及びその手荷物の運送に伴う事故に関しまして運送人の責任制限制度を定めますアテネ条約につきましては一九七四年に採択されたものでございます。その後、この条約を改正する議定書が一九七六年、一九九〇年、そして二〇〇二年にそれぞれ作成されておりまして、御指摘のように、責任限度額の改正が行われてきております。一九九〇年に改正されるまで、このアテネ条約におきましては、旅客の死傷に係る債権を一定限度に設定しておりました。我が国は、そのような債権については上限を設けるべきではないという立場から、この条約の締結を見合わせてきたわけでございます。その後、二〇〇二年の改正によって、この条約の定める制限額を下回らない限り自国の法令によって責任制度を定めることができるという旨の規定が導入されたことを踏まえまして、現在、この条約を締結する意義につきまして改めて検討しているところでございます。」(神余隆博外務大臣官房国際社会協力部長 参・外平 17.6.14) との国会答弁がある。締約国数：32 (2008.9.30 現在)
185b 乗客及びその手荷物の海上運搬に関するアテネ条約の1976年議定書 Protocol of 1976 to the Athens Convention relating to the Carriage of Passengers and their Luggage by Sea.	1976.11.19 作成 (ロンドン) 1989.4.30 発効	Cmnd 6765	上記のアテネ条約(項番185a)の議定書。損害額の単位をフランから国際通貨基金引出権(SDR)に改める。◆未批准の理由：上記条約(項番185a)を参照。締約国数：25 (2008.9.30 現在)
185c 乗客及びその手荷物の海上運搬に関するアテネ条約の1990年議定書 Protocol of 1990 to amend the Athens Convention relating to the Carriage of Passengers and their Luggage by Sea.	1990.3.29 作成 (ロンドン) 未発効		上記のアテネ条約(項番185a)の議定書。賠償限度額を乗客の死傷の場合には一人につき46,666SDRから175,000SDRへ、手荷物の損壊、喪失の場合は833SDRから1,800SDRに引き上げること等を規定する。◆未批准の理由：上記条約(項番185a)を参照。批准国数：6 (2008.9.30 現在)
185d 乗客及びその手荷物の海上運搬に関するアテネ条約の2002年議定書 Protocol of 2002 to amend the Athens Convention relating to the Carriage of Passengers and their Luggage by Sea.	2002.11.1 採択 (ロンドン) 未発効		上記のアテネ条約(項番185a)の議定書。運送人の賠償限度額の大幅引上げ、強制保険の導入、被害者の保険者への直接請求の認容、責任原則の修正等を規定する。未発効の原因として、議定書が定める金銭的補償の実効性(テロ問題及び保険総額の問題)が指摘されており、IMO第92回法律委員会で議論が行われている。(『せんきょう』2006年11月号 pp.8-9) 批准国数：4 (2008.8.31 現在)
186 海難救助に関する国際条約(SALVAGE条約) International Convention on Salvage.	1989.4.28 作成 (ロンドン) 1996.7.14 発効	損保研究 51 (4) [原文・邦訳共]	1910年海難救助条約(わが国批准済み大正3年2月10日条約第2号)の改正条約。救難者に環境損害の防止軽減に注意義務を課し、救助すべき財産の範囲を拡大する。また、環境損害防止を奨励するためにそれが報酬にはねかえるように定める。締約国数：57 (2008.9.30 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
187 漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する議定書 Protocol of 1993 relating to the Torremolinos International Convention for the Safety of Fishing Vessels.	1993.4.2 作成 (トレモリノス) 未発効	Cm 3339	締約国はトレモリノス条約（わが国未批准）に掲げる、この議定書により改正された長さ 24m 以上の漁船の安全のための設備に関する規則に従うべきことを定める。批准国数：15（2008.10.31 現在）
188 危険物質及び有害物質の海上輸送に伴う損害についての責任および補償に関する国際条約（HNS 条約） International Convention on Liability and Compensation for Damage in connection with the Carriage of Hazardous and Noxious Substances by Sea.	1996.5.3 作成 (ロンドン) 未発効	35 ILM 1406	危険物質、有害物質の海上輸送に係わる損害について船舶の所有者の責任の内容を定める。また、補償のための国際基金の設置を定める。◆未批准の理由：「実務的にはありとあらゆる有害物質ということで、何千種類のものが対象になるわけです。そういう実績によってお金を負担するとか、あるいは発効要件が定められているものですから、そういう実務的な調査をする必要があります。それからもう一つは、やはり EU が中心となってつくられた条約でございますので EU の動向を見ながら私どもとしても歩調を合わせて発効に向けて努力をしたい」（岩田貞男運輸省海上交通局長 参・運 平 8.6.13）、「被害者に対して十分な補償が行われない場合に追加的な補償を行うということを目的にした基金が設けられるということになっておりますけれども、その基金に拠出を行うこととなるこの関係者の間でこの条約を締結することにつきまして十分な支持が得られておりません。」（神余隆博外務大臣官房国際社会協力部長 参・外 平 17.6.14）との国会答弁がある。なお、1. 受取人の定義、2. LNG（液化天然ガス）会計への年次拠出、3. 拠出貨物の未報告（未報告国を補償の対象とするか否か）が、各国の条約批准の妨げとなっていると指摘されており、国際油濁補償基金（IOPC 基金）の第 40 回理事会、第 13 回総会や、IMO 第 94 回法律委員会で、議論が行われている。（『せんきょう』2008 年 4 月号 pp.16-17、同 7 月号 pp.17-18、同 11 月号 pp.11-12） 批准国数：13（2008.9.30 現在）
189 2001 年のバンカー油による汚染損害に対する責任及び補償に関する国際条約（BUNKER 条約） International Convention on Civil Liability for Bunker Oil Pollution Damage, 2001.	2001.3.23 作成 (ロンドン) 2008.11.21 発効	Cm 6693 海事法 176 [原文・試訳共]	バンカー油（燃料油）による汚染損害について、船主の無過失責任、登録船主の責任保険への加入証明書の船舶への備付義務、被害者の責任保険保険者への直接損害賠償の請求等を定める。締約国数：22（2008.10.31 現在）
190 船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約（BWM 条約） International Convention for the Control and Management of Ships' Ballast Water and Sediments.	2004.2.13 採択 (ロンドン) 未発効	日本舶用品検定協会 HP に仮訳有 (http://www.hakuyohin.or.jp/)	船舶の安全航行のために積載するバラスト水（海水）及び沈殿物の規制及び管理を通じて、バラスト水に含まれる有害な水生生物及び病原体の、排出先への移動による環境、人の健康、財産、資源への危険を防ぐことを目的とする。批准国数：16（2008.10.10 現在）
191 海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約（海洋航行不法行為防止条約 [SUA 条約]）の改正議定書 Protocol of 2005 to the Convention for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Maritime Navigation.	2005.10.14 採択 (ロンドン) 未発効	IMLI（IMO の下部機関）HP に原文有 (http://www.imli.org/legal_docs/documents.htm)	「海洋航行不法行為防止条約」の改正議定書。船舶を使用した不法行為（テロ行為）や大量破壊兵器等の輸送行為等を防止・抑止するための規定を新たに加える。批准国数：4（2008.8.31 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
192 大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書（プラットフォーム議定書）の改定議定書 Protocol of 2005 to the Protocol for the Suppression of Unlawful Acts against the Safety of Fixed Platforms located on the Continental Shelf.	2005.10.14 採択 (ロンドン) 未発効	IMLI (IMO の下部機関) HP に原文有 (http://www.imli.org/legal_docs/documents.htm)	「プラットフォーム議定書」の改正議定書。大陸棚の固定プラットフォームを使用した不法行為（テロ行為）等を防止・抑止するための規定を新たに加える。批准国数：0（2008.3.31 現在）
193 海難残骸物の除去に関する国際条約（海難残骸物除去条約） Nairobi International Convention on the Removal of Wrecks.	2007.5.18 採択 (ナイロビ) 未発効	46 ILM 697 邦訳：海法復刊 51、 海上防災 135（仮訳）	航行や海洋環境に危険を生じる海難残骸物を迅速かつ効果的に除去するために、沿岸国のとり得る措置や船舶所有者の除去費用等の負担と保険加入の強制などを定めたもの。批准国数：0（2008.10.31 現在）

6. 国際移動通信衛星機構（IMSO）寄託条約

寄託条約の本文と批准状況は、国際移動通信衛星機構のホームページで確認することができる。
http://www.imso.org/Basic_Documents.asp（2008.11.30 最終アクセス）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
194 国際海事衛星機構の特権及び免除に関する議定書 Protocol on the Privileges and Immunities of the International Maritime Satellite Organization.	1981.12.1 作成 (ロンドン) 1983.7.30 発効	1328 UNTS 149	国際海事衛星機構及びその職員の裁判や税からの免除等の特権を定める。1999年4月15日に改正された。改正後の条約名は、Revised Protocol on the Privileges and Immunities of the International Mobile Satellite Organization.（国際移動通信衛星機構の特権及び免除に関する改正議定書）。締約国数：40（2008.11.30 現在）
195 領海及び港湾におけるインマルサット船舶地球局の使用に関する国際協定 International Agreement on the Use of INMARSAT Ship Earth Stations within the Territorial Sea and Ports.	1985.10.16 作成 (ロンドン) 1993.9.12 発効	1748 UNTS 29	インマルサットのシステムに属する他国の旗国船の地球局が、締約国の港湾や領海で活動することの許可について定める。締約国数：46（2000.5.2 現在）

7. 世界知的所有権機関 (WIPO) 寄託条約

一部の寄託条約の本文と批准状況は、世界知的所有権機関のホームページで確認することができる。
<http://www.wipo.int/treaties/en/> (2008.12.8 最終アクセス)

条約名	採択日/発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
196 標章の国際登録に関するマドリッド協定 Madrid Agreement concerning the International Registration of Marks.	1891.4.14 作成 (マドリッド) 1892.7.15 発効	828 UNTS 389 邦訳：工業所有権、 知的財産第2巻 [原文共]	工業所有権の保護に関するパリ条約第19条(わが国批准済み昭和50年3月6日条約第2号)の特別取極。標章の国際登録制度を創設する。なお、本協定が使用言語をフランス語のみとしていたものを英語及びフランス語とする等を規定したいわゆるマドリッド議定書が1989年に採択、1995年に発効しており、わが国は批准済みである(平成11年12月17日条約第17号)。締約国数：56(2008.9.25現在)
197 意匠の国際寄託に関するハーグ条約 Hague Agreement concerning the International Deposit of Industrial Designs.	1925.11.6 作成 (ハーグ) 1928.6.1 発効	205 LNTS 179 知的財産第3巻 [原文・邦訳共]	パリ条約第19条(同上)の特別取極。意匠の保護のための国際寄託の制度に関する協定。現在3つのアクト(「1934年ロンドン・アクト」、「1960年ヘーグ・アクト」及び「1999年ジュネーブ・アクト」)が併存している。締約国数：53(2008.9.25現在)
198 原産地名称の保護等に関するリスボン条約 Lisbon Agreement for the Protection of Appellations of Origin and their International Registration.	1958.10.31 作成 (リスボン) 1966.9.25 発効	JO 17 août 1975 邦訳：工業所有権、 知的財産第2巻 [原文共]	パリ条約第19条(同上)の特別取極。生産物の特質が専ら地理的環境に由来しているような生産物を指称するために用いられる原産地名称を登録、保護する制度を創設する。締約国数：26(2008.9.25現在)
199 意匠の国際分類を制定するロカルノ協定 Locarno Agreement establishing an International Classification for Industrial Designs.	1968.10.8 作成 (ロカルノ) 1971.4.27 発効	BGBI 1990 II 1677 邦訳：工業所有権	パリ条約第19条(同上)の特別取極。意匠のための国際分類表を制定する。締約国数：49(2008.9.25現在)
200 標章の図形要素の国際分類を制定するウィーン条約 Vienna Agreement establishing an International Classification of the Figurative Elements of Marks.	1973.6.12 作成 (ウィーン) 1985.8.9 発効	IP Sep.1973	標章が文字ではなく図形で構成されているもののために、図形要素のための共通の分類を定める。締約国数：25(2008.9.25現在)
201 オリンピック・シンボルの保護に関するナイロビ条約 Nairobi Treaty on the Protection of the Olympic Symbol.	1981.9.26 作成 (ナイロビ) 1982.9.25 発効	IP Dec.1981 邦訳：工業所有権、 知的財産第2巻 [原文共]	締約国はオリンピックの五輪のシンボルマークを許可なく含んでいるマークの登録を拒否すること、商業目的での使用を禁じるための適切な措置をとることなどを定める。締約国数：46(2008.9.25現在)
202 視聴覚著作物の国際登録に関する協定 Treaty on the International Registration of Audiovisual Works (Film Register Treaty).	1989.4.20 作成 (ジュネーブ) 1991.2.27 発効	Copyright Jun.1989 邦訳：コピライト 340(抄)、 知的財産第3巻 [原文共]	ビデオ等の視聴覚著作物の取引の安全の確立、海賊版の防止のために、視聴覚著作物の国際登録制度を創設する。締約国数：13(2008.9.25現在)
203 集積回路に係る知的所有権に関するワシントン条約 Washington Treaty on Intellectual Property in Respect of Integrated Circuits.	1989.5.26 作成 (ワシントン) 未発効	Copyright Jun.1989 邦訳：外国176、 回路昭64/平成	集積回路の回路配置を登録により保護し、許可なき複製を禁じる。ただし、締約国の国家的な必要のために、著作権者の任意の同意のない利用を認めることを定める。署名国数：7、批准国数：3(2008.11.22現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
204 特許法条約 Patent Law Treaty.	2000.6.1 作成 (ジュネーブ) 2005.4.28 発効	39 ILM 1047 特許庁 HP に原文・ 邦訳有 (http://www.jpo.go.jp/)	各国で異なる国内手続を統一化、簡素化し、出願人の負担を軽減することを目的とする条約。締約国数：18 (2008.12.8 現在)
205 商標法に関するシンガポール条約 Singapore Treaty on the Law of Trademarks.	2006.3.27 採択 (シンガポール) 未発効	WIPO HP に原文有 特許庁 HP に仮訳有 (http://www.jpo.go.jp/indexj.htm)	商標法条約の内容に、出願手法の多様化対応(書面に加え電子的手段も)や、商標出願手続の簡素化(商標ライセンス等の登録手続の共通化)、商標出願関連手続の期間を守れなかった場合の救済措置などを加え、商標法条約からは独立したもの。署名国数：47、批准国数：8 (2008.10.17 現在)

8. 国際原子力機関 (IAEA) 寄託条約

一部の寄託条約の本文と批准状況は、国際原子力機関のホームページで確認することができる。

<http://ola.iaea.org/OLA/treaties/multi.asp> (2008.11.5 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
206 原子力船運航者の責任に関する条約及び議定書 Convention on Liability of Operators of Nuclear Ships with Protocol.	1962.5.25 作成 (ブリュッセル) 未発効	BGBI 1975 II 957、977 邦訳：原子力、 海法復刊 10	原子力船運航者の原子力事故による損害の責任(無過失責任、15億フランの賠償限度額、運航者以外のは責任を負わないことなど)を規定する。非保有国のみ批准しているが、保有国の批准がないため未発効。項番 207、208、210 参照。◆未批准の理由：「この条約に規定しております運行者の責任限度額というのがありますが、これは原子力事故当たり 15 億フランというふうに分けられております。これは大体条約採択当時の金の価格で算定いたしますと約 275 億円というふうに分かれております。他方、我が国には別途国内法といたしまして原子力損害賠償法がございます。これは最低限度額が 360 億円ということで上は青天井になっております。そういうことですので、この条約に加入をするためには原賠法の責任限度額をむしろ下げなければならないというおかしなことになりますので、我が国としては国内法的にも加入ができない。」(小宅庸夫外務大臣官房審議官 衆・外務 昭 57.4.16)との国会答弁がある。署名国数：14、批准国数：7 (2006.1 現在)
207a 原子力損害の民事責任に関するウィーン条約及び 選択議定書 Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage with Optional Protocol.	1963.5.21 作成 (ウィーン) 1977.11.12 発効	2 ILM 727、 Cmnd 2333 邦訳：原子力、 地球環境(条約のみ)	原子力事故に対する事業者の責任(無過失責任、異常な天災・戦争による免責、賠償限度額は 500 万 US ドルを下回らない額に制限するなど)、国家賠償などについて規定する。未批准の理由は上(項番 206)に同じ。項番 208、210 参照。締約国数：35 (2007.4.20 現在)
207b 原子力損害の民事責任に関するウィーン条約改正 議定書 Protocol to amend the 1963 Vienna Convention on Civil Liability for Nuclear Damage.	1997.9.12 作成 (ウィーン) 2003.10.4 発効	36 ILM 1462 原子力損害 [原文・邦訳とも (改正後の条約)]	上記ウィーン条約(項番 207a)の改正議定書。賠償金額(3億 SDR を下回らない額など)、法的整合性、除斥期間等について改正がなされている。締約国数：5 (2003.7.4 日現在)
208 ウィーン条約パリ条約共同議定書 Joint Protocol relating to the Application of the Vienna Convention and Paris Convention.	1988.9.21 作成 (ウィーン) 1992.4.27 発効	Cm 774 邦訳：地球環境	ウィーン条約(項番 207a)、パリ条約(項番 210a、210b)加盟国を対象とした条約。ウィーン条約、パリ条約加盟国における原子力事故に対して、事故を起こした施設が存在する国が加盟している条約を適用するなどの、原子力事故時にどちらの条約を適用するかを定める。締約国数：25 (2007年3月26日現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
209 原子力損害の補完的補償に関する条約 Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage.	1997.9.29 署名開 放 (ウィーン) 未発効	36 ILM 1473 原子力損害 [原文・邦訳(抄) とも]	原子力事故で発生した損害について、各国の国内法での賠償を補完する目的で作成された。賠償責任限度額(3億SDRを下回らない額など)、拠出金、免責事由、裁判管轄などを定める。2008年5月にアメリカが批准した。批准国数:4(2008.5.21日現在)

9. 経済協力開発機構(OECD) 寄託条約

一部の寄託条約の本文と批准状況は、経済協力開発機構のホームページで確認することができる。
<http://webdomino1.oecd.org/horizontal/oecdacts.nsf> (2008.12.5 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
210a 原子力エネルギーの分野の第三者に対する責任に関する条約及び追加議定書(パリ条約) Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy with Additional Protocol.	1960.7.29 作成 (条約) 1964.1.28 作成 (追加議定書) (パリ) 1968.4.1 発効	Cmnd 3755	原子力事故に対する事業者の責任(無過失責任、異常な天災・戦争による免責、1500万欧州計算単位(欧州通貨協定(EMA)に基づくヨーロッパ基金の計算単位)の有限責任とするなど)、国家賠償で補填<ほとん>することなどについて規定する。 ◆未批准の理由:「大きな要因としましては、従前、我が国は、御案内のとおり、無限責任をとってございます。ということで、有限責任をとっている国というのも諸外国にはあるわけございまして、この間の整合性がとれないというのが根本的な要因であったわけでございますけれども、これが、先般来一部改定になりまして、無限責任をとっている国をもブリッジがかけられるような状態に相なりまして、私どもも、その面の障害が取り除かれたわけでございますので、... (中略) ... 周辺諸国と一緒にしまして、一つの国際的なスキームをつくり上げるような、そういう努力というものを尽くしてまいりたい」(青江茂科学技術庁原子力局長 衆・科 平 11.3.12)との国会答弁がある。締約国数:18(2008.12.5現在)
210b パリ条約の1982年改正議定書 Protocol to amend the Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy, as amended by Additional Protocol.	1982.11.16 作成 (パリ) 1988.10.7 発効	BGBI 1985 II 690、 Cm 659 邦訳:原子力、 解説国際	上記条約(項番210a)の改正議定書。損害賠償額の単位を欧州通貨計算単位から国際通貨引出権(SDR)に改める。締約国数:18(2008.12.5現在)
210c パリ条約の2004年改正議定書 Protocol to amend the Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy, as amended by the Additional Protocol of 28 January 1964 and by the Protocol of 16 November 1982.	2004.2.12 作成 (パリ) 未発効	OJ 2004, L97/55	上記条約(項番210b)の改正議定書。損害賠償額の単位を国際通貨引出権(SDR)から、ユーロ(Euro)に改めると共に、賠償責任限度額が7億ユーロ以上に引き上げられた。また、低リスクの施設、輸送活動に対する少額賠償措置額も施設7000万ユーロ、輸送8000万ユーロ以上に引き上げられた。署名国数:16(2004.2.12現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
210d 原子力エネルギーの分野の第三者に対する責任に関する条約及び追加議定書に対する補足条約（ブリュッセル補足条約） Convention Supplementary to the 1960 Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy with Additional Protocol.	1963.1.31 作成 （ブリュッセル） 1974.12.4 発効	2 ILM 685、 Cmnd 5948	上記のパリ条約（項番 210a）の補足条約。賠償限度額を 1 億 2000 万欧州計算単位にまで引き上げることを定める。追加議定書が 1964.1.28 に作成されている。締約国数：12（2008.11.28 現在）
210e ブリュッセル補足条約の 1982 年改正議定書 Protocol to amend the Convention Supplementary to the 1960 on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy, as amended by the Additional Protocol.	1982.11.16 作成 （パリ） 1991.8.1 発効	BGBI 1985 II 698 Cm 1832 邦訳：原子力、 解説国際	上記条約（項番 210d）の改正議定書。損害賠償額の単位を欧州通貨計算単位から国際通貨引出権（SDR）に改める。締約国数：12（2008.11.28 現在）
210f ブリュッセル補足条約の 2004 年改正議定書 Protocol to amend the Convention Supplementary to the Paris Convention on Third Party Liability in the Field of Nuclear Energy as amended by the Additional Protocol of 28 January 1964 and by the Protocol of 16 November 1982.	2004.2.12 作成 （パリ） 未発効		上記条約（項番 210e）の改正議定書。損害賠償額の単位を国際通貨引出権（SDR）から、ユーロ（Euro）に改めると共に、賠償責任限度額が引き上げられた。署名国数：13（2004.2.12 現在）

10. 世界税関機構（WCO）寄託条約

寄託条約の批准状況と一部の本文は、世界税関機構のホームページで確認することができる。

http://www.wcoomd.org/home_about_us_conventionslist.htm（2008.11.5 最終アクセス）

※正式名称は関税協力理事会（Customs Cooperation Council）で、平成 6 年より WCO（World Customs Organization）をワーキングネームとして使用（WCO のホームページより）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
211 税関犯罪の防止、調査及び抑止のための相互行政援助に関する国際条約 International Convention on Mutual Administrative Assistance for the Prevention, Investigation and Repression of Customs Offenses.	1977.6.9 作成 （ナイロビ） 1980.5.21 発効	Cmnd 9153 （Amendment： Cm904、1660）	締約国の税関当局が、税関犯罪（密輸、偽造証書等）の摘発のための情報交換等の相互協力をすることを定める。11 の付属書のうちの一つ以上について受諾すれば締約国となる。締約国数：50（2008.6.30 現在）
212 一時輸入に関する通関条約（イスタンブール条約） Convention on Temporary Admission（Istanbul Convention）.	1990.6.26 採択 （イスタンブール） 1993.11.27 発効	世界税関機構 HP に 原文有	「物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（ATA 条約）」を含む既存の一時輸入に関する条約を統合した条約。簡略化した通関手続きと標準化された通関手帳を定める。締約国数：53（2008.6.30 現在）
213 税関相互行政支援条約（ヨハネスブルグ条約） International Convention on Mutual Administrative Assistance in Customs Matters（Johannesburg Convention）.	2003.6.27 採択 （ブリュッセル） 未発効	世界税関機構 HP に 原文有	関税法の適切な運用、関税法違反の防止・調査のため、各国の国内法の範囲内において、輸出価格情報の提供、税関データの事前送付、越境協力、中央自動情報システム等の行政支援を相互に供与できるよう定める。署名国数：7、批准国数：3（2008.6.30 現在）

11. 私法統一国際会議 (UNIDROIT) 起草条約

起草条約の本文と批准状況は私法統一国際会議のホームページで確認することができる。
 本文：<http://www.unidroit.org/english/conventions/c-main.htm> (2008.12.9 最終アクセス)
 批准状況：<http://www.unidroit.org/english/implement/i-main.htm> (同上)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
214 旅行斡旋契約に関する国際協定 International Convention on Travel Contracts.	1970.4.23 作成 (ブリュッセル) 1979.10.4 発効	9 ILM 699	運送やその他のサービスをあわせて、すべてを込みの値段で結ぶ契約と個別のサービスに対する単価を定める契約に分けて、旅行斡旋契約の成立、解除の要件などを規定する。締約国数：6 (2008.9.27 現在)
215 国際的遺言の方式についての統一法に関する条約 Convention Providing a Uniform Law on the Form of an International Will.	1973.10.26 作成 (ワシントン) 1978.2.9 発効	12 ILM 1302、 Cmnd 5950	二人の証人と公証人の前で文書で行うなど、国際遺言の形式についての統一法を定める。締約国数：12 (2008.9.27 現在)
216 国際物品売買における代理に関する条約 Convention on Agency in the International Sale of Goods.	1983.2.17 作成 (ジュネーブ) 未発効	22 ILM 249	この条約は、代理についての統一法であり、被代理人と第三者が異なる国にいて、締約国に代理人の営業所があるか、または、国際私法の原則により締約国の法律が準拠法となる場合に適用になる。批准国数：5 (2008.9.27 現在)
217 国際ファクタリングに関する条約 Convention on International Factoring.	1988.5.28 作成 (オタワ) 1995.5.1 発効	27 ILM 943、 Cmnd 1487 邦訳：NBL408	ファクタリングの統一法である。ファクタリングとは、ファクタリング業者がその顧客の売り掛け債権を買取ることで、顧客に資金を供与し、債務者から債権を管理・回収する取引行為のことをいう。この条約は、消費者への売買債権に基づくファクタリングには適用されない。締約国数：7 (2008.9.27 現在)
218 国際ファイナンス・リースに関する条約 Convention on International Financial Leasing.	1988.5.28 作成 (オタワ) 1995.5.1 発効	22 ILM 249 邦訳：NBL407、 Lease18 (1)	この条約は、消費者リースを除くリース契約に適用になる。リースの統一法を定めるが、リース借主と物件売主に直接の法的関係を認めるなど、わが国の裁判実務以上の借主の保護を認めていることが、わが国の批准を左右するポイントとなるという (加藤雅信外交会議日本代表代理「国際ファイナンス・リースに関するユニドロワ条約とリース理論」『私法』52号 [1990年] p.189)。締約国数：10 (2008.9.27 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
219 盗取され又は不法に輸出された文化財に関する条約 Convention on Stolen or Illegally Exported Cultural Objects.	1995.6.24 作成 (ローマ) 1998.7.1 発効	34 ILM 1322 邦訳：民月 51 (4) (抄)	盗掘などにより盗取された文化財の所持者に返還を義務づけ、また、不法に輸出された文化財について、締約国が他の締約国の裁判所等に返還命令を求めることができること等を定める。◆未批准の理由：「これは盗取された文化財及び締約国の法令に違反してその領域から移動させられた文化財の返還請求に関しまして、司法上の問題を統一的に解決することを目的としたものでございますけれども、これにつきましては、私どもは二つの点で大きな問題があるというふうに考えております。一つは、対象となる文化財の範囲が非常にあいまいであるという点でございます。それからもう一つは、原保有国の返還請求権の権利行使の期間が非常に長いわけでございます。五十年でございますけれども、盗難のときから五十年でございますが、このように長い期間返還請求権を認めますと、善意取得者の法的な立場が長期間不安定になるというような問題があるというふうにも思っています。したがって、ただいまお諮りしている条約（註：文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約）の方をこの UNIDROIT 条約に先んじまして検討してきたという状況がございます。今度、この条約、今お諮りしている条約の国内担保措置としまして、現行民法で認められております善意取得者に対する回復請求権を十年に延長することといたしましたけれども、そのような絡みで、本条約を実施していく中で UNIDROIT 条約については今後慎重に検討をしていきたいというふうに考えております。（横田淳外務大臣官房文化交流部長 参・外 平 14.6.11）との国会答弁がある。締約国数：29（2008.9.27 現在）
220a 可動物件の国際的権益に関する条約 The Convention on International Interests in Mobile Equipment.	2001.11.16 作成 (ケープタウン) 2006.3.1 発効	私法統一国際会議 HP に原文有 邦訳：国商 30 (7) ～ 31 (2)	国際間を移動する高額な物件（可動物件）のファイナンスに関し、国内法とは異なる国際担保権を創設するための条約。可動物件全体に適用される総則的規定からなる本条約と、個々の可動物件についての特則を定める議定書があり、両者が批准され発効すると当該可動物件が適用対象となる。個々の可動物件として航空機についての議定書が採択されている（日本は未批准）ほか、鉄道車両と宇宙衛星が予定されている。締約国数：25（2008.9.27 現在）
220b 可動物件の国際的権益に関する条約に付属する航空機物件に特有の事項に関する議定書 Protocol to the Convention on International Interests in Mobile Equipment on Matters Specific to Aircraft Equipment.	2001.11.16 採択 (ケープタウン) 2006.3.1 発効	国商 31(10)～32(6) [原文・邦訳共]	可動物件の国際的権益に関する条約（項番 220a）に付属する個々の可動物件についての特則を定める議定書のうち、航空機物件に特有の事項に関する議定書。締約国数：23（2008.10.17 現在）
220c 可動物件の国際的権益に関する条約に付属する鉄道車両に特有の事項に関するルクセンブルク議定書 Luxembourg Protocol to the Convention on International Interests in Mobile Equipment on Matters Specific to Railway Rolling Stock.	2007.2.23 採択 (ルクセンブルク) 未発効	46 ILM 662	可動物件の国際的権益に関する条約（項番 220a）に付属する個々の可動物件についての特則を定める議定書のうち、鉄道車両に特有の事項に関する議定書。署名国数：4（2008.10.17 現在）

12. ハーグ国際私法会議採択条約 [オランダ政府に寄託]

ハーグ国際私法会議の採択条約の批准状況については、NILR : Netherlands International Law Review 2008 がある。
 一部の採択条約の本文と批准状況はハーグ国際私法会議のホームページで確認することができる。
http://hcch.e-vision.nl/index_en.php?act=conventions.listing (2008.12.8 最終アクセス)

条約名	採択日/発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
221 有体物品の国際的性質を有する売買に適用される法律に関する条約 Convention sur la loi applicable aux ventes à caractère international d'objets mobiliers corporels. (仏語のみで作成された条約。英訳名は、Convention on the Law Applicable to International Sale of Goods.)	1955.6.15 作成 (ハーグ) 1964.9.1 発効	510 UNTS 147 邦訳：民月 22 (9)	当事者間に準拠法の合意がない場合は、売主が注文受領時に常居所を有する国の法によること等を定める。締約国数：8 (2008.9.25 現在)
222 本国法と住所地法との間の抵触解決のための条約 Convention pour régler les conflits entre de loi nationale et la loi du domicile. (仏語のみで作成された条約。英訳名は、Convention relating to the Settlement of the Conflicts between the Law of Nationality and the Law of Domicile.)	1955.6.15 作成 (ハーグ) 未発効	RCH, Larcier p.715、1 AJCL 280 邦訳：民月 22 (9)	本国法と住所地法が抵触する場合、本国が住所地法の適用を規定しているときは、住所地法により、どちらも本国法の適用を規定しているときは、本国法によること等を定める。署名国数：5、批准国数：2 (2008.9.25 現在)
223 外国の会社、社団及び財団の法人格の承認に関する条約 Convention concernant la reconnaissance de la personnalité juridique des sociétés, associations et fondations étrangères. (仏語のみで作成された条約。英訳名は、Convention concerning the Recognition of the Legal Personality of Foreign Companies, Associations and Institutions.)	1956.6.1 作成 (ハーグ) 未発効	RCH, Larcier p.761 邦訳：民月 22 (9)	法人格の存否を決定する準拠法は、設立準拠法主義によることを原則とする。ただし、現実本拠主義の国に現実の本拠を置く場合は、現実本拠主義をとる国は設立準拠法に基づいた設立に承認を与えなくてもよいこと等を定める。批准国数：3 (2008.9.25 現在)
224 子に対する扶養義務に関する判決の承認及び執行に関する条約 Convention concernant la reconnaissance et l'exécution des décisions en matière d'obligations alimentaires envers les enfants. (仏語のみで作成された条約。英訳名は、Convention concerning the Recognition and Enforcement of Decisions relating to Maintenance Obligations towards Children.)	1958.4.15 作成 (ハーグ) 1962.1.1 発効	539 UNTS 28 邦訳：民月 41 (5)、 国私条約集	21 歳未満の子の扶養請求権についてなされた判決は、その国に管轄権があり、また被告に送達がなされ、既判力がある等の要件を充たせば、他の締約国で再審査なしに執行されること等を定める。締約国数：19 (2008.9.25 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
225 有体物品の国際的性質を有する売買における合意裁判管轄に関する条約 Convention sur la compétence du for contractuel en cas de vente a caractère international d'objets mobiliers corporels. (仏語のみで作成された条約。英訳名は、Convention on the Jurisdiction of the Selected Forum in the Case of International Sales of Goods.)	1958.4.15 作成 (ハーグ) 未発効	RCH, 5 AJCL 653 邦訳：民月 22 (9)	売買契約に関する合意管轄は書面による場合等には有効であり、その国の法律によれば、管轄がありとされるその他の裁判所には応急管轄を認めること等を定める。署名国数：4、批准国数：0 (2008.9.25 現在)
226 有体物品の国際的性質を有する売買における所有権の移転に適用すべき法律に関する条約 Convention sur la loi applicable au transfert de la propriété en cas de vente à caractère international d'objets mobiliers corporels (仏語のみで作成された条約。英訳名は、Convention on the Law governing Transfer of Title in International Sales of Goods.)	1958.4.15 作成 (ハーグ) 未発効	RCH, 5 AJCL 650 邦訳：民月 22 (9)	売買の目的物の果実に対する権利、危険負担、損害賠償請求権、所有権留保約款の効力の移転時期は、売買の目的物に関する請求が行われたときにその物が存した国の法によることを定める。批准はイタリアのみ (2008.9.25 現在)
227 未成年者の保護に関する当局の管轄権及び適用法令に関する条約 Convention concernant la compétence des autorités et la loi applicable en matière de protection des mineurs. (仏語のみで作成された条約。英訳名は、Convention concerning the Powers of Authorities and the Law Applicable in Respect of the Protection of Infants.)	1961.10.5 作成 (ハーグ) 1969.2.4 発効	658 UNTS 143 邦訳：民月 22 (9)	未成年者の身分上及び財産上の保護は、原則として未成年者の常住所の国の司法及び行政官憲に管轄権があること等を定める。締約国数：13 (2008.9.24 現在)
228 管轄の合意に関する条約 Convention on the Choice of Court.	1965.11.25 作成 (ハーグ) 未発効	RCH 邦訳：民月 22 (9)	裁判所の管轄の合意は、国を指定することも、具体的な裁判所を指定することもできることを定める。署名はイスラエルのみ (2008.9.25 現在)
229 外国における民事または商事に関する証拠の収集に関する条約 Convention on the Taking of Evidence Abroad in Civil or Commercial Matters.	1970.3.18 作成 (ハーグ) 1972.10.7 発効	847 UNTS 231, 8 ILM 37 邦訳：国商 14 (6)	締約国の司法当局は、他の締約国に対しその国の法に従って、要求状により民事に関する証拠の収集やその他の司法行為を要求することができ、締約国はそのための機関を設立すること等を定める。締約国数：45 (2008.11.5 現在)
230 離婚及び別居の承認に関する条約 Convention on the Recognition of Divorces and Legal Separations.	1970.6.1 作成 (ハーグ) 1975.8.24 発効	Cmnd 6248 邦訳：民月 41 (5) (抄)	離婚及び別居は原則として、申立人、相手方または夫婦の双方が常居所または国籍を有した場合などに、その国の判決が他のいずれの国においても承認されること等を定める。締約国数：18 (2008.11.5 現在)
231 民事及び商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約並びに追加議定書 Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil and Commercial Matters, and Supplementary Protocol.	1971.2.1 作成 (ハーグ) 1979.8.20 発効	RCH 邦訳：民月 22 (9) (抄)	権利能力、家族法、法人の存否等を除く民事の判決は、その裁判所が管轄権を有し、その発生国で控訴の余地がもはやなければ、他の締約国の裁判所で承認、執行されることを定める。締約国数：4 (2008.11.5 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
232 交通事故についての準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Traffic Accidents.	1971.5.4 作成 (ハーグ) 1975.6.3 発効	JO 3 jul.1975 p.6726	交通事故の場合、原則として事故地の法律が準拠法になる。被害者が事故発生国に常居所を有しない同乗者の場合や自動車登録国に常居所を有する場合は、自動車登録国の法によることを定める。締約国数：19 (2008.11.5 現在)
233 扶養義務に関する判決の承認及び執行に関する条約 Convention on the Recognition and Enforcement of Decisions relating to Maintenance Obligations.	1973.10.2 作成 (ハーグ) 1976.8.1 発効	Cmnd 7939 邦訳：民月 41 (5) (抄)	扶養義務者または権利者が常居所を有するか、そのいずれもがその国籍を有する等でその国に管轄権がある場合、その裁判は他の締約国において承認され、執行されなければならないこと等を定める。締約国数：22 (2008.11.5 現在)
234 製造物責任の準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Products Liability.	1973.10.2 作成 (ハーグ) 1977.10.1 発効	JO 3 nov.1977 p.5305 邦訳：国商 2 (2)	工業生産物のみならず、農水産物など広く生産物から生じた損害に適用される。被害発生地、被害者の住所、製造地、購入地が異なる国の場合の準拠法を定める。主として被害者の常居所または損害発生地の法を準拠法とする。締約国数：11 (2008.6.12 現在)
235 遺産の国際的管理に関する条約 Convention concerning the International Administration of the Estates of Deceased Persons.	1973.10.2 作成 (ハーグ) 1993.7.1 発効	RCH、Cmnd 5225 邦訳：法曹 25 (1)	締約国は正当な権限のある遺産管理人に付与する国際証明書の制度を設ける。その証明書は被相続人の常居所の国の権限ある当局が発行すること等を定める。締約国数：3 (2008.11.5 現在)
236 婚姻の挙行及び婚姻の有効性の承認に関する条約 Convention on Celebration and Recognition of the Validity of Marriages.	1978.3.14 作成 (ハーグ) 1991.5.1 発効	Cmnd 6830 邦訳：民月 41 (5) (抄)	婚姻は、挙行地の実質的要件をみたし、かつ、一方がそこに国籍または常居所を有するか、または、挙行地の法により準拠法とされる外国法の実質的要件をみたすことで成立する。締約国において有効に成立した婚姻は他の締約国においても有効とされること等を定める。締約国数：3 (2008.11.5 現在)
237 代理の準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Agency.	1978.3.14 作成 (ハーグ) 1992.5.1 発効	Cmnd 7020 邦訳：ジュリ (648)	代理関係を規律する法は、代理の内部関係については、合意がなければ代理人の営業所の所在国の法、外部関係については、合意がなければ代理行為が行われた国の法によることを定める。締約国数：4 (2008.11.5 現在)
238 夫婦財産制の準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Matrimonial Property Regimes.	1978.3.14 作成 (ハーグ) 1992.9.1 発効	Cmnd 6830 邦訳：民月 41 (5) (抄)	夫婦財産制の準拠法は、婚姻前に夫婦が指定した国の法とし、指定しなかった場合は婚姻後に最初に常居所を定めた国の法とすることを定める。締約国数：3 (2008.11.5 現在)
239 国際的な子の奪取の民事面に関する条約 Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction.	1980.10.25 署名 (ハーグ) 1983.12.1 発効	Cm 33、 19 ILM 1501 邦訳：名古屋 (164)	締約国は、後見の権利を侵害して子が不法に連れ去られている場合に、即時奪還するための措置をとることを定める。「未成年の保護に関する当局の管轄権及び適用法令に関する条約」(項番 227) をさらに発展させたものである。締約国数：81 (2008.11.5 現在)
240 外国において裁判を容易にするための条約 Convention on International Access to Justice.	1980.10.25 作成 (ハーグ) 1988.5.1 発効	19 ILM 1505	締約国の国民または常居所者は、いずれの締約国でもその国民や常居所者と同じ条件で裁判援助を受けることができること、締約国はそれを管轄する官署を設置すること等を定める。締約国数：24 (2008.11.5 現在)
241 信託の準拠法及びその承認に関する条約 Convention on the Law Applicable to Trusts and on their Recognition.	1985.7.1 作成 (ハーグ) 1992.1.1 発効	23 ILM 1389 邦訳：民月 39 (12)、 信託法 12	信託の準拠法は、信託者の書面による選択により、選択がない場合には信託の管理地、信託財産の所在地などの密接な関連地の国の法とすることを定める。締約国数：12 (2008.11.5 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
242 国際物品売買契約の準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Contracts for the International Sale of Goods.	1986.12.22 作成 (ハーグ) 未発効	24 ILM 1573 邦訳：民月 41 (1)	1955 年の条約 (項番 221) に代わるもので、国際物品売買契約に関する国際連合条約 (わが国批准済み平成 20 年 7 月 7 日条約第 8 号) の実体規定を補う条約。売買契約には当事者が合意により選択した国の法が適用になり、当事者の選択がない場合は、原則として契約時の売主の営業者の所在地国の法が適用になることなどを定める。署名国数：4、批准国数：2 (2008.12.8 現在)
243 死亡による遺産相続の準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Succession to the Estates of Deceased Persons.	1989.8.1 作成 (ハーグ) 未発効	28 ILM 150 邦訳：民月 44 (1)、 家月 41 (6)	被相続人の死亡時の常居所で同時に国籍国の場合、および被相続人が死亡の直前 5 年以上常居所としていた国の場合は、その国の法により、その他の場合は国籍国の法によることを定める。署名国数：4、批准国数：1 (2008.12.8 現在)
244 国際的養子縁組に関する保護及び協力に関する条約 Convention on Protection of Children and Co-operation in Respect of International Adoption.	1993.5.29 作成 (ハーグ) 1995.5.1 発効	32 ILM 1134 邦訳：民月 48 (11)	国際的養子縁組に際し、養子の送出国・受入国の当局が実施しなければならない事項、当局間の情報の交換等を定める。◆未批准の理由：「例えばこの条約の中で、国家間にまたがる養子縁組を行うに当たりましては、子の出身国の権限のある当局が縁組が子の最善の利益に合致する旨の決定を行う等、そういった措置がある、もちろんこれは送り出す側の方でございます。そして、受け入れる側もどういう形で具体的な養子縁組の実施を進めていくかということについて、送り出す国と受け入れる側との当局間の合意が必要であるというふうなことも規定されてございます。これは、これまで我が国においてはなかなかこういった制度はございませんでした。...(中略)... 我が国の制度に照らしてどういった問題点があるかにつきましては、今後さらに検討を進めていく必要があるかと思っております。」(門司健次郎外務省大臣官房審議官 衆・外務 平 16.6.9) との国会答弁がある。締約国数：76 (2008.10.20 現在)
245 親責任及び子の保護措置に関する管轄、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約 Convention on Jurisdiction, Applicable Law, Recognition, Enforcement and Co-operation in Respect of Parental Responsibility and Measures for the Protection of Children.	1996.10.19 作成 (ハーグ) 2002.1.1 発効	35 ILM 1391 邦訳：民月 52 (6)	子どもの居住する国、難民である子どもについては亡命先の国の当局が、その子どもの人格及び財産を保護するための措置をとる管轄権を有すること等を定める。締約国数：15 (2008.10.20 現在)
246 成年者の国際的保護に関する条約 Convention on the International Protection of Adults.	2000.1.13 作成 (ハーグ) 2009. 1.1 発効	39 ILM 7 邦訳：民月 55 (11)	人的能力の障害などにより、自分の利益を擁護できない成年者の国際的保護に関し、国際的管轄権、準拠法、外国保護措置の承認・執行、国家間協力等を定める。締約国数：3 (2008.10.20 現在)
247 管轄合意に関する条約 Convention on Choice of Court Agreements.	2005.6.30 作成 (ハーグ) 未発効	44 ILM 1294 邦訳：民月 60 (11)、 国私年報 7	基本的には専属的管轄合意を対象として、管轄合意により選択された裁判所が裁判を行うこと、選択されなかった裁判所に提訴された場合に、その裁判所は、その訴訟手続の停止又は訴えの却下を行うこと、また、すべての締約国は、管轄合意により選択された他の締約国の裁判所の判決を承認・執行することを定める。署名国数：1 (2008.11.28 現在)
248 口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約 Convention on the Law Applicable to Certain Rights in Respect of Securities held with an Intermediary.	2006.7.5 作成 (ハーグ) 未発効	46 ILM 649 邦訳：民月 58 (9)、 国私年報 5、 旬商 1697	間接保有形態の証券決済システムの下での証券の譲渡や担保提供に関する準拠法決定ルールについて、原則として、当事者自治を認めるとともに、当事者が選択し得る法律としては、関連口座管理機関が要件を満たす事務所を有している国の法律に限定すること等を定める。署名国数：3 (2008.11.28 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
249 子及びその他の親族の扶養料の国際的な回収に関する条約 Convention on the International Recovery of Child Support and Other Forms of Family Maintenance.	2007.11.23 作成 (ハーグ) 未発効	ハーグ国際司法裁判所 HP に原文有 外務省 HP に仮訳有 (http://www.mofa.go.jp/)	原則としての 21 歳未満の者に対する親の扶養及びその他の親族間扶養について、扶養料の国際的な回収について実効性を確保するため、各締約国が指定する中央当局による行政協力、扶養義務に関する決定等の承認・執行等のルールを定める。署名国数：1 (2008.11.28 現在)
250 扶養義務の準拠法に関する議定書 Protocol on the Law Applicable to Maintenance Obligations.	2007.11.23 作成 (ハーグ) 未発効	ハーグ国際司法裁判所 HP に原文有 外務省 HP に仮訳有 (http://www.mofa.go.jp/)	親族関係、親子関係、婚姻関係又は姻族関係から生ずる扶養義務の準拠法について、原則として、扶養権利者の常居所地法によること、およびその例外を定める。署名国数：0 (2008.11.28 現在)

13. 万国海法会起草条約

万国海法会で起草された条約は、外交会議により採択され成立する。寄託はベルギー政府。起草条約の批准状況は万国海法会のホームページで確認することができる。
<http://www.comitemaritime.org/ratific/brus/bruidx.html> (2008.12.8 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
251 船舶先取特権及び抵当権に関するある規則の統一のための国際条約 International Convention for the Unification of Certain Rules relating to Maritime Liens and Mortgages.	1926.4.10 作成 (ブリュッセル) 1931.6.2 発効	120 LNTS 187	先取特権の内容や抵当権との関係での順位等を定める。先取特権については後の航海にかかる債権が優先するという原則を定める。英米法系の国が加入していない。項番 257 参照。締約国数：28 (2008.9.25 現在)
252 国の船舶の免責に付いての規定の統一に関する国際条約及び追加議定書 International Convention for the Unification of Certain Rules relating to the Immunity of State-owned Vessels, and Additional Protocol.	1926.4.10 作成 (ブリュッセル) 1936.2.23 発効	176 LNTS 199、 176 LNTS 215 邦訳：条約集 4 集 8 巻 (72) [原文・ 邦訳とも (条約のみ)]	政府の用途及び非商業的用途で使用される船舶及び船荷については、拿捕・差押・抑留を受けない特権を認めることを定める。条約は 1926.4.10 署名。追加議定書は 1934.5.24 署名。締約国数：31 (2008.9.25 現在)
253 衝突についての民事管轄権についてのある規則の統一に関する国際条約 International Convention on Certain Rules concerning Civil Jurisdiction in Matters of Collision.	1952.5.10 作成 (ブリュッセル) 1955.9.14 発効	439 UNTS 217 邦訳：海法復刊 1	1910 年の船舶衝突に付いての規定の統一に関する条約 (わが国批准済み大正 3 年 2 月 10 日条約第 1 号) が、民事裁判管轄についての規定を欠いていたために、この条約で定める。被告の住所、差押地、内水で起きた場合は衝突地の裁判所のうち、原告はいずれかを選べることを定める。締約国数：74 (2008.9.25 現在)
254 船舶衝突その他の航海事故の刑事管轄権についてのある規則の統一に関する国際条約 International Convention for the Unification of Certain Rules relating to Penal Jurisdiction in Matters of Collision or Other Incidents of Navigation.	1952.5.10 作成 (ブリュッセル) 1955.11.20 発効	439 UNTS 233 邦訳：海法復刊 1	外海での衝突事故についての船員の刑事裁判は、その旗国の管轄とすることを定める。締約国数：81 (2008.9.25 現在)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
255 航海船舶のアレストについてのある規則の統一に関する国際条約 International Convention for the Unification of Certain Rules relating to the Arrest of Sea-Going Ships.	1952.5.10 作成 (ブリュッセル) 1956.2.24 発効	439 UNTS 193 邦訳：海法復刊 1	船舶のアレストは海事請求権によらなければならないことを定める。なお、この条約では発航準備を終えた船舶に対するアレストを認めているが、わが国の商法 689 条はそれを禁じている。締約国数：80 (2008.9.25 現在)
256 製造中の船舶に関する諸権利の登記についての条約 Convention relating to registration of Rights in Respect of Vessels under Construction.	1967.5.27 作成 (ブリュッセル) 未発効	海法復刊 13 [原文・邦訳(抄) とも]	締約国が、製造中の船舶について外国人等の買主のための担保権を設定するための登記制度を国内法で設定することを定める。◆未批准の理由：「この条約の諸規定は、造船金融は造船の最初の段階から船舶所有権を取得する買主のために行われることを前提としている。日本での慣行は、買主に船舶を引き渡すときまで所有権を留保する造船者のために行われている ... (中略) ... 日本が、近い将来に、この条約に加わることは考えられない」「(製造中の船舶に関する諸権利の登記についての条約の成立について」海法復刊 13 p.112 外交会議での平原日本代表の発言) 批准国数：5 (2008.9.25 現在)
257 船舶先取特権及び抵当権に関するある規則の統一のための国際条約 International Convention for the Unification of Certain Rules relating to Maritime Liens and Mortgages, 1967.	1967.5.27 作成 (ブリュッセル) 未発効	Cmnd 3614、 海法復刊 13 [原文・邦訳(抄) とも]	1926 年の上記条約 (項番 251) に代わる条約。航海の前後によって先取特権の順位を決める規定などを改正する。批准国数：5 (2008.12.8 現在)
258 1910 年の救援救助に関するある規則の統一のための国際条約の改正議定書 Protocol to amend the 1910 International Convention for the Unification of Certain Rules of Law relating to Assistance and Salvages at Sea.	1967.5.27 作成 (ブリュッセル) 1977.8.15 発効	海法復刊 13 [原文・邦訳とも]	1910 年の条約 (わが国批准済み大正 3 年 2 月 10 日条約第 2 号) では軍艦及び公共に供する船舶には適用がなかったが、それらに対する救助も含めるように改正する議定書。締約国数：10 (2008.9.25 現在)

14. 米州機構 (OAS) 寄託条約

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
259 パナマ運河の永世中立及び運営に関する条約の議定書 Protocol to the Treaty concerning the Permanent Neutrality and Operation of the Panama Canal.	1977.9.7 作成 (ワシントン) 1980.3.7 発効	16 ILM 1042, 1161 UNITS 204、 Cmnd 8833 邦訳：基本、国際	パナマ運河の永久中立と運営に関する条約はパナマと米国の条約だが、それに付随するこの条約は多数国間条約である。締約国が永久中立を承認、尊重することを定める。締約国数：41 (2008.9.25 現在)

15. 欧州評議会寄託条約

寄託条約の本文と批准状況は欧州評議会のホームページで確認することができる。
<http://conventions.coe.int/Treaty/Commun/ListeTraites.asp?CM=8&CL=ENG> (2008.12.9 最終アクセス)

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
260 生物学及び医学の応用に関する人権及び人間の尊厳の保護のための条約（人権及び生物医学に関する条約） Convention for the Protection of Human Rights and Dignity of the Human Being with Regard to the Application of Biology and Medicine: Convention on Human Rights and Biomedicine.	1997.4.4 署名開 放 (オヴィエド) 1999.12.1 発効	36 ILM 817 邦訳：外国 202	生物学及び医学の応用において、すべての人間の尊厳とアイデンティティを保護し、安全性とその他の権利、基本的な自由を尊重することを定める。日本は評議会の加盟国ではないが、この条約に直接署名できるオブザーバー資格を得ている。締約国数：21（2008.7.20 現在）
261 子に関わる接触に関する条約 Convention on Contact concerning Children.	2003.5.15 採択 (ストラスブル) 2005.9.1 発効	欧州評議会 HP に 原文有	欧州評議会が採択した子どもが通常同居していない家族等と面会したり連絡を取り合う権利を規定する。締約国数：5（2008.12.2 現在）
262 人身売買に対する行動に関する欧州評議会条約 Council of Europe Convention on Action against Trafficking in Human Beings.	2005.5.16 署名開 放 (ワルシャワ) 2008.2.1 発効	45 ILM 12	人身売買に対抗するため、国際協力を推進し、捜査と訴追を確保しながら被害者と証人に保護、援助を提供する包括的枠組みを定める。日本は署名、批准の資格を与えられている。締約国数：10（2007.12.8 現在）

16. その他

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
263a 難民たる船員に関する協定 Agreement relating to Refugee Seamen.	1957.11.23 作成 (ハーグ) 1961.12.27 発効	506 UNTS 125 邦訳：難民	難民たる船員について、難民条約（わが国批准済み昭和 56 年 10 月 15 日条約第 21 号）第 28 条が規定する国外への旅行証明書の発行を受けられる、合法的に滞在している者の要件を示すこと等を定める。締約国数：20（2008.12.5 現在）
263b 難民たる船員に関する協定の議定書 Protocol relating to Refugee Seamen.	1973.6.12 作成 (ハーグ) 1975.3.30 発効	965 UNTS 445、 Cmnd 6035 邦訳：難民	難民の地位に関する議定書に相当するもので、上記協定（項番 263a）が準用する難民条約には「1951 年 1 月 1 日以前の事件の結果として、難民となったこと」が要件となっているが、その要件を取り除くことを定める。締約国数：16（2008.12.5 現在）
264 アジア太平洋宇宙科学技術教育センター設立協定 Agreement for the Establishment of the Centre for Space Science and Technology Education in Asia and the Pacific.	1995.11.1 採択 (ニューデリー) 2003.3.9 発効	2219 UNTS 15	インドに「アジア太平洋宇宙科学技術教育センター」を設立する協定。アジアの学生に対し、リモートセンシング、衛星気象、衛星通信、宇宙科学の 4 分野での研修、教育を行う。締約国数：15（2008.11.27 現在）

条約名	採択日／発効日	テキスト	内容・締約国数・その他
265 WTO 法支援センター (ACWL) 設立協定 Agreement establishing the Advisory Centre on WTO Law.	1999.11.30 作成 (シアトル) 2001.7.15 発効	2299 UNTS 249、 Cm5736	ACWL (Advisory Centre on WTO Law) は、WTO での紛争解決手続に関する開発途上国に対し法的助言、費用負担といった扶助を行うための組織である。日本は未加盟である。締約国数：37 (2008.3.25 現在)
266 民間防衛枠組条約 Framework Convention on Civil Defence Assistance.	2000.5.22 採択 (ジュネーブ) 2001.9.23 発効	2172 UNTS 213	民間防衛機構の目的、役割、枠組について定める。締約国数：13 (2008.7.20 現在)
267 南東大西洋における底魚資源等の保存・管理のための条約 Convention on the Conservation and Management of Fishery Resources in the South East Atlantic Ocean.	2001.4.20 採択 (ウイントフック) 2003.4.13 発効	41 ILM 257、 OJ 2002, L 234/40	南東大西洋を対象水域とし、カツオ・マグロ類などの高度回遊性魚種を除く底魚資源の保存管理にについて定める。締約国数：5 (2008.8 現在)
268 国際航空運送の自由化に関する多国間協定 Multilateral Agreement on the Liberalization of International Air Transportation (MALIAT).	2001.5.1 採択 (ワシントン) 2001.12.21 発効	02-1 CTIA 259	APEC 諸国が締結した航空運送の自由化に関する協定。航空市場の自由化に関しては二国間の「オープンスカイ協定」がそれぞれ個別に締結されているが、その多数国間の形での締結を目的としている。自由な路線を原則とする。選択加入の議定書も採択されている。締約国数：9 (2008.11.22 現在)
269 国際貿易情報センター (AITIC) を政府間組織として設立する協定 Agreement establishing the Agency for International Trade Information and Co-operation as an Intergovernmental Organisation.	2002.12.9 署名 (ジュネーブ) 2004.4.30 発効	2256 UNTS 417、 Cm 5844	加盟した先進国が開発途上国に対し、WTO 等の多角的貿易体制の活動へ積極的に参加できるよう援助することを定める。開発途上国への協力のためにスイス政府が創設した組織が、この協定により政府間の国際的な組織に転換された。締約国数：59 (2008.10 現在)
270 環境保護に関する南極条約議定書の附属書 VI (環境上の緊急事態から生じる責任に関する附属書) Annex VI to the Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty, Liability arising from Environmental Emergencies.	2005.6.17 採択 (ストックホルム) 未発効	45 ILM 5	南極地域で活動中の事業者による環境に影響を与える事故を予防するとともに、事故が起きた場合にも迅速に対応措置が取られ、環境への影響を最小限に抑えることを目的として、環境上の緊急事態への対応措置及び責任について定める。批准国数：2 (2008.7.20 現在)
271 クラスター弾に関する条約 Convention on Cluster Munitions.	2008.5.30 採択 (ダブリン) 未発効	国連 Treaty Collection の HP に 原文有	クラスター爆弾の使用、開発、製造、調達、備蓄、移転を禁止する条約。わが国は 2008 年 12 月 3 日に署名済み。署名国数：97 (2008.12 現在)

「基本情報シリーズ」

既刊

- | | |
|--------------------|----------|
| ①諸外国の付加価値税（2008年版） | 2008年10月 |
| ②主要国の各種法定年齢 | 2008年12月 |

調査資料 2008-3-c
基本情報シリーズ③

わが国が未批准の国際条約一覧
(2009年1月現在)

平成21年3月25日発行
ISBN 978-4-87582-682-8

国立国会図書館調査及び立法考査局
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03(3581)2331
bureau@ndl.go.jp

*本書は、下記に掲載のPDFファイルでもご覧いただけます。

- ・「調査の窓」(イントラネット)の「刊行物」のページ
- ・国立国会図書館ホームページ<<http://www.ndl.go.jp/>>
トップ>国会サービス関連情報「立法調査資料」>調査資料>平成21年刊行分

List of International Conventions not yet ratified by Japan

Research and Legislative Reference Bureau

National Diet Library

Tokyo 100-8924, Japan

E-mail : bureau@ndl.go.jp

Research
Materials
2008-3-c

ISBN 978-4-87582-682-8